

平成29年12月25日～平成30年1月24日  
パブリックコメント

# 川西市障がい者プラン 2023

～みんなとつながる 安心と共生のまち～

(案)

第7次川西市障がい者計画（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）

#### 障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について .....	4
3. 計画の位置づけ .....	5
4. 計画の期間 .....	7
第2章 障がい者を取り巻く現状 .....	8
1. 前計画の成果と課題 .....	8
2. 障がい者の現状 .....	12
3. 障がい者福祉施設の現状 .....	18
4. アンケート結果の概要 .....	20
5. ワークショップの概要 .....	41
6. 障がい者を取り巻く課題 .....	48
第3章 計画の基本的な考え方 .....	60
1. 川西市の障がい者施策が目指す姿（基本理念） .....	60
2. 計画の基本目標 .....	60
第4章 施策の展開 .....	65
基本目標1 とともに支え合うことのできる地域づくり .....	65
基本目標2 本人の意思を尊重した社会参加の促進 .....	73
基本目標3 安心して暮らすためのサービスの充実 .....	82
基本目標4 障がい児支援の充実 .....	94
第5章 第5期障がい福祉計画 .....	100
1. 成果目標の設定 .....	100
2. 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策 .....	104
3. 地域生活支援事業の実施に関する事項 .....	124
第6章 第1期障がい児福祉計画 .....	134
1. 成果目標の設定 .....	134
2. 障害児通所支援等の見込量及び確保の方策 .....	136
第7章 計画の推進体制 .....	145
資料 .....	148



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 . 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい者施策は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者（児）」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、さまざまな制度が整備されてきました。

平成 15 年には、行政が障がい者に必要なサービスの内容を決定する「措置制度」に代わり、障がい者が自らサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。さらに、平成 18 年には障害者自立支援法が施行され、「支援費制度」では対象となっていなかった精神障がい者を含め、すべての障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要なサービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

また、同年には、国連において、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。

わが国は、平成 19 年に障害者権利条約に署名し、批准に向けた国内法整備が進められることになりました。平成 23 年には、障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生じるという「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられるとともに、障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）が制定されました。

また、平成 24 年には、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に「難病等<sup>1</sup>により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者」も含むこととされるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が制定されました。

さらに、平成 25 年には、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法の一部改正や、障害者基本法の差別禁止の基本原則を具体化する、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定が行われました。

こうした障がい者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、国では、地域社会における共生や差別の禁止、国際的協調を基本原則として、第 4 次障害者基本計画を策定し、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進が図られているほか、兵庫県では、平成 27 年 3 月に「ひょうご障害者福祉計画」を策定し、自己決定と共生の理念を基礎として、「障がいのある人もない人も、皆が支え合い、住みたい地域や場所で、ともに暮らしていけること」を 2020 年度の目標に障がい者福祉の向上に取り組んでいます。

<sup>1</sup>治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病

本市においても、平成25年に策定した「第5次川西市総合計画」が目指す都市像である「であいふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」の実現に向け、平成27年3月に「第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）」を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に展開してきました。

しかし、この間の障がい者を取り巻く現状をみると、障がいの多様化や本人及び介護者の高齢化が一層進んでおり、障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援の充実が求められているほか、地域生活への移行を進めていくための仕組みづくりや、就労支援、権利擁護、障がい児支援といったさまざまな課題への対応が求められています。

また、第4期障がい福祉計画の期間満了に伴い、平成30年度から32年度までの間の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定める必要があるほか、児童福祉法の改正により、新たに、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定めることとなりました。

そこで、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、中長期的な視点に立って、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりを継続的に推進していくため、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるべく、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を含む、「川西市障がい者プラン2023（第7次川西市障がい者計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

近年の障がい者施策の動向

年	主な動き
平成18年	<p><b>障害者自立支援法の施行（4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体、知的、精神の3障害のサービスを一元化</li> <li>・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入</li> </ul> <p><b>国連総会で障害者権利条約を採択（12月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に関する初の国際条約</li> <li>・人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有</li> <li>・差別の禁止、合理的配慮の提供</li> </ul> <p><b>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（12月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進</li> </ul>
平成19年	<p><b>日本が障害者権利条約に署名（9月）</b></p>
平成23年	<p><b>改正障害者基本法の施行（8月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の定義の見直し（医学モデルから社会モデルへ）</li> <li>・地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調</li> </ul>
平成24年	<p><b>改正障害者自立支援法、改正児童福祉法の施行（4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい者を障害者自立支援法の対象として明確化</li> <li>・支給決定プロセスの見直し（計画相談支援の必須化）</li> <li>・障がい児支援を児童福祉法に一元化 （児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設）</li> </ul> <p><b>障害者虐待防止法の施行（10月）</b></p>
平成25年	<p><b>障害者総合支援法（改正障害者自立支援法）の一部施行（4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の範囲に難病等を追加</li> </ul> <p><b>障害者優先調達推進法の施行（4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者施設等が供給する物品等の国や地方公共団体による調達を推進</li> </ul>
平成26年	<p><b>日本が「障害者権利条約」を批准（1月）</b></p> <p><b>障害者総合支援法の全面施行（4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害程度区分を障害支援区分に見直し</li> </ul> <p><b>改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行（4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し</li> </ul>
平成28年	<p><b>障害者差別解消法の施行（4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供</li> </ul> <p><b>改正障害者雇用促進法の施行（4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に対する差別の禁止、事業主による合理的配慮の提供義務</li> <li>・精神障がい者の雇用義務化（平成30年4月から）</li> </ul> <p><b>成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（5月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進</li> </ul> <p><b>改正発達障害者支援法の施行（8月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ目のない支援、家族なども含めた支援、地域の支援体制構築</li> </ul>
平成30年	<p><b>改正障害者総合支援法、改正児童福祉法の施行（4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、共生型サービスの創設</li> <li>・障害児福祉計画の策定</li> </ul>

## 2 . 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について

障害者権利条約が採択される以前の「障がい」のとらえ方は、心身の機能の障がいのみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。しかし、同条約では、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁<sup>2</sup>と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

この考え方を踏まえ、障害者基本法では、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定めています。また、「その他の心身の機能の障害」には、難病等に起因する障がいも含まれると解されています。

本計画が対象とする「障がい者」についても、原則として、障害者基本法の定義する「障害者」と同じですが、個々の法律で障がい者の範囲を限定して定義している場合は、その定義に従います。

また、本計画中、「障がい者」という表記は、原則として年齢を問わず、障がいのある人すべてを指します。ただし、18歳未満の障がいのある子どもを特に指す必要がある場合や、障がいのある子どもが含まれていることを明示する必要がある場合は、「障がい児」や「障がい者（児）」という表記を用います。

---

<sup>2</sup> 障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの



## 3 . 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

#### 市町村障害者計画

市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するもので、本市の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

##### 障害者基本法（昭和45年法律第84号）

###### 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### 市町村障害福祉計画

厚生労働大臣の定める基本指針<sup>3</sup>（以下「基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込量を定めるものです。

##### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

###### 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### 市町村障害児福祉計画

基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込量について定めるものです。

##### 改正児童福祉法（昭和22年法律第164号） 平成30年4月1日施行

###### 第33条の20第1項

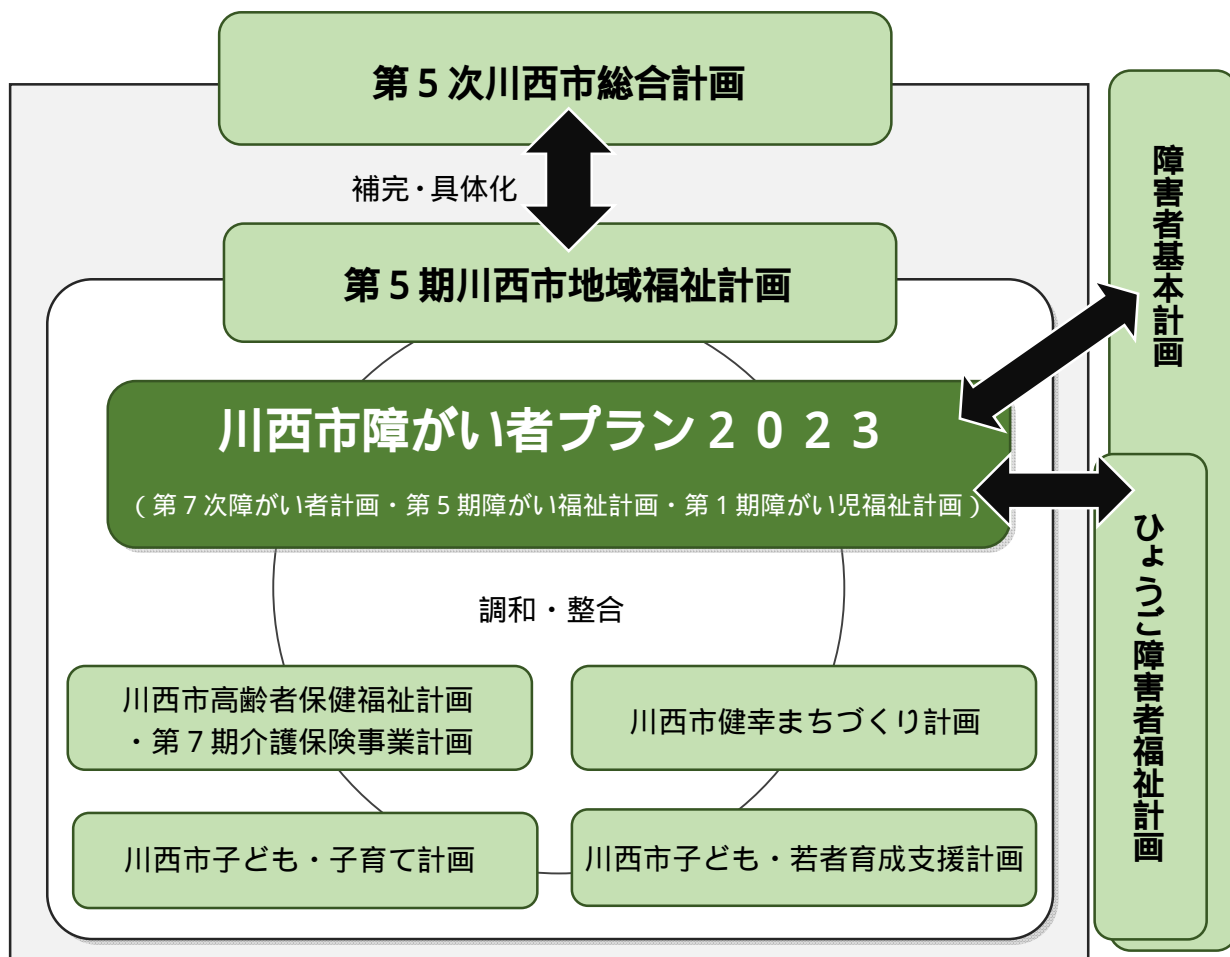
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

<sup>3</sup> 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

## (2) 関連する計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」及び兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を基本とするとともに、上位計画である「第5次川西市総合計画」を補完、具体化する「第5期川西市地域福祉計画」の障がい者福祉に関する分野別計画に位置づけられるものです。

また、各分野別計画である「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」、「川西市健幸まちづくり計画」、「川西市子ども・子育て計画」及び「川西市子ども・若者育成支援計画」との調和、整合を図りながら、今後、達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。本計画で示す内容は、障がいのある人をはじめ、市民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等及び市が取り組むべき障がい者福祉分野の基本的な指針となるものです。



## 4 . 計画の期間

本市では、平成18年の障害者自立支援法の施行以来、3年を1期として定めることとされている市町村障害福祉計画の期間に合わせ、3年ごとに市町村障害者計画と市町村障害福祉計画を一体的に策定してきました。

しかし、国の定める「市町村障害者計画策定指針」では、市町村障害者計画は、中長期のものとして策定することが適当とされているほか、兵庫県においても、都道府県障害者計画に該当する「ひょうご障害者福祉計画」は6年間を計画期間としていることなどを踏まえ、今回の計画から、計画の期間を3年間から6年間（平成30年度～35年度）に改めることとします。

なお、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として定めることとされているため、これらの計画に相当する部分（第5章及び第6章）は、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の改定を行う平成32年度に、本計画全体の総合的な中間評価を行うこととします。

27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
第6次障がい者福祉計画			川西市障がい者プラン2023（第7次障がい者計画）					
第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
			第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1. 前計画の成果と課題

第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）は、平成27年度から29年度までの3年間を計画期間として、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」との基本理念のもと、「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」「障がい者の社会参画の促進と生きがいつくり」「ともに支え合う地域づくり」の三つの基本目標を掲げ、数々の取り組みを進めてきました。ここでは、前計画期間中の主な成果と課題をまとめています。

#### 相談支援体制の拡充

市では、障がい者やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う総合的な相談支援窓口を設けていますが、相談支援体制のさらなる拡充を図るため、従来の「川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センター」及び「児童発達支援センター川西さくら園」に加え、新たに、平成28年10月に「ハピネス川西相談支援事業所」を開設しました。

このほか、民間事業者による、指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）も2か所開設され、本市の相談支援体制は一定充実しました。

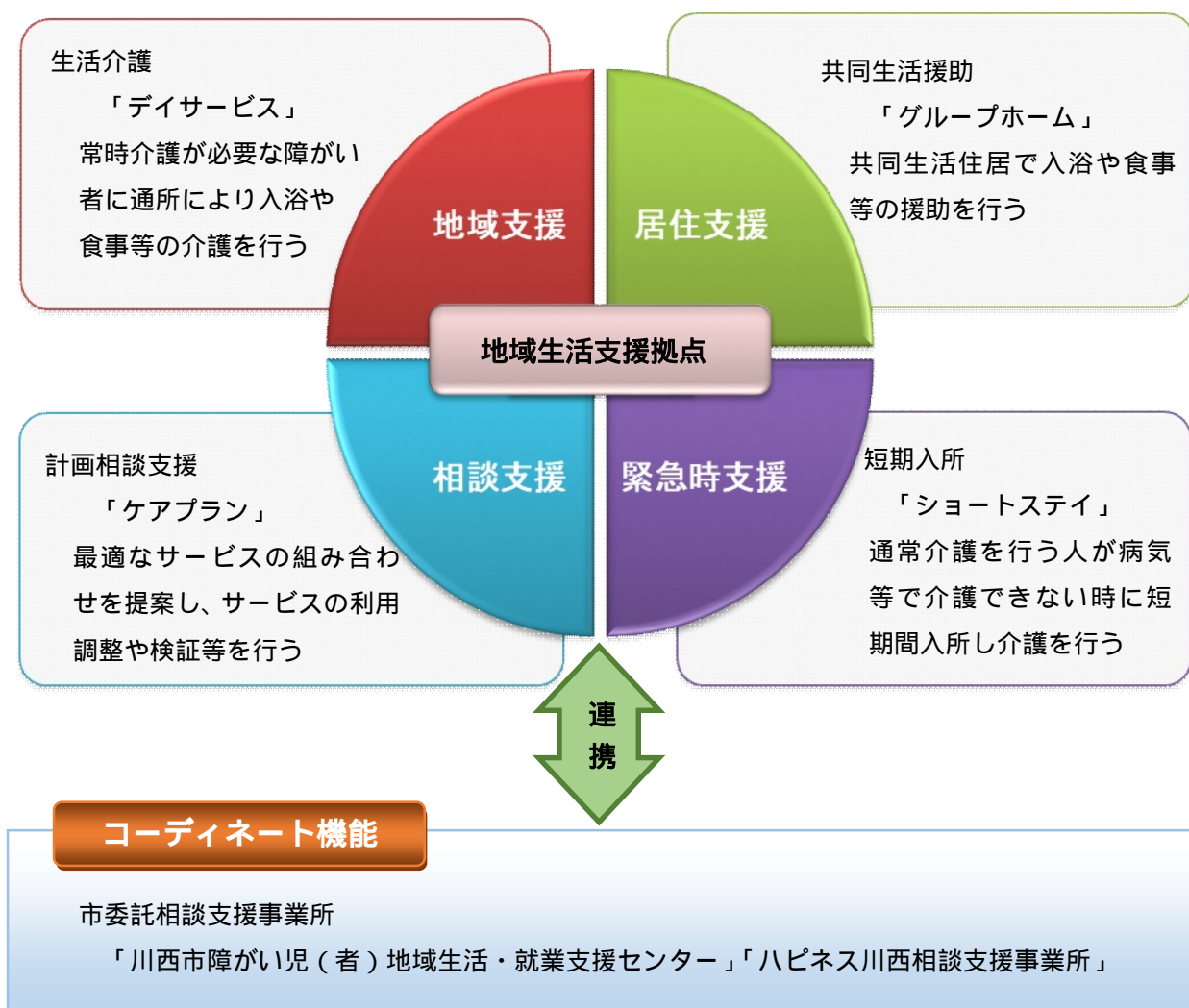
しかし、障がい者数は引き続き増加傾向が続いているほか、相談内容の多様化や複合化傾向も見られることから、相談支援体制の量的な拡大とともに、質的な向上も求められています。

	27年3月末	29年10月末
指定特定（指定障害児）相談支援事業所	2か所	5か所
上記のうち、障がい者（児）相談支援事業を併せて実施する事業所	2か所	3か所

#### 地域生活支援拠点の整備

障がい者の地域での生活を支援する機能を集約した「地域生活支援拠点」は、平成29年度末の完成を目指し、民間事業者による整備が進められています。市では、計画段階から事業者と緊密に連携を図り、施設用地の貸与のほか、社会福祉施設等施設整備費補助金の採択に向けた助言や関係機関との調整などの支援を行ってきました。

同拠点では、共同生活援助事業、生活介護事業、短期入所事業及び計画相談支援事業が実施されることとなっており、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談支援、あるいは緊急時の受け入れ体制の確保など、地域での暮らしの安心感を担保するため、これらの機能が有機的な連携のもとで提供されることが期待されています。



## グループホームの整備

障がい者やその介護者の高齢化により、自宅での生活が困難となる障がい者の増加が見込まれることに加え、福祉施設入所者の地域生活への移行を進める必要があることから、地域における居住の場の確保は極めて重要な課題となっています。

前計画期間中には、市内で2か所のグループホームが新たに開設されたほか、1か所で定員の増員（移転、統合）が行われ、計画当初と比較して、合計11人分の定員増となりました。

市では、県とともに、グループホーム新規開設サポート事業補助を行い、グループホームの整備を支援していますが、グループホームは、障がい者が地域で自立した生活を営む場として中心的な役割を担う施設であり、さらなる供給の拡大が求められています。また、障がいの程度が比較的重い人が入居することのできるグループホームの整備や、消防法令の改正に伴うスプリンクラー等の設置義務化への対応も必要となっています。

	27年3月末	29年10月末
施設数	7か所	8か所
定員数	33人	44人

---

### 保育所等訪問支援事業の実施

---

「保育所等訪問支援事業」は、保育所や幼稚園、小学校等を現在利用中の障がい児又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等での集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合に、障がい児施設で指導経験のある保育士等が当該保育所等を訪問し、障がい児本人や保育所等の職員に対して、専門的な支援等を行うもので、市内では3事業者がサービスを提供しています。

保護者と訪問先の保育所等及びサービス提供事業者の3者が、事前に、支援の方法や内容等について十分な意思疎通を図ることにより、サービスが円滑に実施されるよう取り組んでいます。

---

### サポートファイルの活用

---

「きんたくんサポートファイル」は、特別な支援や配慮を必要とするこどもが、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで、途切れることなく一貫した支援を円滑に受けられるように、その特徴や特性、これまで受けてきた支援の内容などを書き込むことのできるファイルです。

サポートファイルは、市ホームページから自由にダウンロードして利用できるほか、関係各課や相談支援事業所の窓口でも配布しており、このファイルを活用することにより、年齢に応じて支援する機関や利用するサービスが変わっても、一貫した支援が継続して行われることが期待されています。

---

## 障害者差別解消法に関する取り組み

---

障害者差別解消法は、障がい者を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の必要性について定めています。

市では、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布等を通じた周知や啓発を行うとともに、障がい者差別を解消するための取り組みを行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会（障害者施策推進協議会の所掌事務に追加）や障がい者差別解消庁内連絡会議を設置しました。

また、行政機関に対しては合理的配慮の提供が義務付けられている点を踏まえ、「川西市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、市職員が障がい者に対して適切に対応するよう、職員研修や先に触れた庁内連絡会議等を通じて周知徹底しています。

---

## 地域生活への移行

---

第4期障がい福祉計画では、障がい者福祉施設に入所している人が、当該施設を退所し、グループホームや一般住宅などに移行する人数について、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上に相当する14人を目標としていましたが、平成28年度末時点の移行者数は2人ととどまっており、目標値を大きく下回る状況にあります。

地域移行を進めていくためには、生活の場となるグループホームの整備をより一層推進するとともに、地域生活への移行や定着のための重点的な支援を行う「地域移行支援」や「地域定着支援」について、身近な地域でサービスが受けられる体制の整備が課題となっています。

---

## 一般就労への移行

---

第4期障がい福祉計画では、就労移行支援等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する人数について、平成24年度実績の2倍以上に相当する14人とすることを目標としていました。

平成28年度の移行実績は15人であり、目標値を上回る水準となっていますが、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練等の支援を行う「就労移行支援」について、計画当初、市内に2か所あったサービス提供事業所は、いずれも廃止又は休止となっており、市内ではサービスを受けることができない状況にあります。

一般就労への移行は、障がい者の自立に向けた支援として、さらに推進していく必要があるため、身近な地域でサービスが受けられる体制の整備が課題となっています。

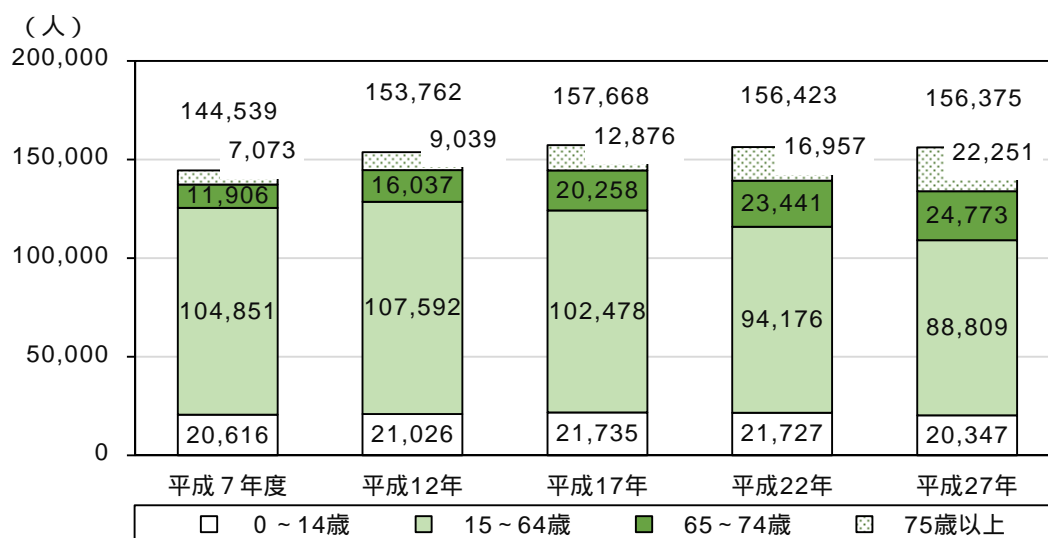
## 2 . 障がい者の現状

### (1) 総人口

平成27年時点での本市の総人口は、156,375人となっています。人口は、近年減少傾向にあり、将来推計においても、平成34年には、154,753人となる見込みです。

一方、次ページ以降に示すように、障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、その理由としては、高齢化の進行による身体機能の低下や認知症患者の増加、発達障がいの認知度上昇に伴う療育手帳取得者の増加、うつ病や不安障がいなどの社会的背景に基づく精神疾患の注目等が考えられます。

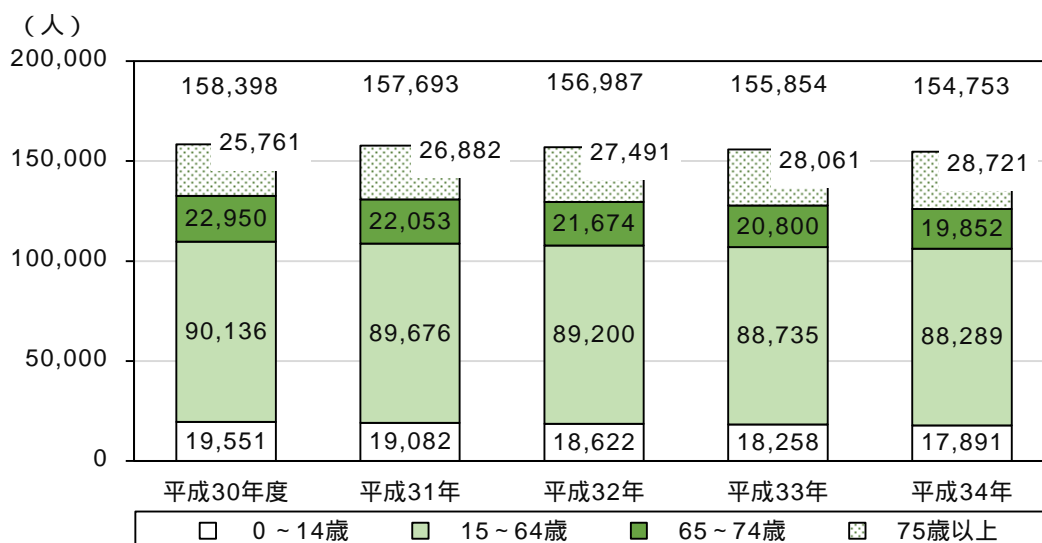
川西市の総人口の推移



資料：国勢調査

( ) 総人口は、年齢不詳者を含むため、各年齢層を足し合わせた数値と相違がある。

川西市の総人口の将来推計



資料：第5次川西市総合計画（計画期間：平成25～34年度）の策定に係る将来人口推計報告書（平成24年3月）に基づき算出

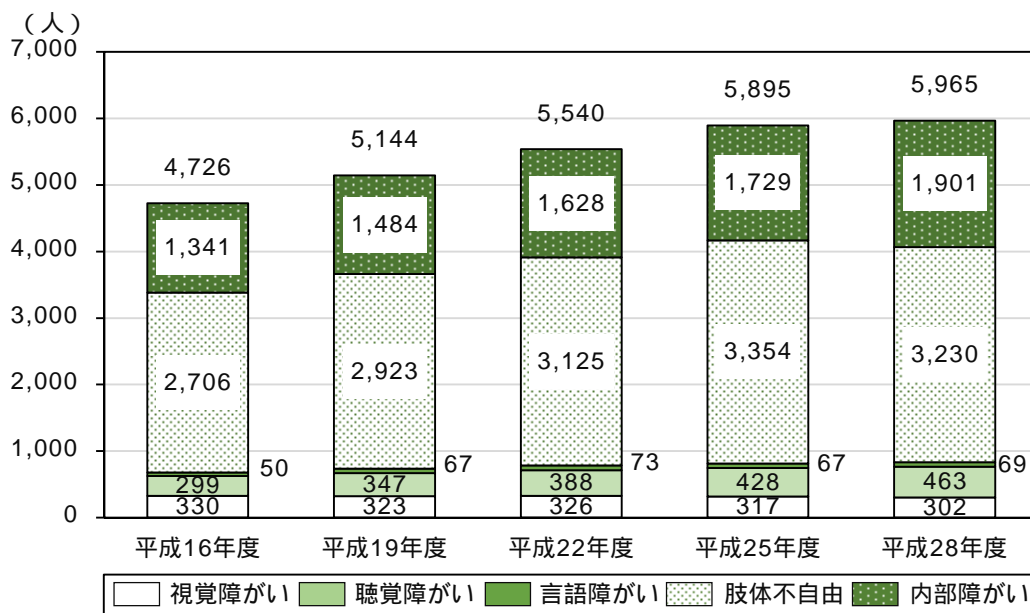


## (2) 身体障がい者

平成28年度末現在で本市の身体障害者手帳所持者数は5,965人です。平成25年度末からの3年間は、ほぼ横ばいとなっています。

障がい種別では、視覚障がい5.4%、聴覚障がい7.8%、言語障がい1.2%、肢体不自由54.1%、内部障がい31.9%で、肢体不自由が最も多く5割以上を占めています。

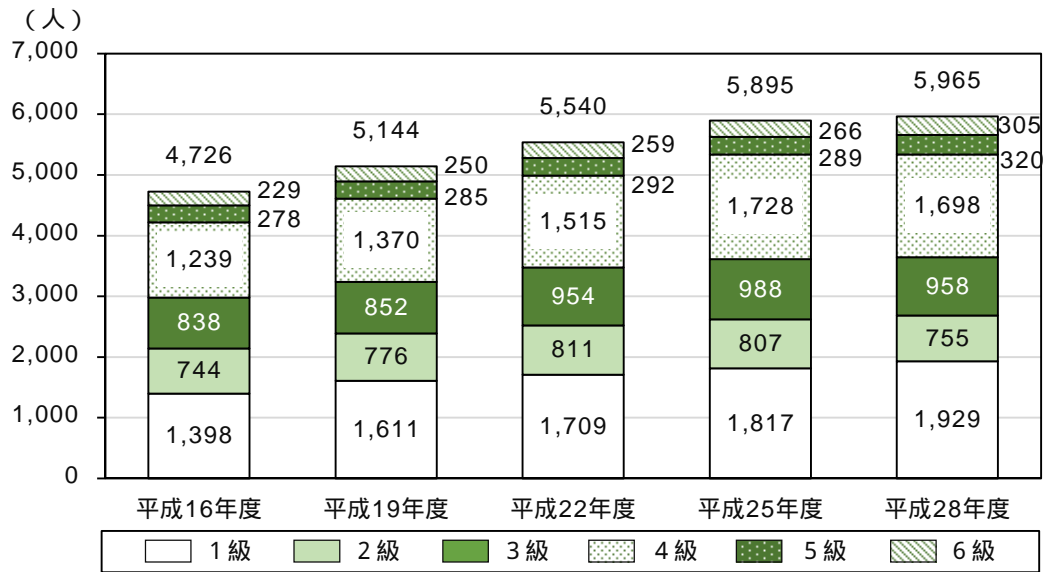
障がい種別身体障害者手帳所持者数（総数、各年度末現在）



障がい種別身体障害者手帳所持者数（各年度末現在、単位：人）

		16年度	19年度	22年度	25年度	28年度
視覚障がい	18歳未満	1	1	0	0	0
	18歳以上	329	322	326	317	302
聴覚障がい	18歳未満	14	12	17	16	16
	18歳以上	285	335	371	412	447
言語障がい	18歳未満	1	1	2	2	2
	18歳以上	49	66	71	65	67
肢体不自由	18歳未満	45	65	61	56	46
	18歳以上	2,661	2,858	3,064	3,298	3,184
内部障がい	18歳未満	18	17	14	20	20
	18歳以上	1,323	1,467	1,614	1,709	1,881

等級別身体障害者手帳所持者数（総数、各年度末現在）



等級別身体障害者手帳所持者数（児者別、各年度末現在、単位：人）

		16年度	19年度	22年度	25年度	28年度
1級	18歳未満	36	53	47	50	39
	18歳以上	1,362	1,558	1,662	1,767	1,890
2級	18歳未満	15	16	15	16	17
	18歳以上	729	760	796	791	738
3級	18歳未満	10	8	11	10	9
	18歳以上	828	844	943	978	949
4級	18歳未満	10	13	13	13	12
	18歳以上	1,229	1,357	1,502	1,715	1,686
5級	18歳未満	2	2	3	2	3
	18歳以上	276	283	289	287	317
6級	18歳未満	6	4	5	3	4
	18歳以上	223	246	254	263	301

等級別障がい種別身体障害者手帳所持者数（平成29年3月末現在、単位：人）

	総数	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	1,929	70	25	7	561	1,266
2級	755	96	82	8	545	24
3級	958	28	59	30	611	230
4級	1,698	27	151	24	1,115	381
5級	320	56	4	0	260	0
6級	305	25	142	0	138	0

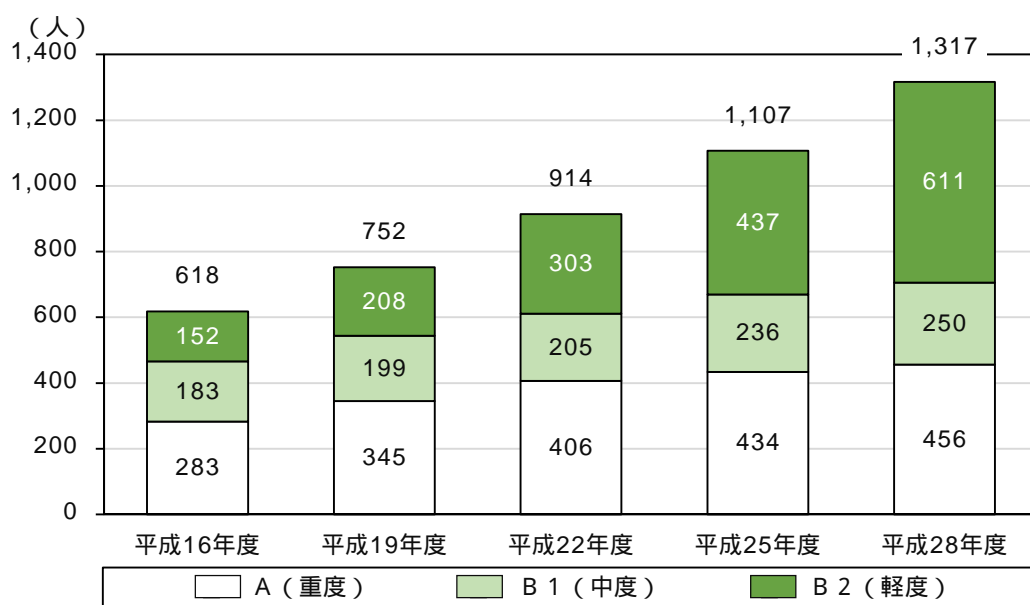
### (3) 知的障がい者

平成28年度末現在で本市の療育手帳所持者数は1,317人です。平成25年度末からの3年間で、約1.19倍に増加しています。

障がい程度別の構成比は、重度(A判定)34.6%、中度(B1判定)19.0%、軽度(B2判定)46.4%となっており、近年は軽度者の割合が増加しています。

なお、兵庫県では、知的障がいを伴わない発達障がいと診断された人について、精神障害者保健福祉手帳のほか、療育手帳(B2判定)も交付の対象となっています(神戸市を除く)。

療育手帳所持者数(総数、各年度末現在)



療育手帳所持者数(児者別、各年度末現在、単位:人)

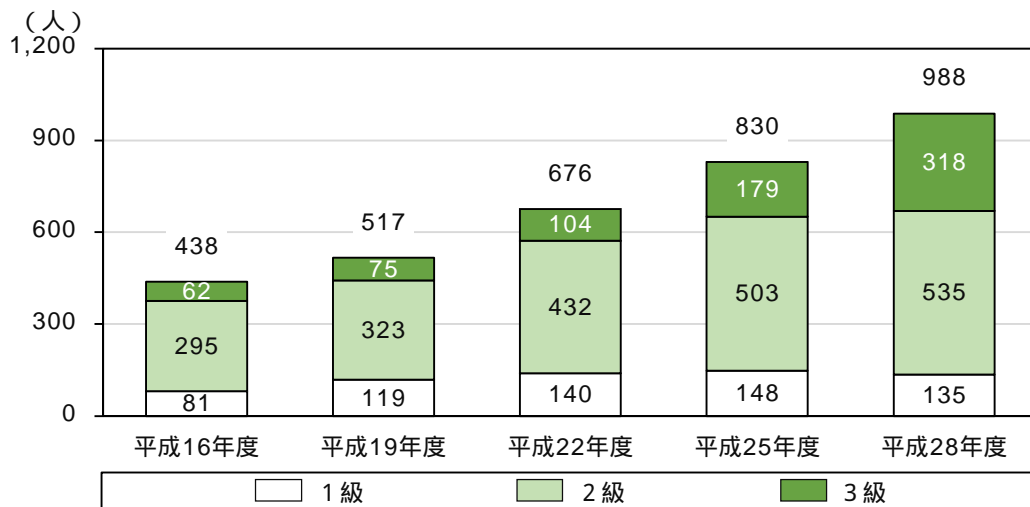
		16年度	19年度	22年度	25年度	28年度
A (重度)	18歳未満	90	109	102	94	93
	18歳以上	193	236	304	340	363
B1 (中度)	18歳未満	54	61	53	62	63
	18歳以上	129	138	152	174	187
B2 (軽度)	18歳未満	63	122	191	256	379
	18歳以上	89	86	112	181	232

## (4) 精神障がい者

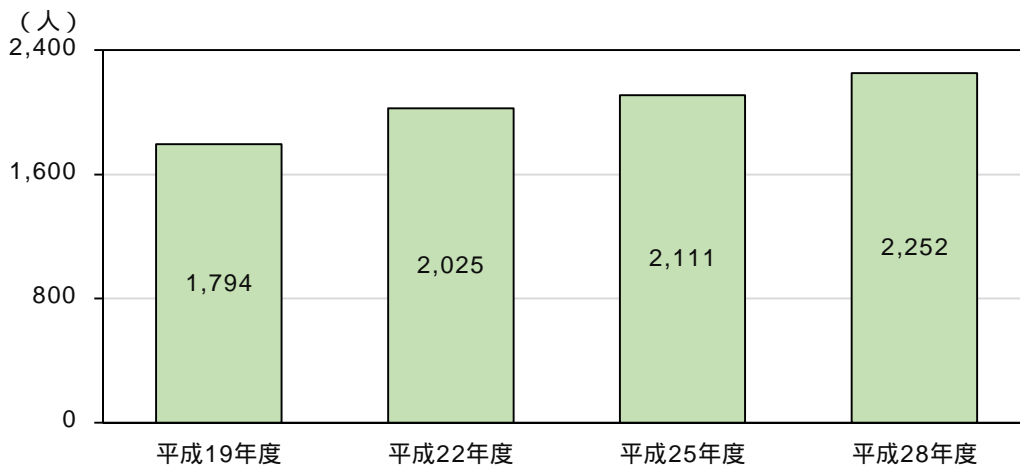
平成28年度末現在で本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は988人です。平成25年度末からの3年間で、約1.19倍に増加しています。

また、精神疾患の治療のため、通院による精神医療を継続的に必要とする人の自己負担額を軽減する自立支援医療（精神通院）制度の受給者数についても年々増加傾向にあり、同じく平成28年度末現在で2,252人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）



自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度末現在）



## ( 5 ) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。

平成 2 9 年 3 月末現在の認定状況は、以下のとおりです。

( 単位 : 人 )

	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2	区分 1	合計
全 体	1 1 6	8 6	1 2 8	1 2 7	7 7	1 0	5 4 4
身体障がい	8 1	3 0	3 6	3 1	2 3	4	2 0 5
知的障がい	9 2	7 3	1 0 1	8 0	3 8	5	3 8 9
精神障がい	1	6	8	3 5	2 3	2	7 5

注: 重複障がい者は障がい種別ごとに計上しているため、種別ごとの合計と全体の合計は一致しません。

### 3 . 障がい者福祉施設の現状

平成29年10月末現在で川西市内に所在する障がい者福祉施設の状況は、前計画当初(平成27年3月末)と比較すると、障害福祉サービスでは、これまで市内になかった就労継続支援(A型)が2か所新設されたほか、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助の各サービスで事業所数が増加している一方、就労移行支援2か所が、廃止又は休止により市内に事業所がなくなったほか、居宅介護、重度訪問介護、就労継続支援(B型)で事業所数が減少しています。

また、障害児通所支援では、保育所等訪問支援が3か所新設されたほか、児童発達支援、放課後等デイサービスとも、高い利用ニーズを背景として事業所数が増加しています。

計画相談支援及び障害児相談支援では、相談支援体制の整備に努めた結果、事業所数が3か所増加しました。

地域生活支援事業では、地域活動支援センターが2か所減少しましたが、移動支援及び日中一時支援はそれぞれ1か所増加しています。

第4期兵庫県障害福祉計画(平成27年度～29年度)では、障害福祉サービス等の提供体制について、整備区域を「県域」「障害保健福祉圏域」「市町域」の3層構造で設定しています。このうち、市町域で整備することとされているものは、居宅介護等の訪問系サービス、共同生活援助(グループホーム)、相談支援、生活介護、就労継続支援(B型)及び障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)です。

本市における供給状況をみると、訪問系サービス、相談支援、障害児通所支援については、概ね需要に応じた供給量を確保できていますが、共同生活援助、生活介護、就労継続支援(B型)では、利用実績が市内の施設定員を大きく超過しており、市外の施設を利用しなければ、需要に応じることができない状況にあります。

市内の障がい者福祉施設数の推移

(単位：か所)

サービス種別		27年3月末	29年10月末	増減
障害福祉サービス	居宅介護	15	14	1
	重度訪問介護	15	14	1
	同行援護	8	9	+1
	行動援護	1	2	+1
	短期入所	5	8	+3
	生活介護	4	5	+1
	就労移行支援	2	0	2
	就労継続支援(A型)	0	2	+2
	就労継続支援(B型)	9	8	1
	共同生活援助	7	8	+1
障害児通所支援	児童発達支援	12	16	+4
	放課後等デイサービス	16	20	+4
	保育所等訪問支援	0	3	+3
計画相談支援 障害児相談支援	2	5	+3	
地域生活支援事業	地域活動支援センター	8	6	2
	移動支援	9	10	+1
	日中一時支援	5	6	+1
	訪問入浴サービス	2	2	0

## 4 . アンケート結果の概要

本計画を策定するための基礎資料として、障がい者の生活の状況や課題、サービスに対するニーズのほか、市民の障がい者とのかかわりや障がい者福祉に対する関心等を把握することを目的として、以下の3種類のアンケートを実施しました。

### (1) 障害者手帳所持者対象アンケート

#### 調査の概要

- 調査対象者：平成29年2月1日現在で川西市が援護の実施者となっている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者について、以下の区分ごとに各400人を無作為抽出

区 分	人 数
18歳以上の身体障害者手帳所持者	400人
18歳以上の療育手帳所持者	400人
18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者	400人
18歳未満の各障害者手帳所持者	400人
合計	1,600人

- 調査期間：平成29年3月13日～平成29年3月27日

- 調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族が代理）  
郵送配布、郵送回収による郵送調査方式

- 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,600件	710件	44.4%

#### 結果の概要

##### 《自身のことについて》

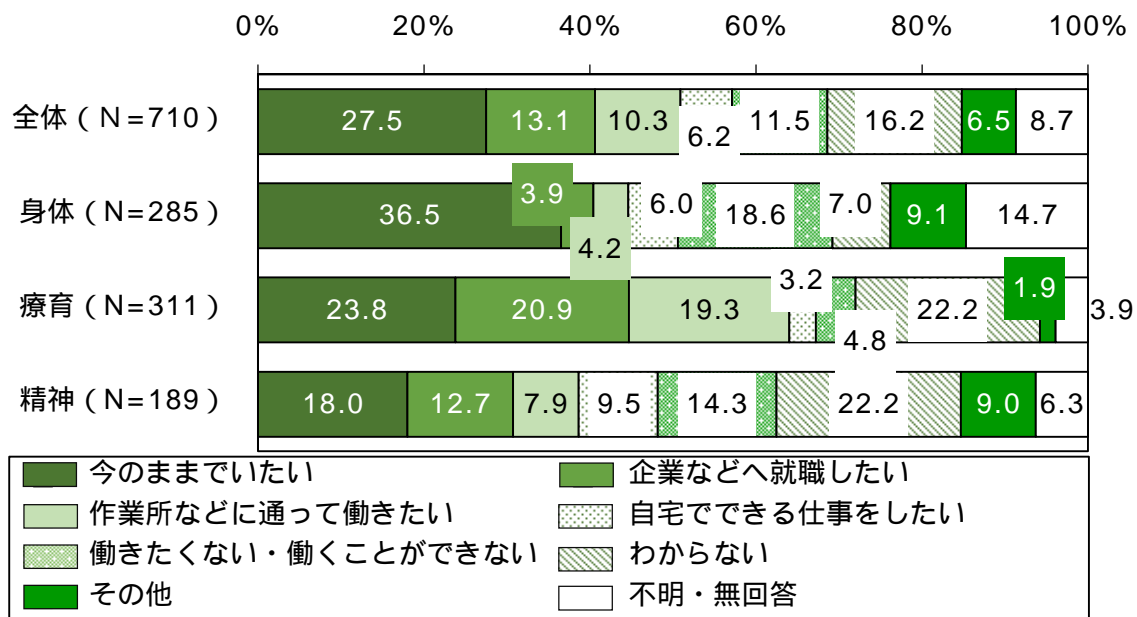
- 回答者の性別は、男性が53.7%、女性が45.1%となっています。
- 回答者の年齢は、全体では70歳以上が24.2%と最も高く、次いで19歳以下が22.0%、40～49歳が14.2%となっています。手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者（以下[身体]という。）では70歳以上、療育手帳所持者（以下[療育]という。）では19歳以下、精神障害者保健福祉手帳所持者（以下[精神]という。）では40～49歳がそれぞれ最も高くなっています。



○ 将来の仕事に対する希望については、全体では「今のままでいたい」が27.5%で最も高くなっています。手帳種別でみると、[身体]及び[療育]では「今のままでいたい」が最も高くなっていますが、[療育]においては、「企業などへ就職したい」、「作業所などに通って働きたい」が[身体]及び[精神]よりも高くなっています。また、[精神]では、「わからない」が最も高くなっています。

年齢別でみると、19歳以下において「企業などへ就職したい」「作業所などに通って働きたい」が他の年齢よりも高くなっています。若い世代ほど就労への意欲が高い一方で、年齢が上がるにつれて、現状のままでよい、働くことが難しいといった回答が増加する傾向が見られます。

### 将来の仕事に対する希望

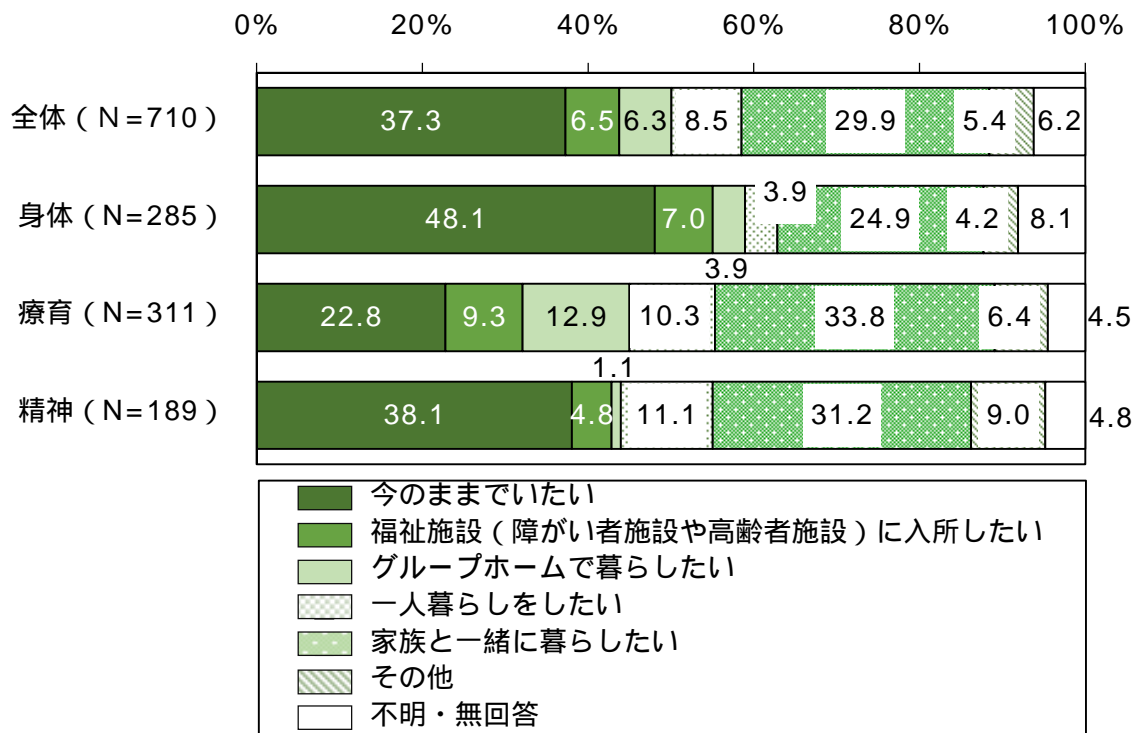


○ 将来の生活に対する希望については、全体では「今のままでいたい」が37.3%で最も高くなっています。手帳種別でみると、[身体]及び[精神]では、「今のままでいたい」、[療育]では、「家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています。

年齢別でみると、年齢が上がるにつれて「家族と一緒に暮らしたい」が低くなっている一方で、「今のままでいたい」が高くなっています。年齢が上がるにつれて家族と一緒に暮らしたいと考える割合は減少していますが、19歳以下を除くとほぼ2～3割程度で推移しています。

一方で、施設やグループホームへの入所意向については1～2割程度に留まっており、施設等での生活よりも家族と共に暮らせる生活を望む声の方が若干高くなっています。

## 将来の生活に対する希望



### 《介助している人について》

- 日常生活における介助者については、「父母」が 41.3%と最も高く、次いで「配偶者（夫又は妻）」が 17.0%、「施設職員」が 10.7%となっています。
- 現在の介助者が一時的に援助できない場合の希望については、「親族に介助してほしい」（34.2%）、「短期入所（ショートステイ）を利用したい」（27.6%）、「ホームヘルパーの派遣などのサービスを利用したい」（24.8%）が高くなっています。  
手帳種別でみると、[療育]において「作業所やデイサービスなどの通所サービスを利用したい」（26.4%）や「短期入所（ショートステイ）を利用したい」（41.8%）が[身体]及び[精神]よりも高くなっています。

### 《福祉に関するサービスや支援制度の利用について》

- 現在利用しているサービスについては、[身体]では、【身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス】【自宅で介護する人が病気などのときに、施設で、一時的に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス】【補装具や日常生活用具の給付】、[療育]では、【外出するときに移動の補助や必要な介助などを行うサービス】【一般の企業などで働くことが難しい人に、生産活動の機会の提供などを行うサービス】【自宅で介護する人が病気などのときに、施設で、一時的に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス】、[精神]では【身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス】【一般の企業などで働くことが難しい人に、生産活動の機会の提供などを行うサービス】【日中の居場所や地域の人などと交流することのできる場所】がそれぞれ高くなっています。

○ 今後利用したいサービスについては、[身体]では、【身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス】【自宅で介護する人が病気などのときに、施設で、一時的に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス】【補装具や日常生活用具の給付】、[療育]では、【一般の企業で働きたい人に就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービス】【一般の企業などで働くことが難しい人に、生産活動の機会の提供などを行うサービス】【日中の居場所や地域の人などと交流することのできる場所】、[精神]では、【一般の企業で働きたい人に就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービス】【一般の企業などで働くことが難しい人に、生産活動の機会の提供などを行うサービス】【自宅で介護する人が病気などのときに、施設で、一時的に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス】がそれぞれ高くなっています。

○ 福祉に関するサービスや支援制度の情報入手先については、「広報誌(川西市、兵庫県、社会福祉協議会など)」（45.9%）、「市役所(障害福祉課や保健センターなど)」（35.4%）、「相談支援事業者」（22.3%）が高くなっています。

手帳種別でみると、[療育]では「学校の先生や職場の人」（15.4%）や「相談支援事業者」（46.6%）、[精神]では「医療機関」（27.0%）が他の手帳種類よりも高くなっています。

また、よく利用する相談窓口については、「市役所」（56.2%）、「相談支援事業者」（24.1%）、「社会福祉協議会」（9.0%）が高くなっています。

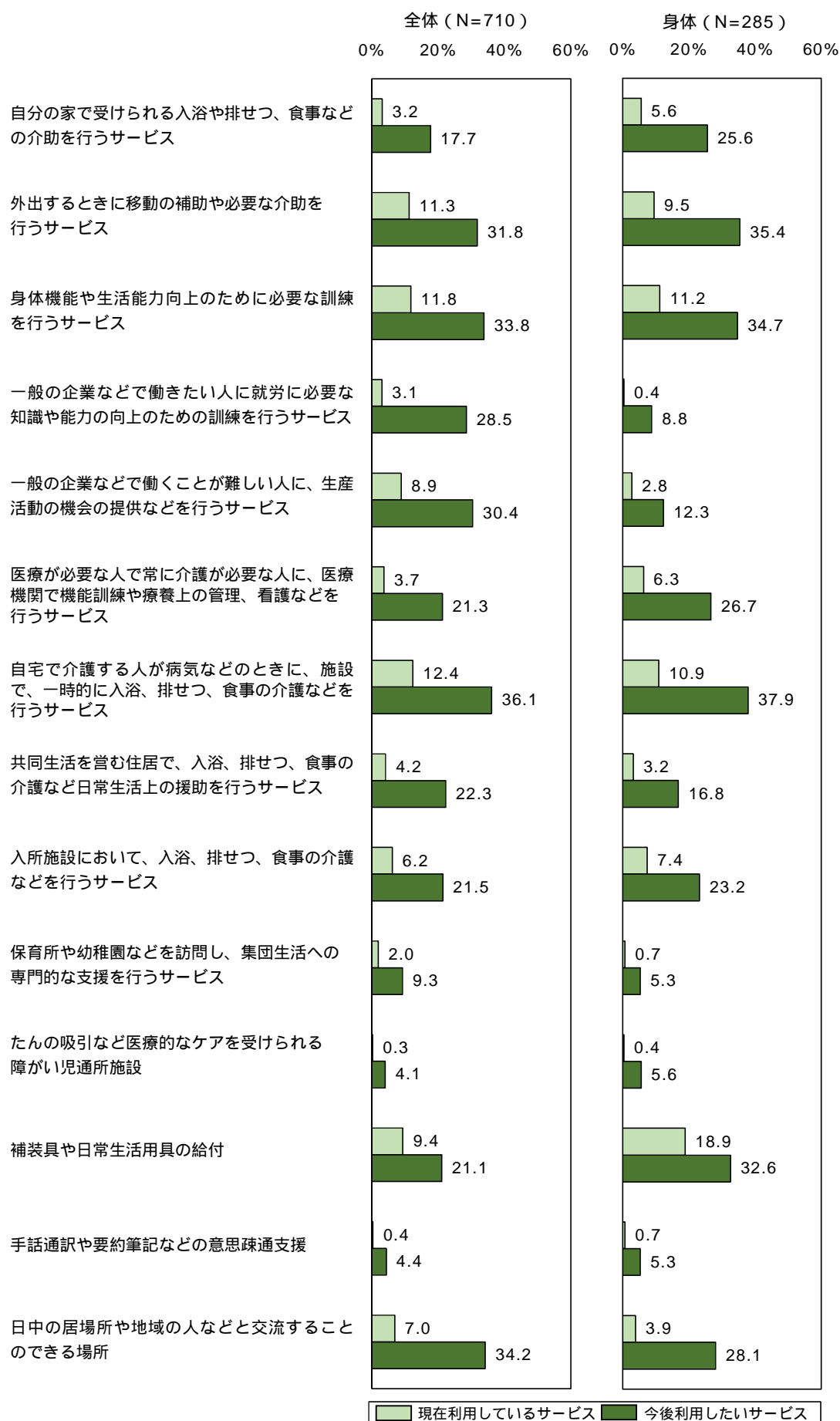
## 《外出について》

○ 外出時に困ることについては、「交通費などの経費がかかる」（20.7%）、「周囲の人たちに迷惑そうな目で見られる」（13.1%）、「コミュニケーションが難しい」（23.0%）が高くなっています。また、「困ることはない」は25.9%となっています。

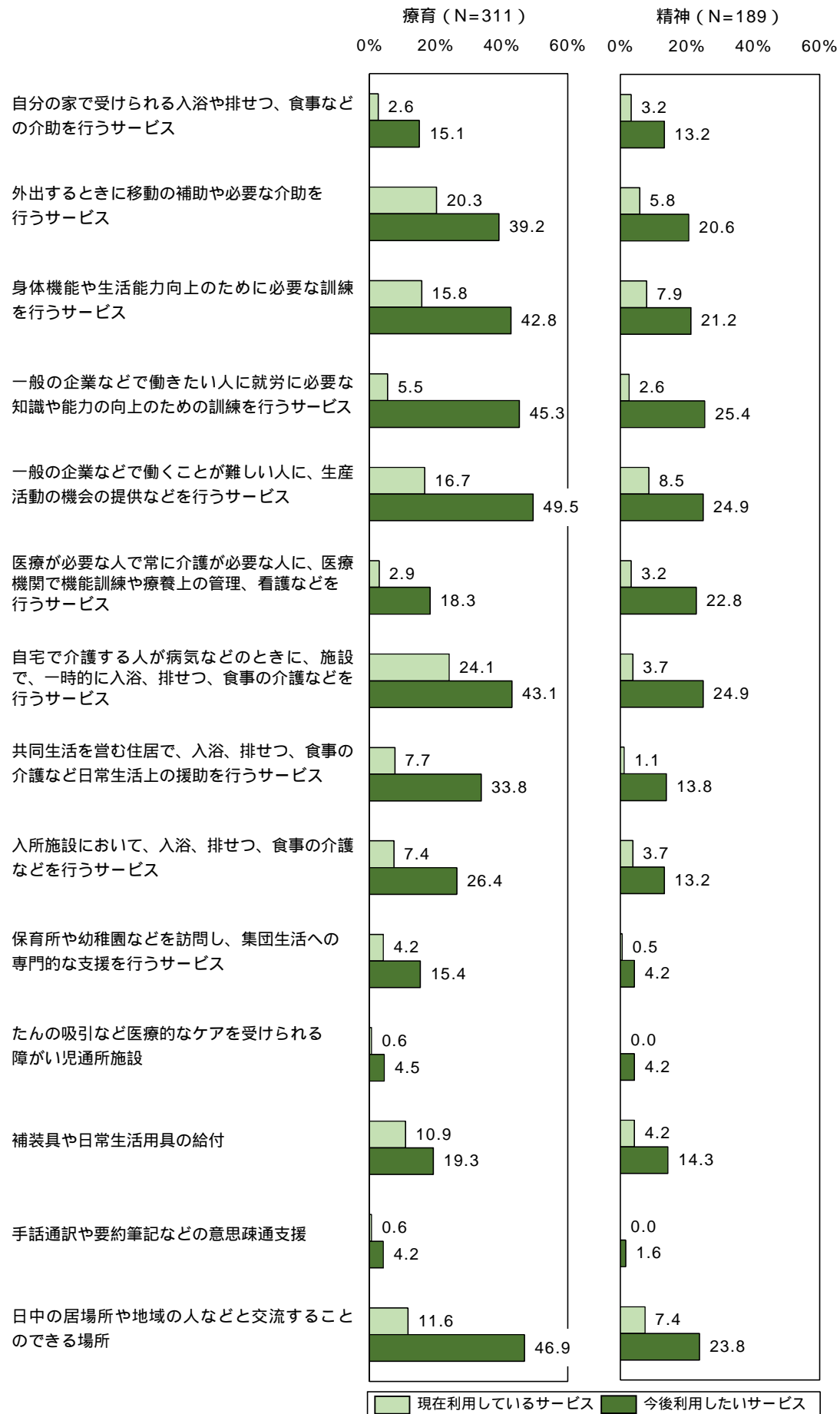
手帳種別でみると、[身体]では、「まちがバリアフリーになっていない」（15.1%）や「公共交通機関がバリアフリーになっていない」（12.3%）、[療育]では、「周囲の人たちに迷惑そうな目で見られる」（22.8%）や「コミュニケーションが難しい」（36.7%）、[精神]では、「交通費などの経費がかかる」（30.2%）や「ほとんど外出しない」（35.4%）が他の手帳種類よりも高くなっています。

[身体]では特に街中での移動や行動、[療育]では他者の障がい者に対する理解、[精神]では経済的な負担等が外出する際に困難を感じる主な原因であることがうかがえます。

## サービスの利用状況と利用意向（全体及び身体障害者手帳所持者）



サービスの利用状況と利用意向（療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者）



## 《災害・防災について》

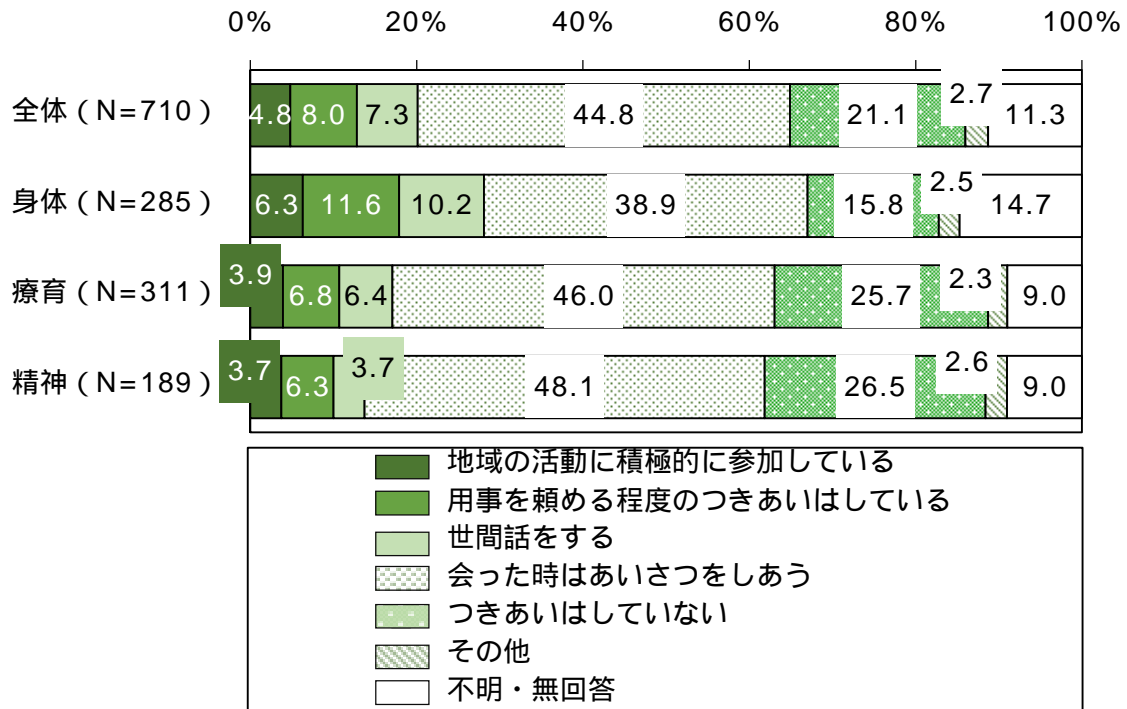
- 災害時に一人で避難できるかについては、「自分でできる」が35.2%、「誰かの声かけ(安否確認)があればできる」が20.3%、「誰かの介助があればできる」が21.8%となっています。手帳種別でみると、[身体]及び[精神]では「自分でできる」が4～5割程度となっていますが、[療育]では2割弱となっています。

また、実際に行っている防災に関する対策や必要だと思う対策については、「避難誘導してくれる人がいる(家族)」(46.1%)、「避難場所を知っている」(39.0%)、「食料などの備蓄をしている」(16.6%)が高くなっています。

## 《地域との関わりについて》

- 地域や近所の人とのつきあいの程度については、「会った時はあいさつをしあう」が44.8%と最も高く、次いで「つきあいはしていない」が21.1%となっています。

地域や近所の人とのつきあいの程度



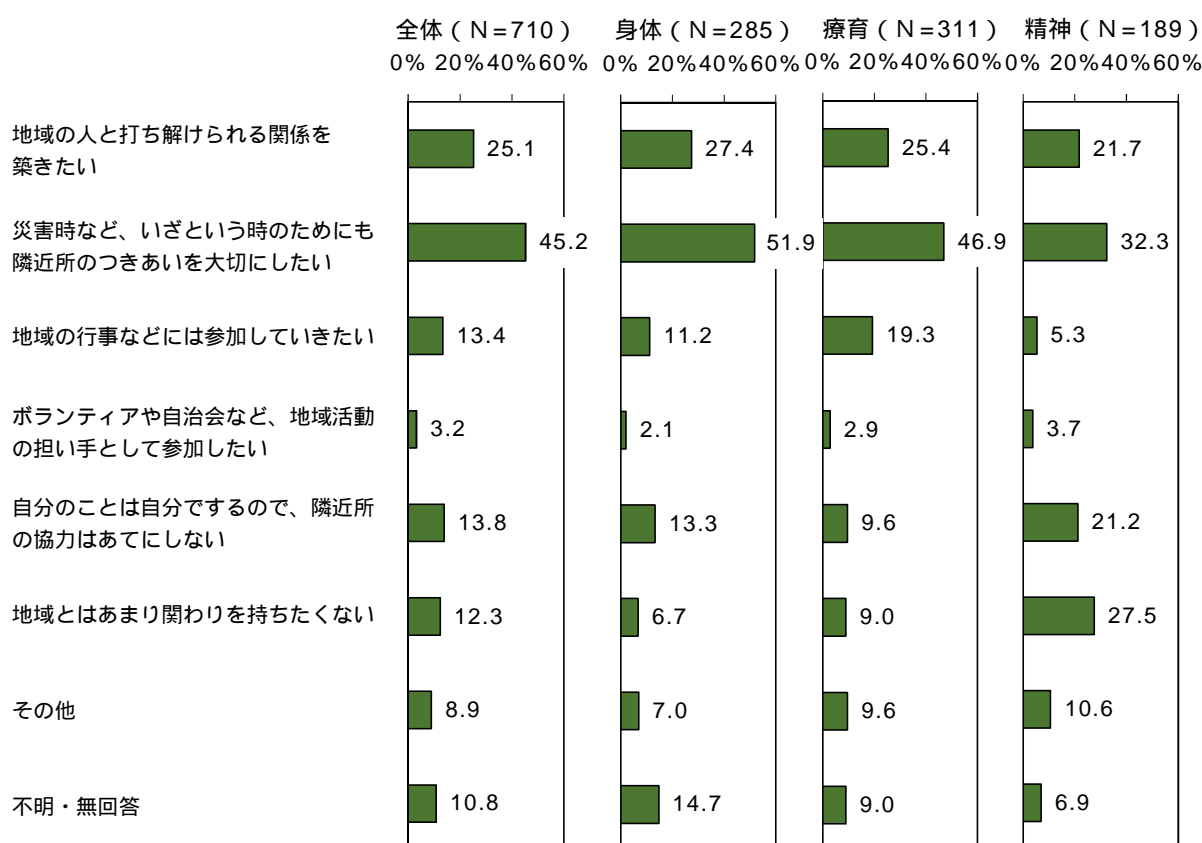
- 3年前と比べた、地域や近所の人とのつきあいの程度については、「どちらかと言えば接する機会が減っている」が32.3%と最も高く、次いで「接する機会がかなり減っている」が24.5%、「どちらかと言えば接する機会は増えている」が23.4%となっています。

接する機会が増えた理由としては、「自分自身が積極的に地域に出るようになったから」(37.7%)や「地域から声がかかるようになったから」(21.5%)が高くなっています。一方で、接する機会が減った理由としては、「年齢的に外出する機会が減った」(38.5%)、「障がいの状態が悪化し、外出する機会が減った」(22.3%)が高くなっています。

- 地域との関わりに対する考え方については、「災害時など、いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」が45.2%と最も高く、次いで「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」が25.1%、「自分のことは自分ですので、隣近所の協力はあてにしない」が13.8%となっています。

手帳種別でみると、[精神]において、「自分のことは自分ですので、隣近所の協力はあてにしない」が21.2%、「地域とはあまり関わりを持ちたくない」が27.5%と他の手帳所持者よりも高くなっています。

### 地域との関わりに対する考え



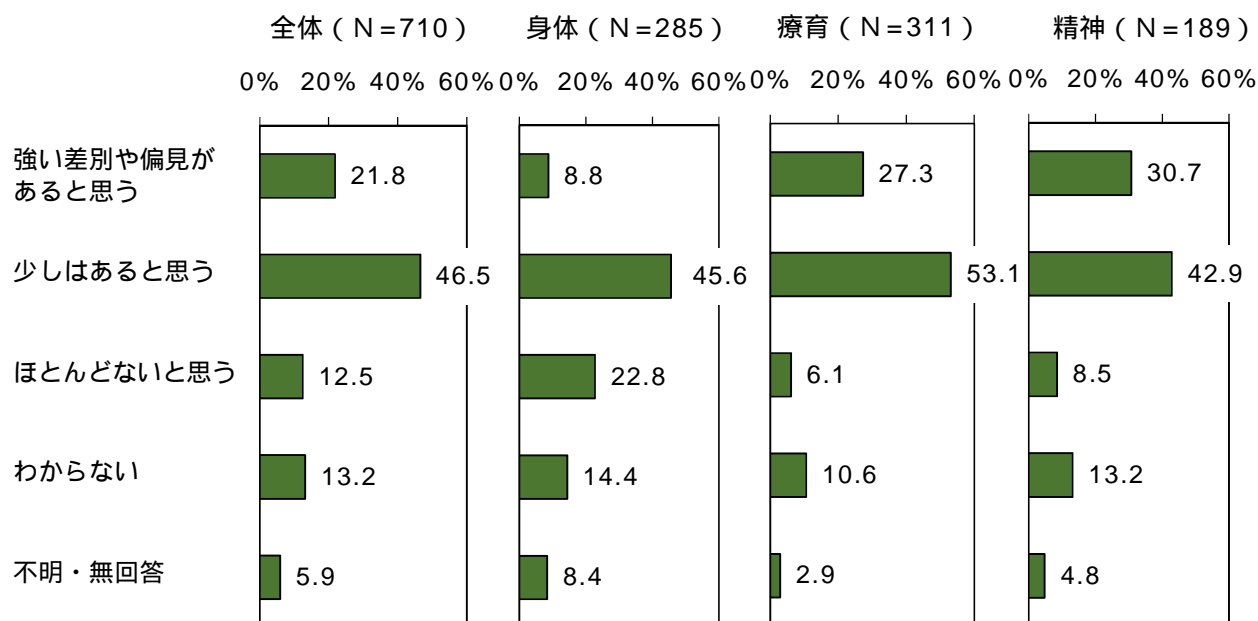
- 地域の人との関係を築いたり、隣近所のつきあいを大切にしたいという回答が多くなっていることから、地域との関わりを持ちたいと考えている人が多いことがうかがえます。

しかし、手帳種別でみると、[精神]では、地域との関わりをあまり持ちたくないという回答が多くなっており、障がい者が地域と交流できる環境の整備だけでなく、地域との交流を望まない方が孤立するのを防ぐための取り組みも求められています。

## 《差別や偏見などについて》

- 障がい者に対する差別や偏見については、「少しはあると思う」が46.5%と最も高く、次いで「強い偏見や差別があると思う」が21.8%となっています。手帳種別でみると、[身体]では、「ほとんどないと思う」が22.8%と他の手帳所持者よりも高くなっている一方で、[療育]及び[精神]では、「強い差別や偏見があると思う」がそれぞれ27.3%、30.7%と全体よりも高くなっています。

### 障がい者に対する差別や偏見に対する考え



- 行政サービスや相談窓口の利用に支障があるかどうかについては、「あまり感じない」と「感じない」の合計が58.7%である一方、「感じる」と「少し感じる」の合計は27.0%となっていますが、手帳種別でみると、[精神]では、「感じる」と「少し感じる」の合計が35.0%と高くなっています。

利用しにくいと感じる理由については、「なんとなく冷たい雰囲気や視線を感じるから」が46.9%、「職員の理解やサポートが足りないから」が33.3%、「一般市民の理解やサポートが足りないから」が25.5%となっています。

- 行政サービスに関する情報源の利用に支障があるかどうかについては、「あまり感じない」と「感じない」の合計が56.7%である一方、「感じる」と「少し感じる」の合計は23.8%となっていますが、手帳種別でみると、[療育]では、「感じる」と「少し感じる」の合計が28.0%と高くなっています。

利用しにくいと感じる理由については、「必要な情報が探しにくいから」が47.3%、「難しい表現や、あいまいな表現が多いから」及び「必要な情報が提供されていないから」が、ともに29.6%となっています。



## (2) 一般市民対象アンケート

### 調査の概要

○調査対象者：平成29年2月1日現在で、各障害者手帳を所持していない18歳以上の市民から、1,000人を無作為抽出

○対象数：1,000人

○調査期間：平成29年3月13日～平成29年3月27日

○調査方法：調査票による本人記入方式  
郵送配布、郵送回収による郵送調査方式

### 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000件	361件	36.1%

## 結果の概要

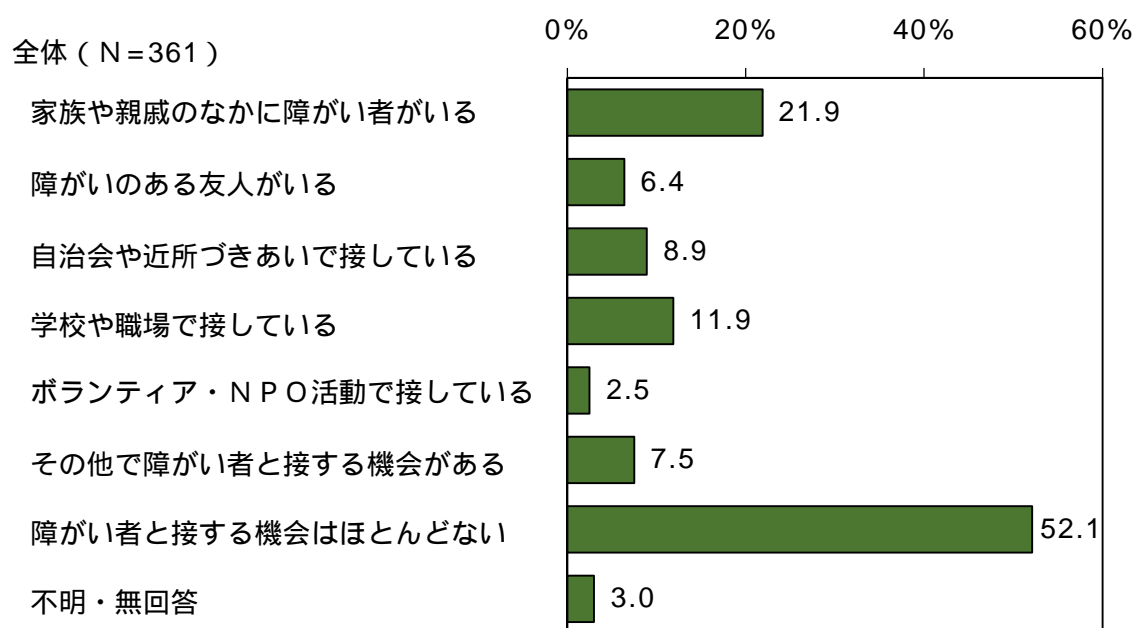
### 《回答者について》

- 回答者の性別は、男性が 42.9%、女性が 56.2%となっています。
- 回答者の年齢は、70歳以上が32.1%と最も多く、次いで60～69歳が21.6%、40～49歳が14.7%となっています。
- 回答者の居住地区は、川西小学校区が11.6%と最も多く、次いで明峰小学校区が10.8%、東谷小学校区及び牧の台小学校区がそれぞれ8.0%となっています。

### 《回答者と障がい者の関わりについて》

- 障がい者と接する機会については、「接する機会はほとんどない」が52.1%と最も高くなっており、次いで「家族や親戚のなかに障がい者がいる」が21.9%となっています。障がい者と接する機会がない理由としては、「身近な地域に障がい者が暮らしているのかわからないから」が63.8%となっており、日常において障がい者との交流の機会が少ない様子がうかがえます。

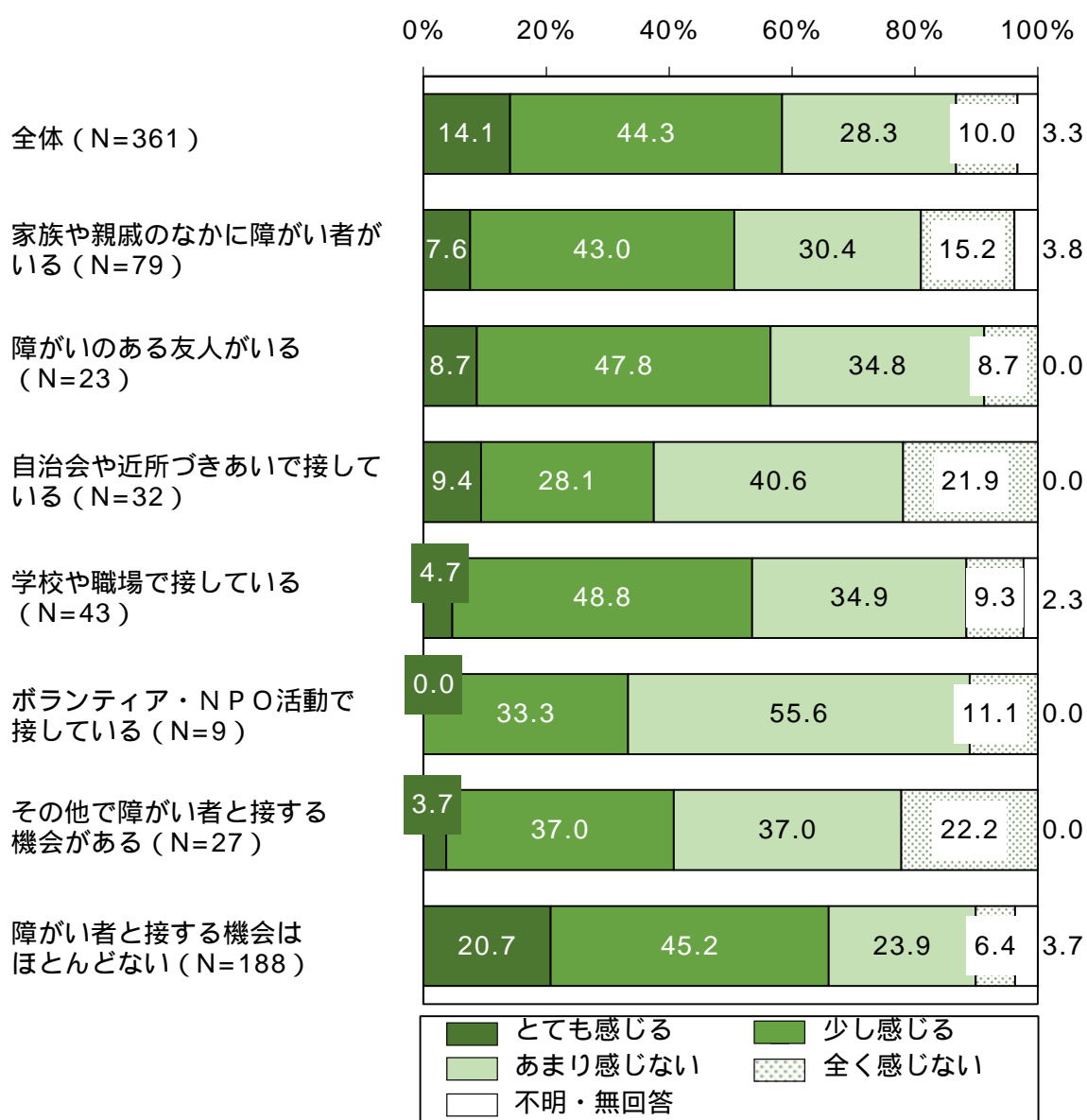
#### 障がい者と接する機会の有無



○ 障がい者との「一対一」の関わりにおいて不安を感じるかについては、「とても感じる」が14.1%、「少し感じる」が44.3%となっており、全体の半数以上が、障がい者との関わりにおいて少なからず不安を抱えていることがわかります。

しかし、「障がい者と接する機会の有無」と関連づけて見てみると、[障がい者と接する機会はほとんどない]場合に「不安を感じる」(「とても感じる」と「少し感じる」の合計)が65.9%と最も高くなっている一方で、[自治会や近所づきあいで接している]場合や[ボランティア・NPOで接している]場合には、「不安を感じない」(「あまり感じない」と「全く感じない」の合計)との回答が6割以上と高くなっています。

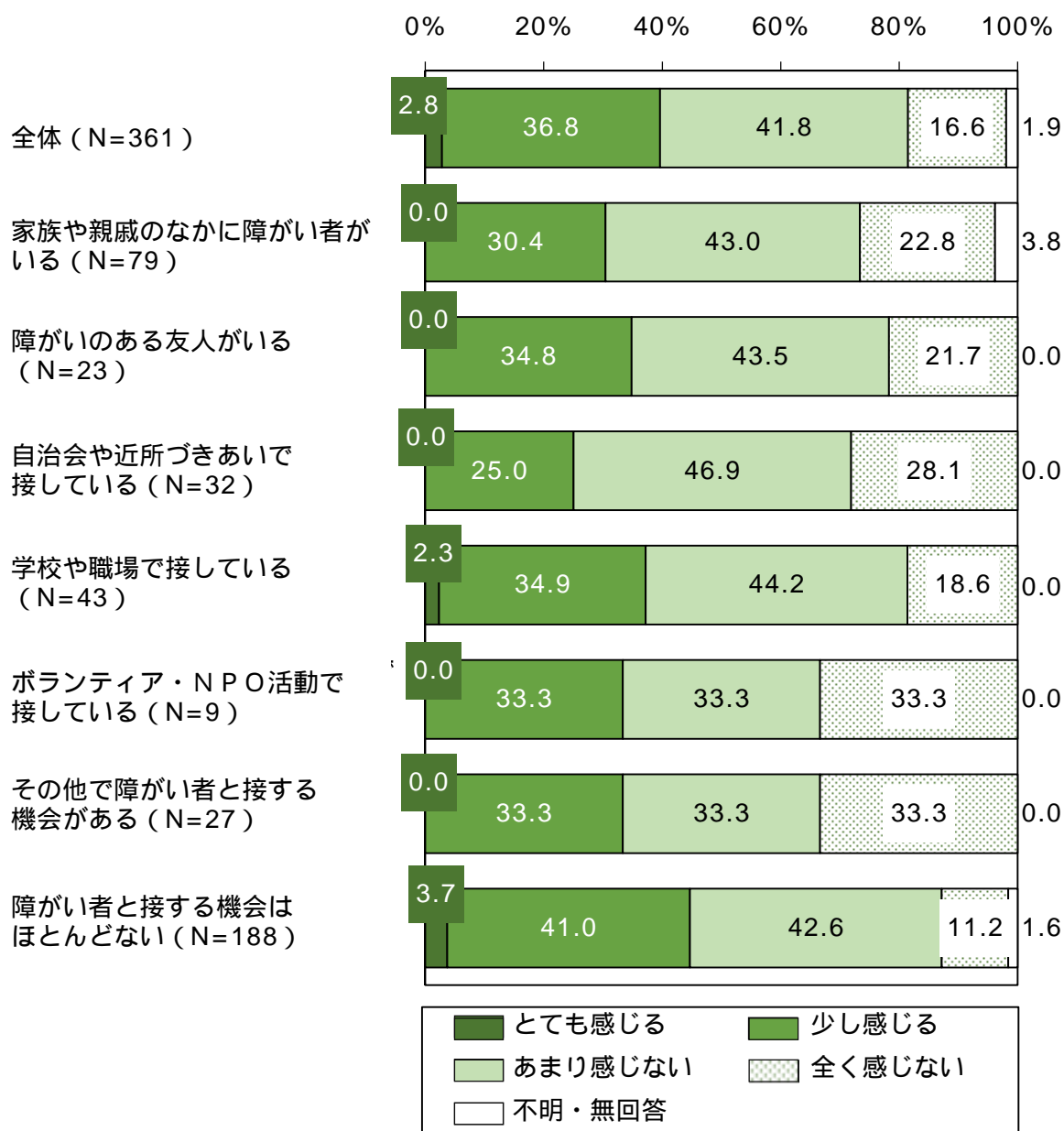
障がい者と「一対一」で接することへの不安（障がい者と接する機会の有無別）



○ 職場や学校等において障がい者を受け入れることになった場合に不安を感じるかについては、「とても感じる」が2.8%、「少し感じる」が36.8%となっており、「一対一」で関わる場合よりは不安を感じない、という傾向がみられます。

また、「障がい者と接する機会の有無」と関連づけて見てみると、[障がい者と接する機会はほとんどない]場合に「不安を感じる」が44.7%と比較的高くなっている一方で、[自治会や近所づきあいで接している]場合には「不安を感じない」が75.0%と比較的高くなっています

障がい者を職場や学校等で受け入れることへの不安（障がい者と接する機会の有無別）

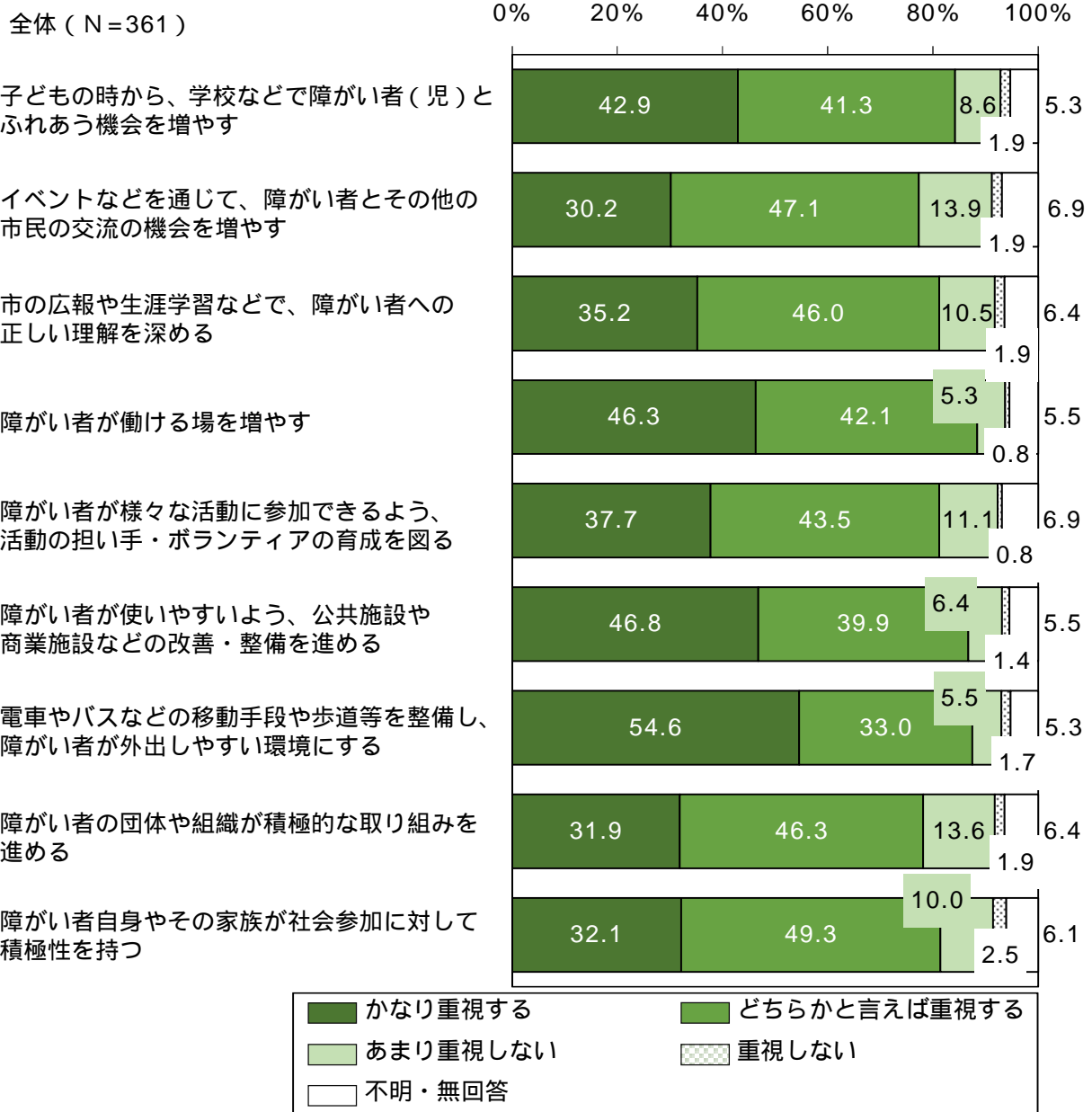


## 《障がい者の地域生活や社会参加について》

- 障がい者が近隣で暮らすことについては、「障がいの内容や程度によるが、不安を感じる」が 15.5%となっている一方、「不安はあるが、近くに専門知識を持ったスタッフがいれば問題はない」が 51.2%で最も多く、次に、「特に不安は感じないし、良いことなので進めるべき」が 28.5%で続いています。
  
- 自宅近くに障がい者施設が設置される計画が持ち上がった場合の対応については、「設置に反対ではないが、心配はあるので、必要であれば計画に対して意見する」が 55.7%と最も多く、次いで、「近所への障がい者施設の設置を歓迎する」が 19.9%となっています。一方、「近所に設置される計画に対して反対の意思表示をする」は 3.6%、「近所に設置されることは反対だが、意思表示はしない」は 13.0%となっています。
  
- 障がい者の就業に対する特別な配慮に対する考え方については、「特別な配慮が必要だとしても、行政による支援によって積極的に雇用すべきだ」が 66.8%と最も高くなっています。年齢別でみると、20～29歳において「特別な配慮が必要だとしても、企業の負担で積極的に雇用すべきだ」が高くなっています。

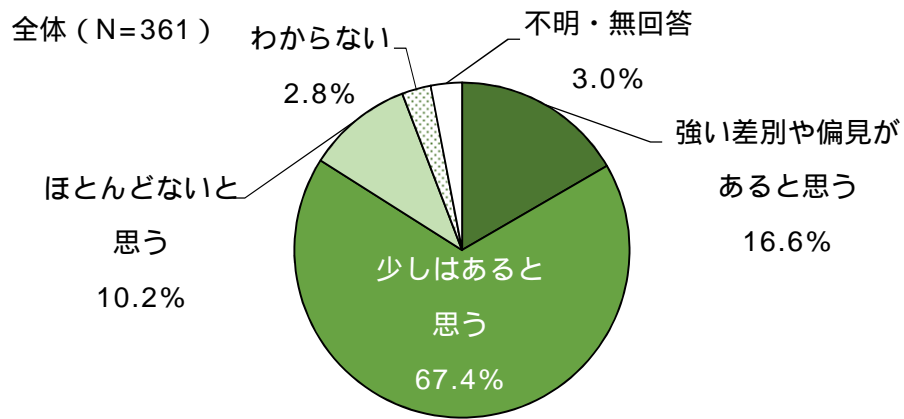
回答者の多くが、行政主体による就労支援が重要であると考えていますが、若い世代においては、民間企業の側からも働きかけが必要であるという考えをもっていることがうかがえます。
  
- 障がい者が生活していく上での困難は、「障がい」そのものに課題があるだけでなく、社会の側にも課題があるとする「社会モデル」の考え方については、「全くその通りだと思う」は 29.6%、「ある程度その通りだと思う」は 59.6%となっており、社会的な合意が得られているようです。
  
- 障がい者が地域や社会の活動に積極的に参加するために大切だと思うことについては、[障がい者が働ける場を増やす][障がい者が使いやすいよう、公共施設や商業施設などの改善・整備を進める][電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障がい者が外出しやすい環境にする]において「かなり重視する」が5割前後と高くなっており、障がい者の積極的な社会参加を進めて行く上では、就労の機会の増加に加え、バリアフリーのまちづくりをすすめていくことが重要であるという意見が多くなっています。

## 障がい者の社会参加に大切だと思うこと



- 障がい者に対する差別や偏見に対する考えについては、「強い差別や偏見があると思う」が 16.6%、「少しはあると思う」が 67.3%、「ほとんどないと思う」が 10.2% となっています。

社会における、障がい者に対する差別や偏見の有無



### (3) 事業所対象アンケート調査

#### 調査の概要

○調査対象者：平成29年2月現在で川西市民が利用する障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所及び地域生活支援事業所（川西市外に所在する事業所を含む）

○対象数：289事業所

○調査期間：平成29年3月13日～平成29年3月27日

○調査方法：調査票による代表者記入方式  
郵送配布、郵送回収による郵送調査方式

#### ○回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
289件	174件	60.2%

#### 結果の概要

##### 《事業所の概要について》

○事業所の開設年については、「平成20年以降」が57.5%と最も高く、次いで「平成10年～平成19年」が22.4%、「平成元年～平成9年」が7.5%となっており、平成に開設したと回答した事業所は合わせて87.4%（152事業所）となっています。また、事業所の組織形態については、「社会福祉法人」が34.5%と最も高く、次いで「株式会社」が23.6%、「NPO法人」が17.8%となっています。

○事業所が提供しているサービスの種別と利用者数については、「生活介護」2,881人（うち、川西市民242人）、「施設入所支援」2,180人（同102人）短期入所1,051人（同124人）、「放課後等デイサービス」1,123人（同269人）、「児童発達支援」841人（同307人）などとなっています。

##### 《実施事業の状況について》

○事業を実施する上で困っていることについては、[職員の募集（応募者が少ないなど）][事務作業が多いこと][採算性の確保に苦労すること]において「困っている」（「とても困っている」と「困っている」の合計）の割合が6～7割程度と高くなっています。

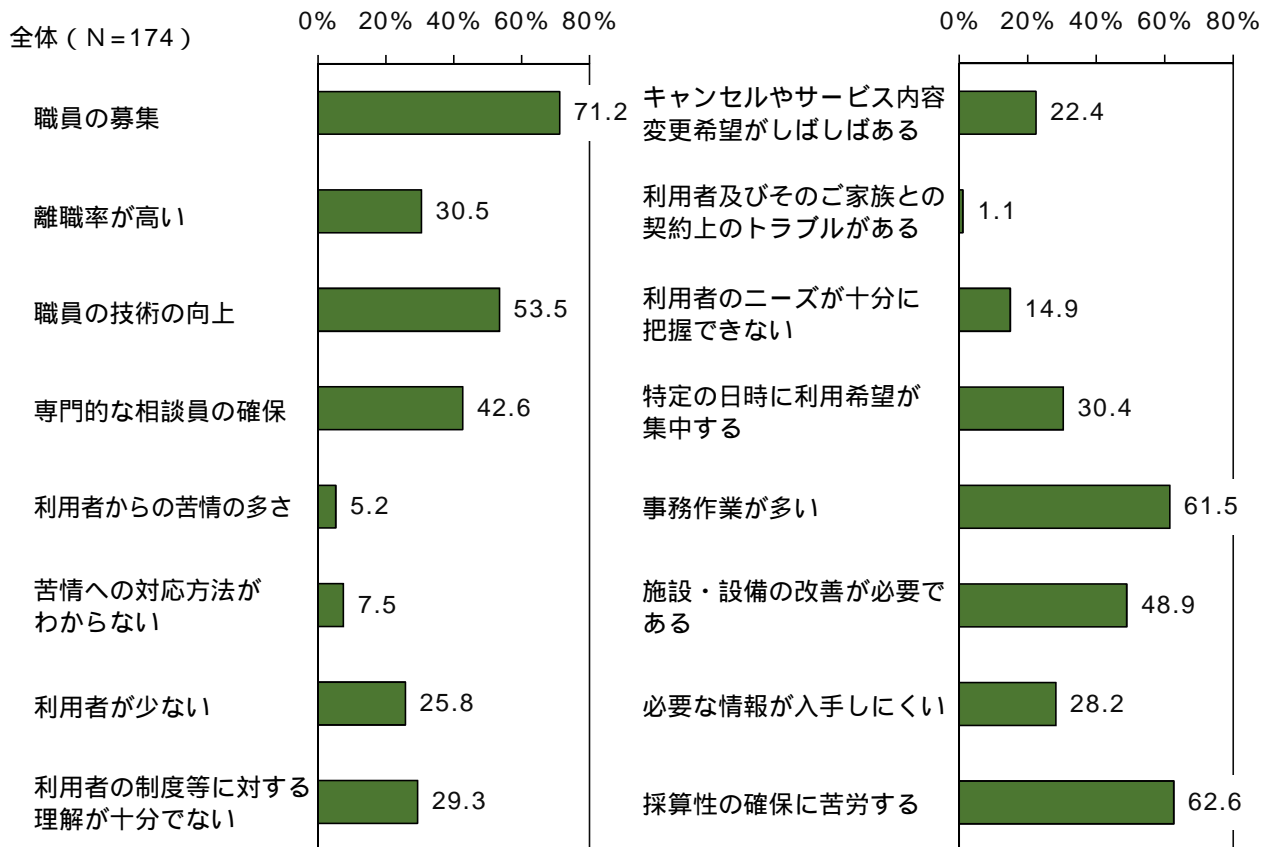
一方で、[利用者からの苦情の多さ][利用者からの苦情への対応方法がわからないこと][利用者及びそのご家族との契約上のトラブルがしばしばあること]において、



「困っていない」(「困っていない」と「あまり困っていない」の合計)の割合は9割程度となっています。

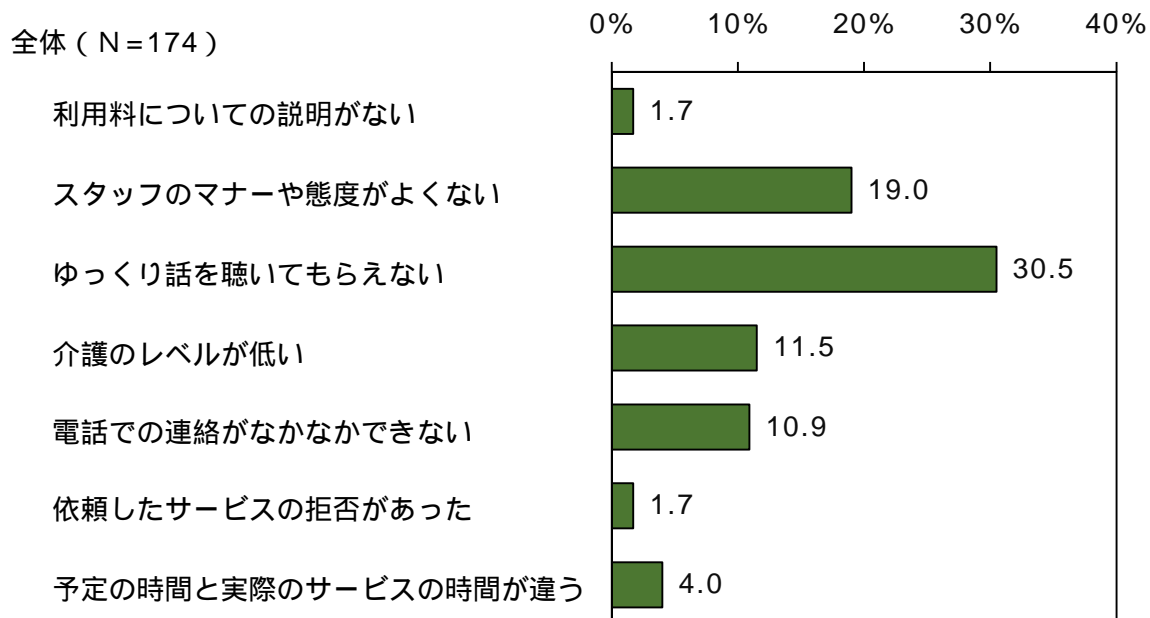
事業実施における課題としては、人材の確保や採算の問題など、経営面において多いことがうかがえる一方、苦情への対応や契約のトラブルなど、サービスを利用する方との関係性に関する課題はある程度対応できていると考えられます。

事業を実施するうえで困っていること(「とても困っている」と「困っている」の合計)



- 障害福祉サービス利用者からの苦情については、「スタッフのマナーや態度がよくない」「ゆっくり話を聞いてもらえない」において「ある」(「よくある」と「ときどきある」の合計)が2～3割程度と高くなっています。

利用者からの苦情(「よくある」と「ときどきある」の合計)



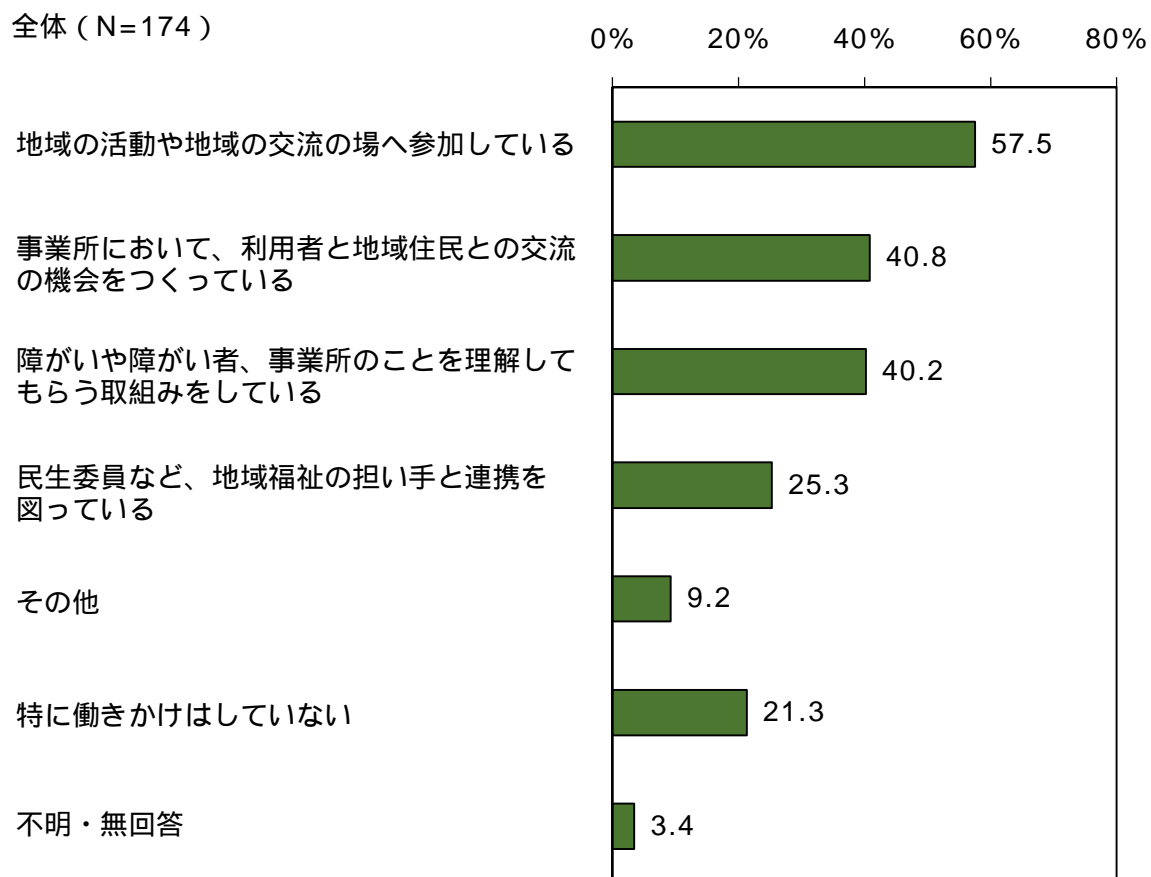
## 《障がい者の状況について》

- 対応が困難な事例がこれまでにあったかについては、「あった」は48.3%、「なかった」は47.7%となっています。

困難事例の内容	そのとき必要であった支援
施設利用者の後見人調達～利用者高齢化に伴い、保護者も高齢化している。ケースの中には保護者死亡となるケースも存在し後見人の調達も必要となってくる。親族が判明している場合は比較的スムーズであるが、不明の場合は後見人調達が難しくなる場合がある。	親族等の情報提供。
高齢化と重度化に伴い、ご利用者自身が施設内の支援では医療的なケアが提供できない中で移行先が見つからなかった。内科的に入院するまでの状態ではないが、筋緊張からくる発作に対応が難しくご本人の身体的精神的負担を取り除くことが難しかった。療養型の病院にも入院できなかった。	医療ケアを伴う施設の充実。一時的にでも入院ができる病院。相談支援事業所と医療機関の連携。
ご利用者に対する介助に配慮する点が多い方に対する職員側の精神的負担。	相談支援事業の充実によるご利用者へのアプローチ。職員に対するストレスマネジメントの考え方に対する支援。
川西市から通所1時間30分かけてこられる方がいるが、ご本人の体調の不安定さや障がい特性上、音等の過敏さがあり、適切なご本人に合う企業現場を探すのに苦労した。短時間で環境も静かなところを川西エリアで職場開拓を進めるが、企業そのものも多くな、体験を積める場があればと思う。	企業情報等は地域の支援センターとも連携しながら進められたが、具体的な企業への実習は実施できず。地域の中の企業で体験等受け入れ協力していただける先があるとよいが。もしくは役所等での体験実習受け入れなども…。
就労継続支援B型のサービスが困難な人に対してどのように支援すればいいのかわからなくなった。ご本人、ご家族に対してそのこと(本人のもっと興味のもてる活動をする方がリハビリになるなど)をお伝えすると退所をうながされたと言われ、ご家族からかなり長期間にわたってメール等で謝罪を求められることがあった。	事業所と家族、本人の話し合いではなく、第三者や公的な機関にもはいつてもらって行えばよかったと思う。

- 障がい者が地域で質の高い生活を営むために、事業所として働きかけていることについては、「地域の活動や地域の交流の場へ参加している」が 57.5%と最も高く、次いで「事業所において、利用者と地域住民との交流の機会をつくっている」が 40.8%、「障がいや障がい者、事業所のことを理解してもらおう取組みをしている」が 40.2%となっています。

#### 事業所として働きかけていること



## 5 . ワークショップの概要

本計画では、計画期間を3年間から6年間に変更し、より中長期的な視点に立った計画とするため、障がい者施策の展開を通じて実現すべき「まち」のあり方を、本計画の基本理念として定めることとしました。

そこで、「未来の川西市はこうなっていたらいいな」という未来像を市民のみなさまに話し合っていたただくことを目的として、以下のとおりワークショップを実施しました。

### (1) 実施概要

ワークショップの実施にあたっては、市ホームページやチラシの配布等を通じ、広く参加者を募集し、本市にお住まいの障がいのある人やそのご家族をはじめ、市内の障がい者団体、障害福祉サービス等を提供している事業者、また、普段は障がいのある人と関わることは少ないものの、障がい者福祉に関心のある市民やボランティア団体など、多くの方にご参加いただきました。

また、基本理念につながる、まちのあるべき姿を話し合っていたただくため、「みんなが自分らしく暮らせる未来の川西市の姿」を全体テーマとして設定するとともに、参加者の日々の暮らしに即した意見を求めるため、3つの個別検討テーマを設定し、グループごとに異なった視点から意見を交わしていただきました。

	開催日	参加人数	実施内容
第1回	8月19日(土)	28人	「自分自身の困りごと」や「自分のまわりや地域で困っていること」など意見抽出
第2回	8月26日(土)	28人	「自分ができること」「将来はこうなったら良いと思うこと」など、将来像の検討

全体テーマ		みんなが自分らしく暮らせる未来の川西市の姿
個別 検討 テーマ	Aグループ	「親亡き後」への対応について
	Bグループ	社会参加・地域交流について
	Cグループ	
	Dグループ	暮らしを支えるサービスについて

## (2) 意見の概要

### テーマ1 「親亡き後」の対応について(Aグループ)

#### 第1回ワークショップの意見

視点	主なご意見
本人・保護者	<p>日常生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活するために就職し、安定した給料を受け取りたい。</li> <li>自立のために家事などを教えているが、ちゃんとやれるか心配である。</li> <li>お金を管理できないので、親亡き後に信用のおける人(行政など)に管理してほしい。</li> <li>親亡き後、障がい者の日常生活について個別で支援計画を作成し、2、3か月ごとに見守りや見直しを行ってほしい。</li> <li>市役所等で公的な手続きができるか不安である。</li> </ul> <p>サービス利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設等でお泊り体験をしたい。</li> <li>なるべくショートステイを利用しているが、日数制限等で予定を組みにくい。</li> <li>夕方から翌朝まで預かってくれるような場所がほしい。</li> <li>親亡き後に生活する場が川西市に少ないので、入れるかが心配である。</li> <li>65歳で障がい者から高齢者へと区分が変わる際、サービス等の利用料金が上がってしまわないか不安。</li> </ul> <p>理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障がい」への理解を深める啓発が少ないように感じる。</li> <li>「親亡き後」の問題についての実感がわきにくい。</li> </ul>
地域住民・市内の環境	<p>支援の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が一人で暮らす場合、地域でのグループ支援が必要だと思う。</li> <li>親亡き後を見据え、近所や地域に頼れる人、相談できる場所を確保する必要がある。</li> </ul> <p>理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発を進めるためには住民の協力が不可欠である。</li> <li>当事者の立場に立って話を聴けるか不安である。</li> <li>学校で一緒に授業を受けるなど、幼少期から障がい児との交流が必要である。</li> </ul>
行政・事業者・支援者	<p>支援の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の民生委員や福祉委員の、障がい者に対する関わり方が重要である。</li> <li>障がい者への対応方法がわからないことが多々ある。</li> </ul> <p>理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者団体の参加も促し、障がいについて理解する人を増やしたい。</li> </ul> <p>人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃金の見直しなど、施設や事業所の人員を確保するための支援が必要である。</li> </ul>
ポイント	<p>地域住民に対する啓発活動の実施、障がいに対する理解促進。</p> <p>成年後見制度など、親亡き後の生活を支援する取り組みの充実。</p> <p>地域住民との関係性の構築や就労場所の確保など、障がい者の自立に向けた、地域や社会での受け入れ体制の整備。</p> <p>障がい者の要望に応じた、適切なサービスの提供。</p>

第2回ワークショップの意見

視点	主なご意見						
個人の意思の尊重	<p>理想の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意思を手助けできるまち。</li> <li>・地域の中で、今と変わらず過ごせるまち。</li> <li>・その人がその人らしく生きられるまち。</li> </ul> <p>制度による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後の障がい者の財産や年金管理を信頼できる機関に任せたい。</li> <li>・法定後見人が必要。</li> <li>・公的な制度や情報をもっとわかりやすく、利用しやすくシンプルに。</li> </ul> <p>地域における当事者の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児（者）が地域の行事に積極的に参加する。</li> <li>・地域交流イベントなどのときに、障がい者にも役割分担してほしい。</li> </ul>						
相互理解の促進	<p>障がいに対する理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の訪問見学などを行い、障がい者のことを知ってもらう。</li> <li>・福祉委員や民生委員による市内施設への訪問研修。</li> <li>・自治会等での啓発活動。</li> <li>・地域活動に当事者が参加し、手伝うことができると良い。</li> <li>・障がい者と地域住民との交流促進。</li> </ul>						
安心して暮らせる環境	<p>相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者や家族が相談しやすい地域づくり。</li> <li>・障がい者専門の総合相談窓口。</li> </ul> <p>地域における支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活で利用する場に手助けしてくれる人を増やしてほしい。</li> <li>・障がい児（者）がいつでもよることのできる居場所がある。</li> </ul> <p>サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内にショートステイの場を充実させてほしい。</li> <li>・グループホームの充実。</li> <li>・生活の場の確保。</li> <li>・緊急通報システムの利用。</li> </ul>						
キーワード	<table border="0"> <tr> <td>本人の意思尊重</td> <td>本人が利用しやすい制度</td> </tr> <tr> <td>理解促進</td> <td>地域からの支援</td> </tr> <tr> <td>相談支援</td> <td></td> </tr> </table>	本人の意思尊重	本人が利用しやすい制度	理解促進	地域からの支援	相談支援	
本人の意思尊重	本人が利用しやすい制度						
理解促進	地域からの支援						
相談支援							
キャッチコピー	<p><b>本人の意思が尊重され安心して暮らせるまち</b></p>						

## テーマ2 社会参加・地域交流について（Bグループ・Cグループ）

### 第1回ワークショップの意見

視点	主なご意見
本人・保護者	<p>当事者へのサポート・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人で行動できない時、誰にサポートを依頼すればよいのかわからない。</li> <li>まったく外出できないため、外出のための支援がほしい。</li> <li>視覚障がいの場合は介助者がいないと行動できないため、ガイドの充実を望む。</li> <li>店での店員とのやり取りの際、相手の発言を聞き取れないことがあり、ゆっくり話してもらうよう頼んでも対応してくれないことがある。</li> </ul> <p>活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加や交流の場が行きやすい所がないと参加しにくい。</li> <li>自治会等のイベントに参加しにくい。</li> <li>団体に所属している場合としていない場合で、社会参加の程度などに違いがあるのか知りたい。</li> </ul> <p>活動・交流のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者同士ではなく、普通の人との交流の場が必要である。</li> <li>保護者が介助について悩み、地域に対して閉じこもってしまう傾向がある。</li> </ul> <p>環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一度仕事を辞めてしまうと、再就職が難しくなる。</li> <li>一度転居してしまうと、地域交流が難しくなってしまう。</li> </ul>
地域住民・市内の環境	<p>活動・交流のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような配慮があれば地域交流が促進されるかがわからない。</li> <li>地域交流について、行事の開催やその案内が少ないように感じる。</li> <li>交流のための取り組みについて、当事者がどのような取り組みを望んでいるかが分かりにくい。</li> <li>当事者の考える「社会参加」がどのようなものなのかイメージができない。</li> </ul> <p>当事者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の障がい者の顔が見えず、どのように接するべきかわからない。</li> <li>地域の障がい者と接する機会がないので、緊急時にどのような対応をすればよいかわからない。</li> </ul> <p>活動人材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で交流のリーダーとなるような人材を紹介してほしい。</li> </ul>
行政・事業者・支援者	<p>理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政や教育関係者に、障がいに関する基本的な知識を身に付けてほしい。</li> </ul> <p>当事者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援の対象者を把握できていない。</li> </ul> <p>人材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で支援活動を行うための専門員がない。</li> </ul> <p>情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域での活動について、情報伝達する方法が少ない。</li> </ul>
ポイント	<p>障がい者と地域住民、支援者相互の顔の見える関係の構築。</p> <p>障がい者の外出支援の充実。</p> <p>障がいに対する、地域住民や行政等での知識獲得。</p> <p>地域活動や交流促進に向けた人材確保や育成。</p>



第2回ワークショップの意見

視点	主なご意見
個人の意思の尊重	<p>理想の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者、認知症、高齢者等共生のテーマパークを作るとよい。制度による支援</li> <li>市民後見制度の充実（社協による受注機能をもつ）</li> <li>成年後見制度の最近のイメージが悪い。お金の管理の後見だけでなく、弁護士、福祉士等で総合後見制度のようなものも考えては。</li> <li>障がい者のエンパワメント支援をするための研修。就労環境の整備</li> <li>川西市内に企業が少ない。本人が病気になると将来が大変である。</li> <li>作業所（共働）をもっと増やす事を自治体の指導を願う。</li> </ul>
相互理解の促進	<p>教育・研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中高生の時ぐらいから障がい者（児）との交流を深める。</li> <li>自治体やコミュニティなども支援の仕方などを学び広める。</li> <li>病院、交通機関、企業やお店でも障がい者への対応などの研修。</li> <li>支援側の専門的な知識を持てる講習をしてほしい。</li> </ul> <p>共生できる地域の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法を広める。</li> <li>障がいがあるない関係なく支え合いができるような社会をつくりたい。</li> <li>障がいであることをかくさなくても良い社会（地域）</li> <li>いろいろなサークル活動に障がい者も参加できるようなサークル。</li> <li>分けへだてなく暮らせる生活。</li> </ul> <p>地域交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あいさつから始まる顔の見える関係づくり。</li> <li>地域であらゆる障がい者のお話をきいてもらう（障がい者団体ではなくて、自治体、学校などで）</li> <li>お住まいの地域で対象者どうしが集まりを作ってはどうか。</li> <li>障がい者と地域での交流として子供会と合同のイベントをする。</li> <li>地域との交流によりお互いに支えあえる社会。</li> </ul>
安心して暮らせる環境	<p>障がい者と地域・社会をつなぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者は孤立していると情報が得られない。障がい別に組織があるので利用してほしい。</li> <li>外出できない障がい者に対して市役所や社協から情報提供したりして孤立しないようにする。</li> <li>課題解決に向けて、相談ごとを整理し、地域や行政等関係機関につなぐ調整役が必要。</li> </ul> <p>支援の担い手の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員、地区福祉委員の手厚いサポート（高齢者と同様に）</li> <li>社協、ボランティア、事業所等、各役割に応じた課題解決に向けた取り組み。</li> <li>ボランティアの育成（継続できるように単発ではなく）</li> </ul>
キーワード	<p>後見制度                      就労          地域共生                      地域交流          孤立防止                      当事者と地域、社会のつながり</p>
キャッチコピー	<p><b>みんなでつながるまちづくり（Bグループ）</b>  <b>分けへだてなく暮らせるまち（Cグループ）</b></p>

### テーマ3 暮らしを支えるサービスについて（Dグループ）

#### 第1回ワークショップの意見

視点	主なご意見
本人・保護者	<p>サービスへの要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院ではない（短期の）レスパイト施設がほしい。</li> <li>・働ける高齢の方を対象としたデイサービスがほしい。</li> <li>・グループホームや入所施設など、地域で暮らす仕組みがほしい。</li> <li>・高齢化すると、通いなれた作業所に行けなくなってしまう。</li> </ul> <p>情報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの認知度が低く、どこに相談すればよいかわからない。</li> <li>・緊急時に対応できるよう24時間365日いつでも相談できる窓口がほしい。</li> <li>・親亡き後の相談場所や、日中の居場所に関する情報が乏しい。</li> </ul> <p>地域との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方との関わり方がわからない。</li> <li>・親亡き後に地域で問題なく暮らしていけるか不安である。</li> </ul> <p>緊急時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の対応がわからず不安を感じる。</li> </ul> <p>当事者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役所での手続きを手伝ってくれる人がいない。</li> </ul> <p>理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者と精神障がい者の違いを理解してほしい。</li> <li>・知的障がいの方の理解が特に一般の方には難しい。</li> </ul>
地域住民・市内の環境	<p>市内でのサービス提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援B型など、18歳以上の障がい者が働ける場が少ない。</li> <li>・川西市に就労継続支援A型を設置してほしい。</li> <li>・重度障がいの方の受け入れ先が少ない。</li> <li>・身体障がい者や知的障がい者の生活介護の場が少ない。</li> <li>・新卒者の作業所受け入れが難しいため、市外へ行かざるを得ない状況にある。</li> <li>・児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が20か所近くできたが、対象児童数も多く、思ったように利用できない。</li> </ul> <p>バリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすで電車を利用する際、各駅にエレベーター又はスロープを設置してほしい。</li> </ul>
行政・事業者・支援者	<p>人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日の外出時にヘルパー等の確保が難しい。</li> <li>・保育士・介護職員の確保が難しい。</li> <li>・ニーズの量と各事業所のスタッフの人数が伴っていない。</li> </ul> <p>理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設開設の際、住民の理解が得られなかった。</li> <li>・当事者及びその保護者のサービスに対する理解が十分でない。</li> </ul> <p>サービスの質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援や放課後等デイサービスでは、事業所間で専門性に差が生じている。</li> </ul> <p>支援のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意向もあり、就労先が決まらない方をどう導くべきかわからない。</li> </ul>

ポ イ ント	<p>相談支援体制の強化。          就労に関するサービスの充実。          障がい児を対象としたサービスの拡充。          地域移行も見据えたサービスの提供。          障がいやサービスに関する理解の促進。</p>
--------	--

第2回ワークショップの意見

視点	主なご意見						
個人 の 意 思 の 尊 重	<p>意見表明できる機会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年3～4回でよいので切手のいらぬハガキで市に対して意見が書ける、言える、出せるようなシステムが出来るか。</li> <li>・市の広報に現状を掲載し、市民に読んで頂き川西市としてみんなで考える。</li> </ul> <p>働き方・暮らし方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人期の地域での住まい方、働き方の選択肢を広げてほしい。</li> <li>・高齢などでも働き続けられるような施設があってほしい。</li> <li>・学校卒業後、18歳以降でも就労できるよう支援の場を設けてほしい。</li> </ul>						
相 互 理 解 の 促 進	<p>交流の機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者への理解を深めるために相互に交流する場を増やしてほしい。</li> <li>・障がい者同士が交流を持ち、互いに相手を理解出来るようになる。自分の障がいだけでなく他の障がいとの交流も大切である。</li> <li>・自治会や地域で協力できるよう近所付き合いなど大切にしていく。</li> <li>・地域とつながりたい障がいの方のお手伝い（一緒に参加するなど）</li> </ul> <p>理解に向けた啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者への理解が進むこと。</li> <li>・精神、知的障がいの方の地域理解の為のセミナーを開く。</li> <li>・知的障がいの疑似体験。</li> </ul>						
安 心 し て 暮 ら せ る 環 境	<p>地域による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住みなれた地域で親亡き後も暮らすことができるようになってほしい。</li> <li>・地域で障がい者の居場所づくり。</li> <li>・地域の見守りの中で安心して生活ができるようになってほしい。</li> </ul> <p>緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を集約し、ワンストップで相談ができるようになってほしい。</li> <li>・緊急時には、24時間365日相談できる窓口が身近にあってほしい。</li> </ul> <p>社会資源の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がいの方の受け入れ場所がほしい。</li> <li>・リハビリを行える場を充実してほしい。</li> </ul> <p>障がい児への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すきまのない障がい者（児）への福祉が必要である。</li> <li>・障がい者（児）の保護者のレスパイトを図るサービスを充実させてほしい。</li> </ul>						
キ ー ワ ー ド	<table border="0"> <tr> <td>自分の意見の表明</td> <td>暮らし方の選択</td> </tr> <tr> <td>障がい者同士の交流</td> <td>理解啓発</td> </tr> <tr> <td>地域からの手助け</td> <td>緊急時の対応</td> </tr> </table>	自分の意見の表明	暮らし方の選択	障がい者同士の交流	理解啓発	地域からの手助け	緊急時の対応
自分の意見の表明	暮らし方の選択						
障がい者同士の交流	理解啓発						
地域からの手助け	緊急時の対応						
キ ャ ッ チ コ ピ ー	<b>地域で安心した生活ができるまち</b>						

## 6 . 障がい者を取り巻く課題

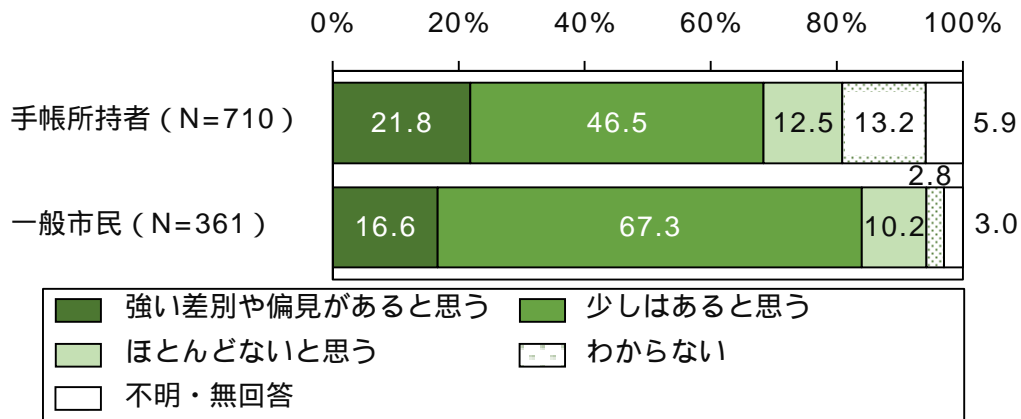
ここでは、アンケートやワークショップで明らかとなった障がい者を取り巻く課題について、課題ごとに検討を加えます。なお、 印を付したものは手帳所持者対象アンケート結果を、 印を付したものは一般市民対象アンケート調査結果を、 印を付したものは両アンケート結果の比較をそれぞれ表しています。

### (1) 共生のまちづくり

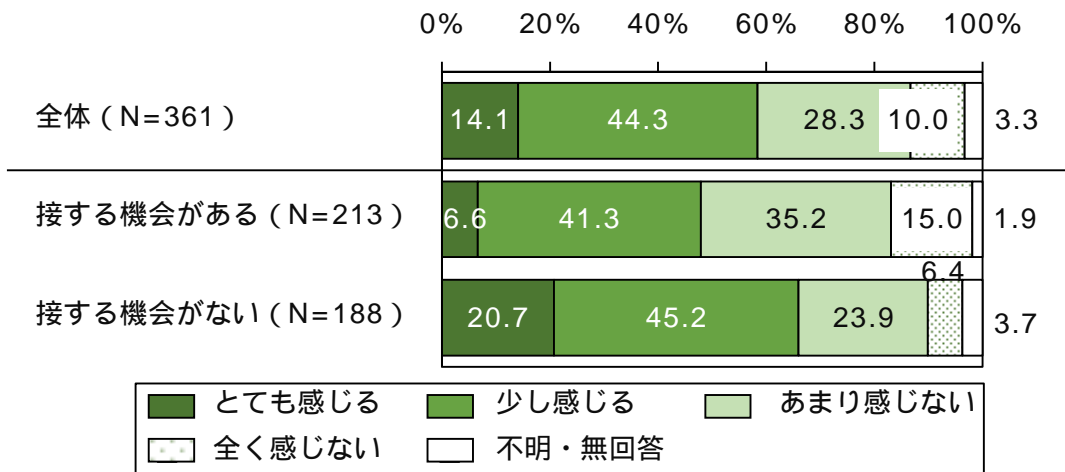
日ごろから地域での交流を図り、支え合うことのできる環境をつくる必要がある。地域において障がい者と住民が互いに交流できる機会を持つ必要がある。障がいや障がい者に対して関心を持ち、理解を促していくために、地域や学校などで福祉に関する教育を進める必要がある。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アンケート調査結果</p>	<p>障がい者に対する差別・偏見</p> <p>差別や偏見の意識については、「差別や偏見があると思う」という回答が障がい者では 68.3%、一般市民では 83.9%。</p> <p>障がい者と一対一で接することへの不安について、「不安を感じる」と回答した割合は 58.4%。障がい者と接する機会の有無別でみると、機会がある場合では 47.9%、ない場合では 65.9%。</p> <p>地域との関わり方</p> <p>障がい者の望む地域との関わり方については、「災害時など、いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい」が 45.2%、「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」が 25.1%。</p> <p>理解促進に必要な取り組み</p> <p>障がい者が地域や社会に積極的に参加するために必要な取り組みとして、「子どもの時から、学校などで障がい者（児）とふれあう機会を増やす」を「重視する」と回答した割合は 83.2%。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自由回答 アンケート</p>	<p>同級生に重度の障がい者がいたので、接することに抵抗はない。若い頃からふれあう機会がある方がいい。（30歳代、一般市民）</p> <p>障がい者や高齢者施設、保育所等の建設について、地域住民が反対する動きがある。川西市では、このような事が起きないように、市民ひとり一人が自覚したい。（60歳代、一般市民）</p> <p>幼児から青年まで、更に企業等も人権教育が必要。（70歳代、一般市民）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ワークショップ での意見</p>	<p>地域の障がい者の顔が見えず、接し方や支援方法が分からない。</p> <p>障がい者への理解を深めるために、相互に交流する場を増やしてほしい。学校と一緒に授業を受けるなど、幼少期から障がい者（児）との交流が必要である。</p> <p>病院や交通機関、企業等でも障がい者への対応方法の理解が必要である。</p>

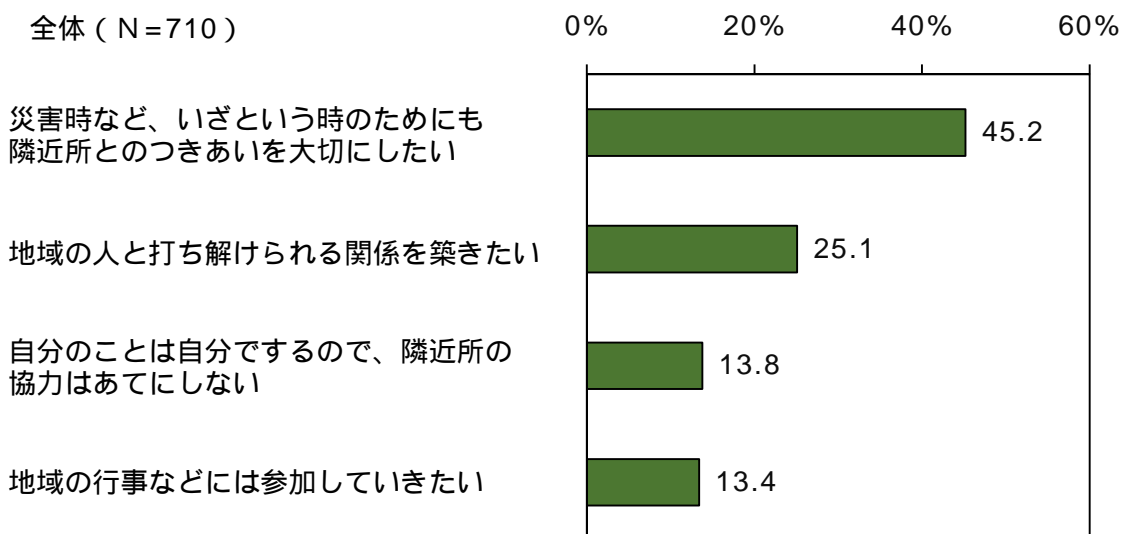
差別や偏見の意識



障がい者と「一対一」で接することへの不安 (障がい者と接する機会の有無別)



地域との関わりに対する考え (上位4項目を抜粋)



## (2) 生活環境

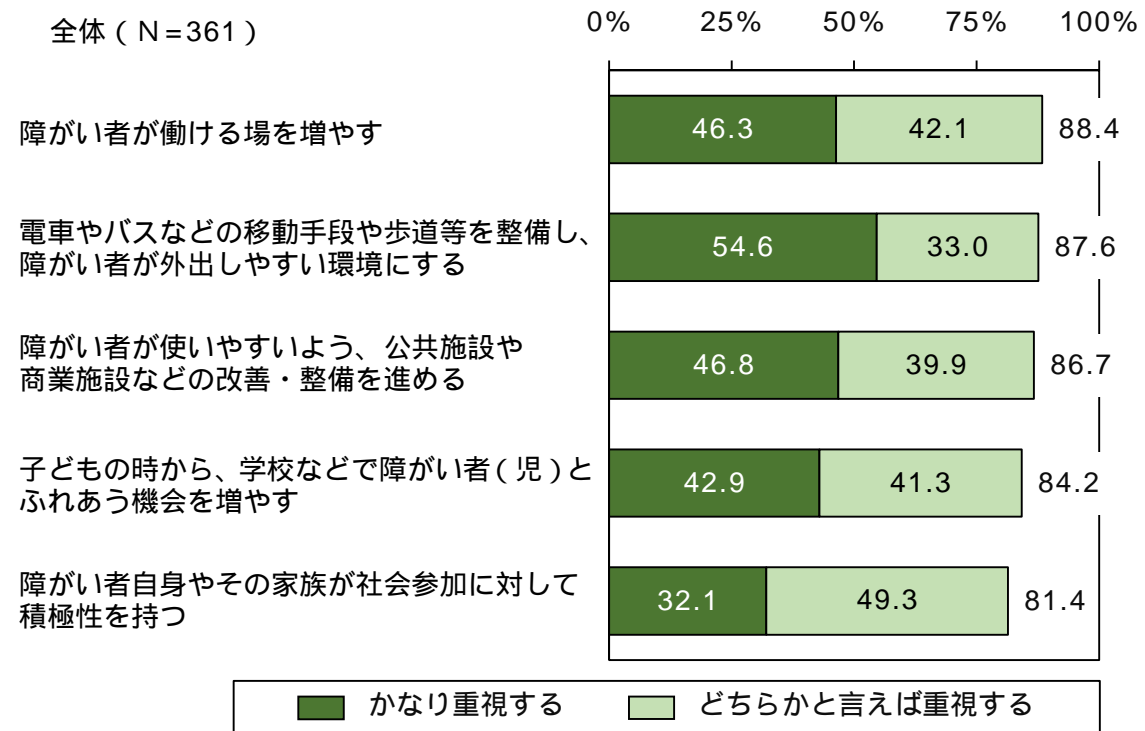
障がい者が地域や社会に参加しやすい環境を整備するために、公共施設や交通機関のバリアフリー化をさらに進めていく必要がある。

障がい者の社会参加のために、外出支援の充実や交通環境の整備など、外出しやすい環境の整備が必要である。

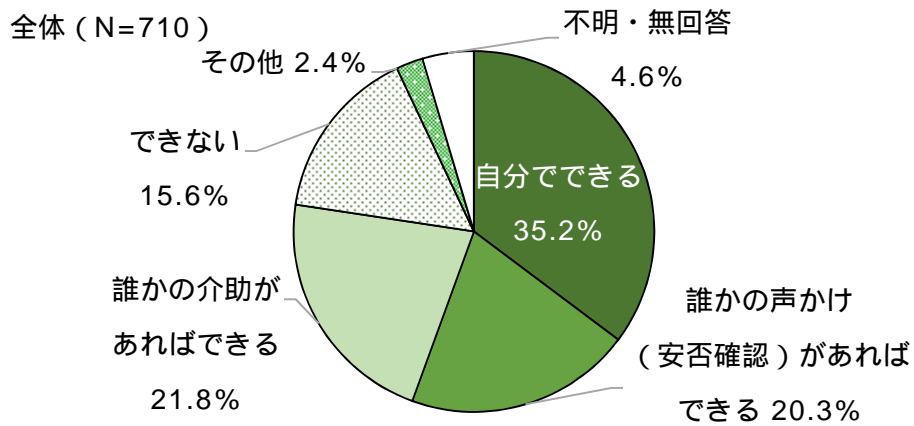
災害など非常時に対応できるよう、防災意識の向上や避難行動要支援者の登録促進、地域での見守り体制の充実が必要である。

アンケート調査結果	<p><b>バリアフリー</b></p> <p>障がい者の積極的な社会参加に必要なことについては、「障がい者が使いやすいよう、公共施設や商業施設などの改善・整備を進める」が 86.7%。</p> <p><b>移動支援</b></p> <p>障がい者の積極的な社会参加に必要なことについては、「電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障がい者が外出しやすい環境にする」が 87.6%。</p> <p><b>災害時</b></p> <p>災害時に一人で避難できるかについては、「自分でできる」が 35.2%、「誰かの助けがあればできる」が 42.1%。</p> <p>必要だと思う防災対策については、「避難誘導してくれる人(家族)がいる」が 46.1%、「避難場所を知っている」が 39.0%。</p>
アンケート自由回答	<p>介助している親が高齢により支援が困難になったときも、ともに暮らせる公営の住居があれば安心。(40歳代、精神)</p> <p>災害時の障がい者用 知的障がい の避難場所を指定し、案内できるように情報提供してほしい。(10歳代、療育)</p> <p>川西市は坂道が多く移動のための交通費の補助やお出かけサービスを充実してほしい。(60歳代、精神)</p>
ワークショップでの意見	<p>まったく外出できないため、外出のための支援がほしい。</p> <p>参加や交流の場が行きやすい所ないと参加しにくい。</p> <p>災害時の対応がわからず、不安を感じる。</p> <p>防災会など、災害時に安全確認の報告を行う団体があるとよい。</p> <p>福祉避難所のバリアフリー化が必要である。</p> <p>緊急通報システムが利用しやすくなるとよい。</p>

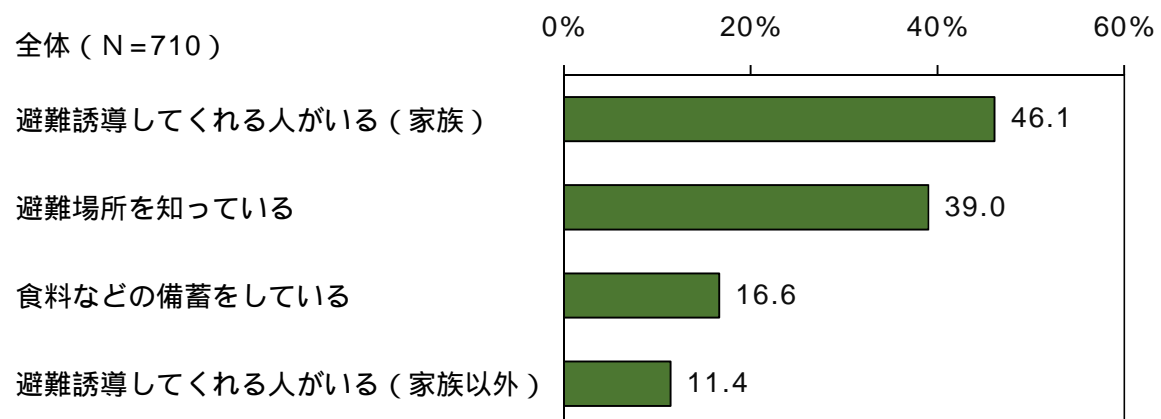
障がい者の社会参加に大切だと思うこと（上位5項目を抜粋）



災害時に一人で避難できるか



必要だと思う防災対策（上位4項目を抜粋）



### ( 3 ) 障がい者の雇用、就労

障がい者の一般就労に対する意欲の向上が必要である。

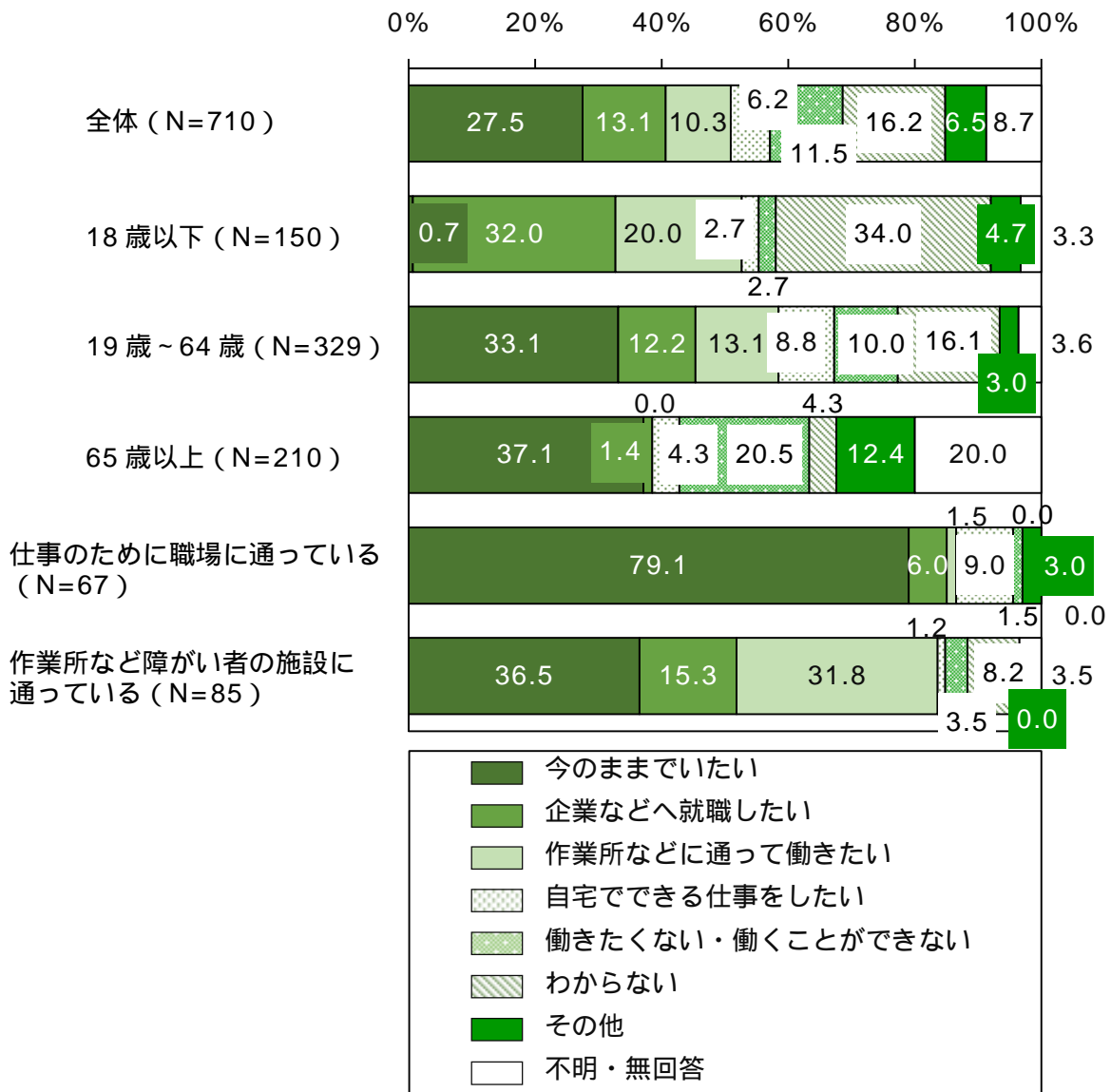
障がい者の雇用や就労を支援するサービスの充実が必要である。

障がい者の受け入れ体制の整備や従業員の理解促進など、企業側での配慮が必要である。

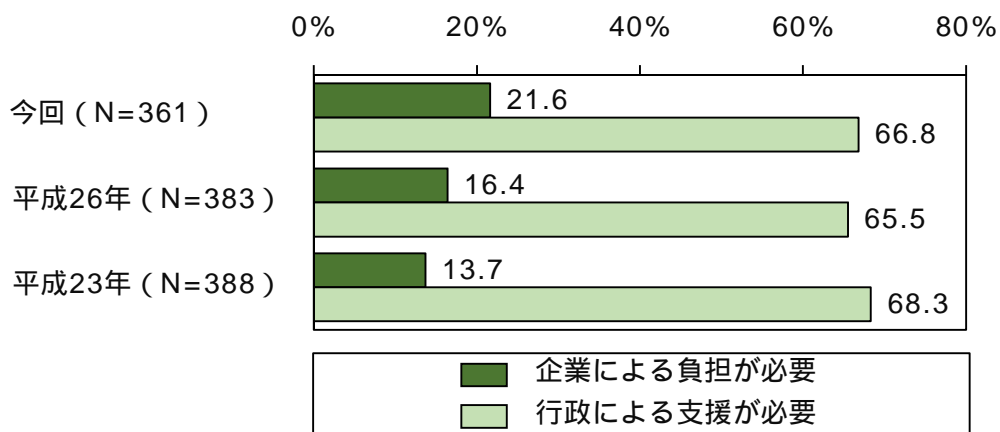
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アンケート調査結果</p>	<p><b>障がい者の就労意向</b></p> <p>就労に対する意向については、「企業などへ就職したい」が 13.1%、「作業所などに通って働きたい」が 10.3%。</p> <p>年齢別でみると、18歳以下の場合に一般就労に対する意向が高くなっている。また、18歳以下では「わからない」も 34.0%と高い。</p> <p>日中の活動状況別でみると、作業所などで働いている方は「今のままでいたい」や「作業所などに通って働きたい」が高くなっている。</p> <p><b>受け入れ側の意識</b></p> <p>職場や学校などで障がい者を受け入れる際に不安を感じるかについては、「不安を感じる」が合わせて 39.6%。(平成 26 年の調査では 38.9%、平成 23 年の調査では 37.4%)</p> <p>就業時の配慮については、「企業による負担が必要」が 21.6% (平成 26 年の調査では 16.4%、平成 23 年の調査では 13.7%)、「行政による支援が必要」が 66.8%。</p> <p><b>社会参加</b></p> <p>障がい者が積極的に社会参加するために必要なこととして、「障がい者が働ける場を増やす」を重視するという回答が 88.4%。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自由回答</p>	<p>障がい者が増えているのに、作業所が増えず、受け入れもない。この先どうなるのか不安を感じる。普通に生きる事がなかなかできない。明るい未来になるようお願いしたい。(20歳代、療育)</p> <p>川西市には作業所が少ないと聞く。市役所や市内の企業でも積極的に障がい者雇用を増やしてほしい。(10歳未満、療育)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ワークショップでの意見</p>	<p>一度仕事を辞めてしまうと、再就職が難しくなる。</p> <p>川西市内に企業や事業所の数が少ない。</p> <p>偏見や差別のない就労場所が必要である。</p> <p>学校卒業から高齢期まで、働き方の選択肢を広げてほしい。</p>



将来の仕事に対する希望（年齢別・日中の活動状況別）



就業する上での障がい者に対する配慮の必要性



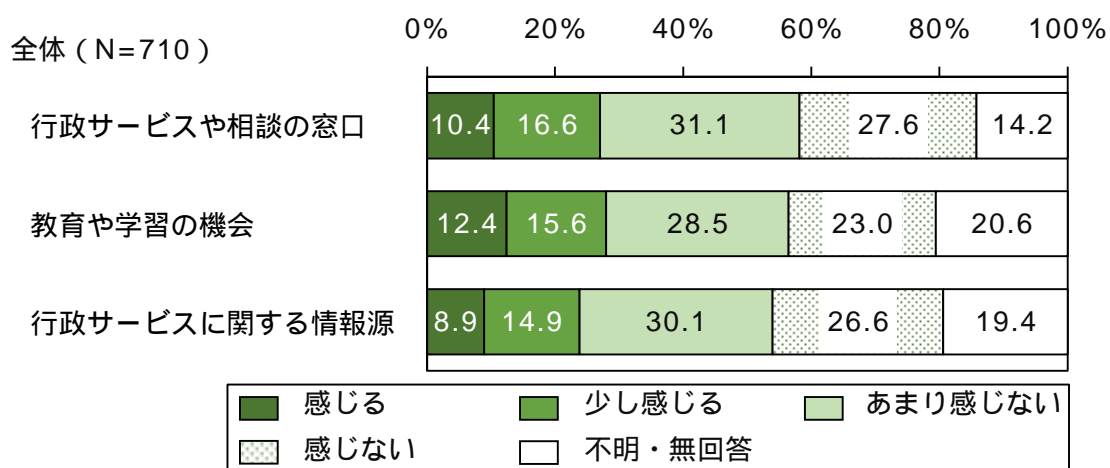
## (4) 社会参加の促進、権利擁護

障がい者が市政などに対して意見表明できる場の提供が必要である。

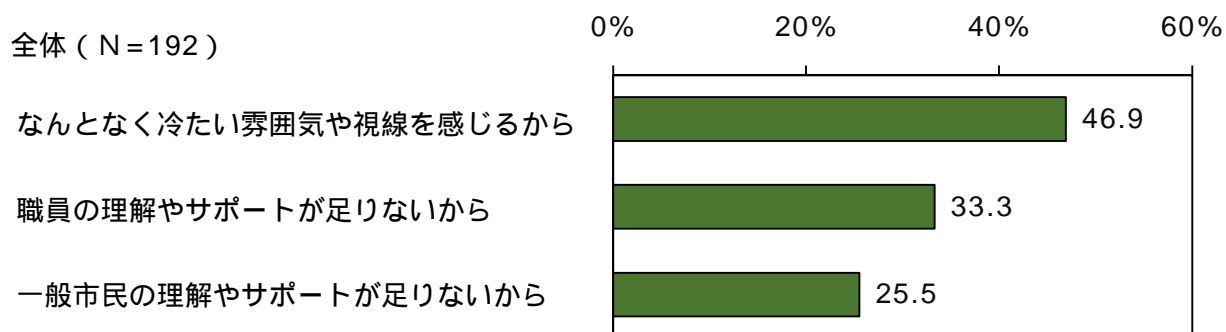
障がい者の権利を守り、自身で暮らし方を選択し行動できる環境の整備が必要である。

<p>アンケート調査結果</p>	<p>行政サービスや相談の窓口の利用に不便やためらいを感じる割合は27.0%。理由としては、「なんとなく冷たい雰囲気や視線を感じるから」や「職員の理解やサポートが足りないから」が高い。</p> <p>教育や学習の機会の参加に不便やためらいを感じる割合は28.0%。理由としては、「なんとなく冷たい雰囲気や視線を感じるから」や「教職員の理解やサポートが足りないから」が高い。</p> <p>行政サービスに関する情報源の利用に不便やためらいを感じる割合は23.8%。理由としては、「必要な情報が探しにくいから」や「難しい表現や、あいまいな表現が多いから」、「必要な情報が提供されていないから」が高い。</p>
<p>アンケート 自由回答</p>	<p>親の高齢化とともに、障がいを持つ子どものサポートが難しくなってきた。外出時などの付き添いサポートを充実し、後見人制度で1人でも安心して暮らせるよう願う。(30歳代、療育)</p> <p>もっと障がい者の意見を聞き入れてほしい。相談できる機関を増やしてほしい。市役所は敷居が高過ぎて、相談できない。(10歳未満、療育)</p> <p>地域福祉計画の市民委員として参加に関心があるが、日程や内容などの詳細が分からず応募できなかった。できれば計画策定に加わりたい。(40歳代、精神)</p>
<p>ワークショップ での意見</p>	<p>年に数回、市に対して意見や要望を伝えることのできる機会を設けてほしい。</p> <p>親亡き後の障がい者の財産や年金管理を信頼できる機関に任せたい。市役所などで公的な手続きができるか不安である。</p> <p>公的な制度や情報をもっとわかりやすく、利用しやすくしてほしい。</p> <p>障がい者が孤立しないよう、市役所や社会福祉協議会から情報提供してほしい。</p>

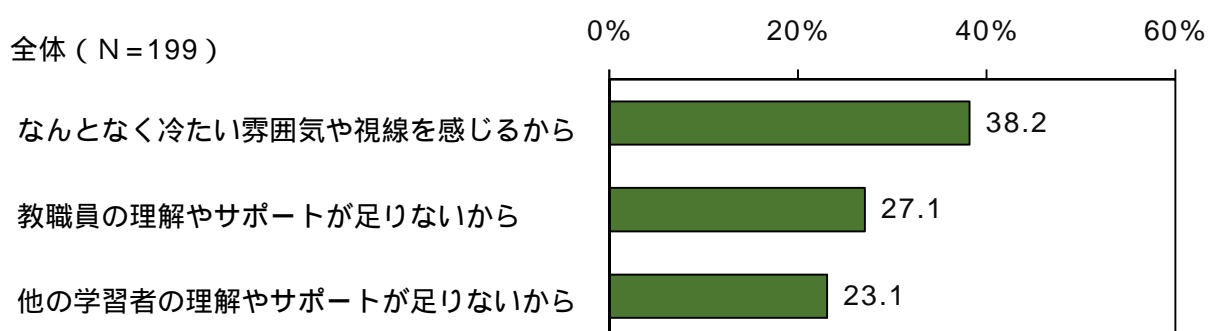
サービス等の利用や参加に不便さを感じるか



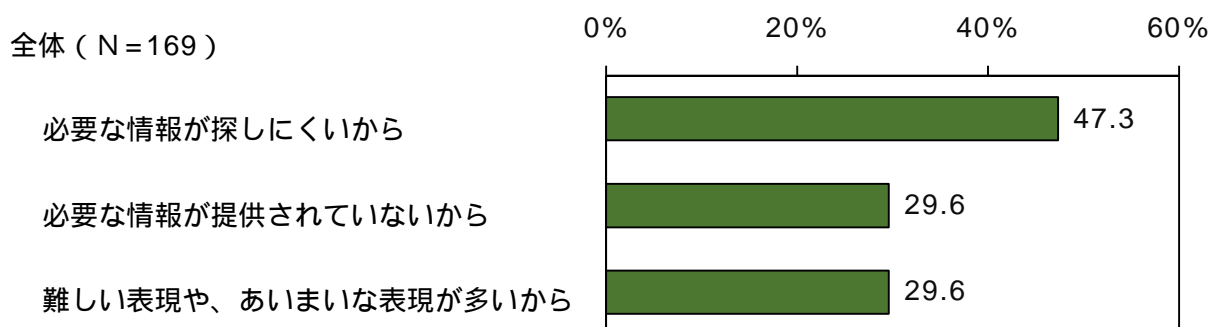
行政サービスや相談の窓口が利用しにくいと感じる理由 (上位3項目を抜粋)



教育や学習の機会に参加しにくいと感じる理由 (上位3項目を抜粋)



行政サービスに関する情報源を利用しにくいと感じる理由 (上位3項目を抜粋)



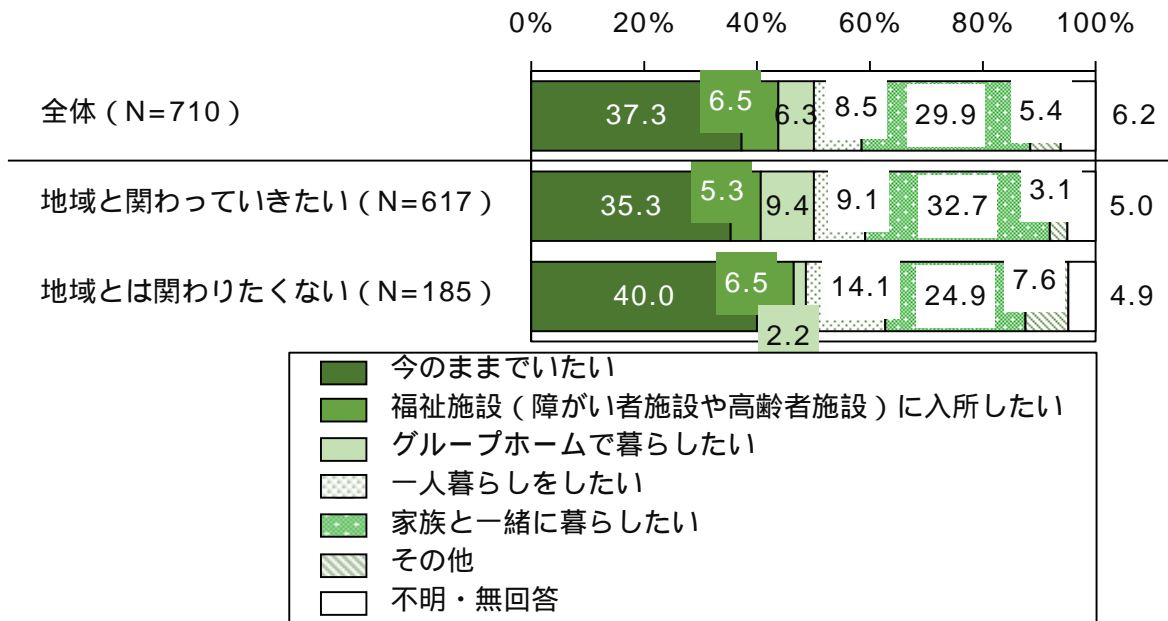
## (5) 障害福祉サービス

夜間や緊急時など、いつでも相談できる窓口の設置が求められている。  
障がい者が地域で暮らしていくための選択肢として、グループホームの整備が求められている。  
緊急時やレスパイトケア<sup>4</sup>、親亡き後に向けた体験の場として、短期入所など一時的な預かりが可能なサービスの充実が求められている。

アンケート調査結果	<p>将来の生活の希望</p> <p>将来の生活の希望については、「今のままでいたい」が37.3%、「家族と一緒に暮らしたい」が29.9%。地域との関わりに関する考え方でみると、地域と関わりたいと考えている方はグループホームの利用意向が高く、地域とあまり関わりたいと考えている方は一人暮らしの意向が高い。</p> <p>介助者不在の緊急時</p> <p>介助者不在の緊急時の対応については、「親族に介助してほしい」が34.2%、「短期入所を利用したい」が27.6%、「ホームヘルパーの派遣などのサービスを利用したい」が24.8%。主な介助者が父母の場合、「短期入所を利用したい」は43.0%、「作業所やデイサービスなどの通所サービスを利用したい」は27.3%と高くなっている。</p>
アンケート自由回答	<p>親亡き後の障がい者が安心して暮らせるまちであってほしい。そのためにグループホームや成年後見制度、保護者の努力も必要だが、行政にリーダーシップをとっていただきたい。(20歳代、療育)</p> <p>1人で生活することは困難で、見守ってくれる人が身近にしてほしい。支援の輪があり、何かあればすぐに対応してもらえるシステムを作してほしい。支援者間で普段から情報共有していれば、いざという時に対応してもらえる。(40歳代、療育)</p>
ワークショップでの意見	<p>相談窓口を集約し、ワンストップで相談ができるようにしてほしい。</p> <p>緊急時に対応できるよう、24時間365日いつでも相談できる窓口が身近にあってほしい。</p> <p>親亡き後の相談場所や、日中の居場所に関する情報が乏しい。</p> <p>グループホームや入所施設など、地域で暮らす仕組みがほしい。</p> <p>障がい者(児)の保護者のレスパイトを図るサービスを充実させてほしい。</p>

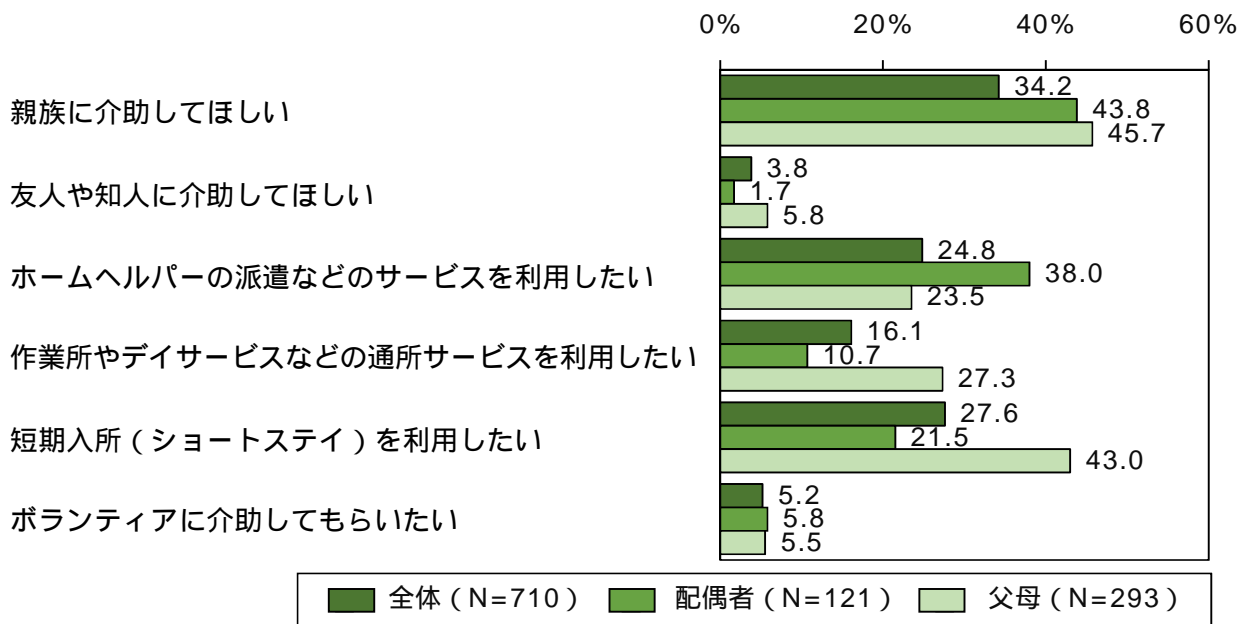
<sup>4</sup> 日常的に介護している家族などの心身疲労を防止するため、一時的に介護を代替し、ゆっくりと休息することができるよう支援すること。

将来の生活に対する希望（地域との関わりに対する考え方別）



上記グラフ内の項目『地域と関わっていききたい』は「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」「災害時など、いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」「地域の行事などには参加していききたい」「ボランティアや自治会など、地域活動の担い手として参加したい」の合計です。また、『地域とは関わりたくない』は「自分のことは自分でするので、隣近所の協力はあてにしない」「地域とはあまり関わりを持ちたくない」の合計です。

主な介助者が介助できない場合の希望（主な介助者別）



## (6) 障がい児への支援

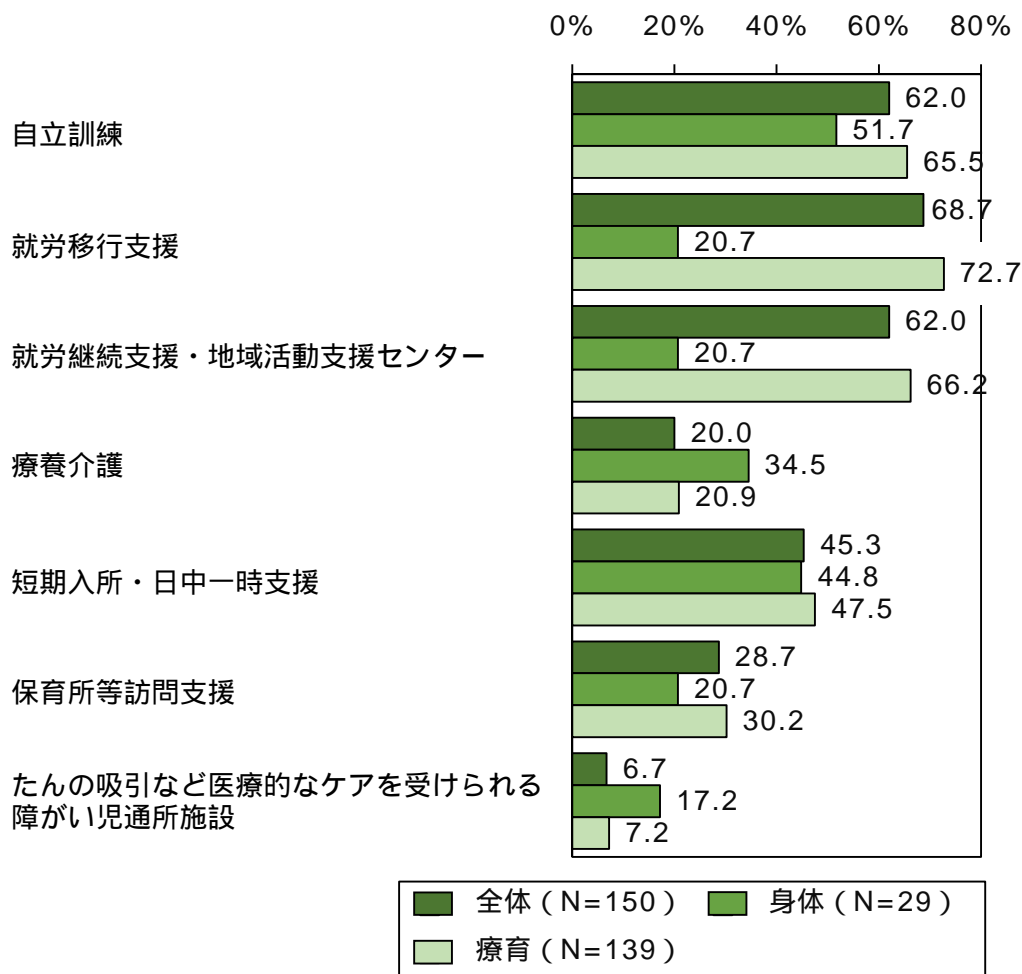
医療的ケア児や重症心身障がい児を支援するための体制整備が必要である。

将来の自立や社会参加を見据えた療育や教育が必要である。

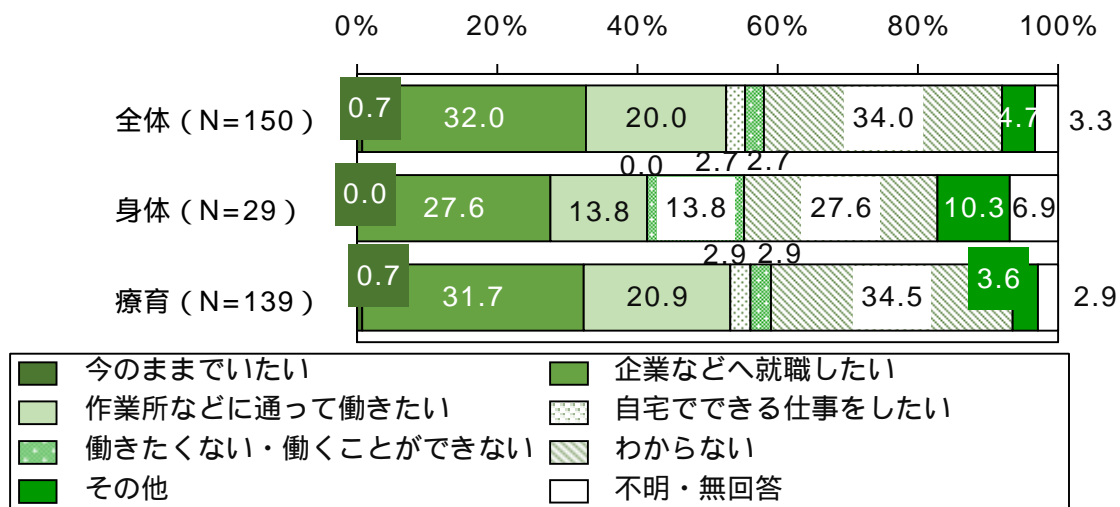
保護者の不安解消や負担軽減を目的とした取り組みが必要である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アンケート調査結果</p>	<p>障がい児のサービス利用意向</p> <p>障がい児のサービス利用意向について、「利用したい」の割合は、短期入所・日中一時支援が45.3%、保育所等訪問支援が28.7%。また、将来的に利用したいサービスとして、自立訓練が62.0%、就労移行支援が68.7%、就労継続支援・地域活動支援センターが62.0%。手帳別で見ると、[身体]の場合に、医療的ケアを受けられる通所施設が17.2%。また、将来的に利用したいサービスとして療養介護が34.5%。</p> <p>障がい児の将来の希望</p> <p>障がい児の将来の仕事に対する希望については、「企業などへ就職したい」が32.0%、「作業所などに通って働きたい」が20.0%、「わからない」が34.0%。</p> <p>障がい児の将来の生活の希望については、「家族と一緒に暮らしたい」が49.3%。他の年齢層と比べると「グループホームで暮らしたい」や「一人暮らしをしたい」の割合が高い。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アンケート自由回答</p>	<p>将来が不安。親は若くなく、本人はまだ小さい。お金もない。親が死んだ後、この子はどうなるだろうかと考えると不安しかない。(10歳以下、療育)</p> <p>もっと子どもの障がいにも目を向けて欲しい。親の交流の場などあればよい。(10歳以下、身体)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ワークショップでの意見</p>	<p>保護者が介助について悩み、地域に対して閉じこもってしまう傾向がある。</p> <p>市内には児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が多くあるが、対象となる児童も多いため、思ったように利用できない。</p> <p>重度障がいの方を受け入れられる場所が必要である。</p> <p>すきまのない障がい者(児)への支援が必要である。</p>

障害福祉サービスの利用意向（18歳以下のみ、手帳別）



将来の仕事に対する希望（18歳以下のみ、手帳別）



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 川西市の障がい者施策が目指す姿（基本理念）

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、自らの意思に基づいて行動を選択するという個人の確立、そして、一人ひとりがお互いの個性や人格を理解したうえで互いに支え合いながら生きていく共生の実現、これらの二つの考え方が、基本的な概念として提示されています。

これまで本市では、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」との基本理念を掲げ、数々の施策を展開してきましたが、この度、より中長期的な視点に立って計画の改定を行うに当たり、基本理念の見直しを行うこととしました。

見直しに当たっては、協働のまちづくりの観点から、市民ワークショップを通じて、「将来の川西市はこうなっていてほしい」「将来に向けて自分はこんなことができる」といった、「川西市の将来像」を検討していただきました。

ご参加いただいたみなさまからは、「個人の意思の尊重」「相互理解の促進」「安心して暮らせる地域環境の構築」といった点を重視するご意見を多くいただきました。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

## みんなとつながる 安心と共生のまち

### 2. 計画の基本目標

本計画では、「みんなとつながる 安心と共生のまち」という基本理念の実現を目指して、以下の4つの基本目標を柱に各施策の展開を図ります。

1. とともに支え合うことのできる地域づくり
2. 本人の意思を尊重した社会参加の促進
3. 安心して暮らすためのサービスの充実
4. 障がい児支援の充実



## 基本目標 1 とともに支え合うことのできる地域づくり

障がい者対象アンケートでは、障がい者の地域生活への移行において必要なこととして、グループホーム等の施設整備に加えて、住民による受け入れや支え合いの環境が整っていることという意見がありました。また、ワークショップにおいては、障がい者が地域のどこにいてどのようなことに困っているかの把握が困難であり、実際に支援を行うのは難しいという課題が挙げられていました。

本計画では、市民への啓発のほか、地域での交流や福祉コミュニティの形成、福祉活動に携わる人材の発掘や育成を通じて、障がいのある人もない人もともに支え合うことのできる関係づくりを進めていきます。また、すべての市民にとって暮らしやすい地域をつくるために、施設や交通機関などのバリアフリー化を進めていきます。

### 施策体系

1. 共生のまちづくりの推進 ( P.67 ~ 69 )
( 1 ) 啓発活動の推進 ( P.67 )
( 2 ) 地域における障がい者と住民との交流促進 ( P.68 )
( 3 ) 担い手の育成とネットワーク化 ( P.69 )
2. 暮らしやすい生活環境の整備 ( P.70 ~ 72 )
( 1 ) 福祉のまちづくりの推進 ( P.70 )
( 2 ) 移動・交通対策の推進 ( P.71 ~ 72 )
( 3 ) 緊急通報体制の整備 ( P.72 )

### 評価指標

項 目	現状値 ( H28 )	目標値 ( H34 )
地域で高齢者や障がい者・児童等を見守り、支援する仕組みができていると思う市民の割合 ( 市民実感調査より )	34.2%	40.0%
福祉ボランティア活動に参加したことがある市民の割合 ( 市民実感調査より )	25.1%	30.0%
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合 ( 市民実感調査より )	48.4%	70.0%
ノンステップバス導入率 ( 市内運行バス台数に係る導入率 )	62.7%	70.0%
生活道路が安心して通行できると思う市民の割合 ( 市民実感調査より )	59.1%	65.0%

## 基本目標 2 本人の意思を尊重した社会参加の促進

障がい者対象アンケートでは、地域との交流や社会参加を望む声は多くみられるものの、地域住民や職場の理解が十分でないために、生活や働くことに不安を感じ、実際の行動をためらってしまうという課題が明らかとなっています。また、ワークショップでは、利用するサービスや日々の暮らし方を自身で選択することができるよう、障がい者の意思を尊重できる仕組みづくりが重要であるという意見がありました。

本計画では、障がい者が社会で自己実現を果たすために、就労支援や文化活動の促進を図るとともに、障がい者が不安を感じることなく地域で生活したり、社会活動へ参加したりできるよう、また、サービスの選択や社会参加について、自分の考えで意思決定ができるよう、情報提供や意思疎通支援の充実、権利擁護の推進を図ります。

### 施策体系

1．就労支援体制の充実（P.75～76）
（1）一般就労の促進（P.75）
（2）福祉的就労の推進（P.76）
2．社会参加の促進（P.77～79）
（1）情報アクセス・コミュニケーションの支援（P.77～78）
（2）選挙権の行使に係る配慮（P.78）
（3）スポーツ・芸術文化活動の促進（P.78～79）
（4）社会貢献活動や各種交流活動への参加促進（P.79）
3．権利擁護の推進（P.80～81）

### 評価指標

項目	現状値 (H28)	目標値 (H34)
福祉施設から一般就労への移行者数 (総合計画後期基本計画より)	15人	27人
就労移行支援事業の利用者数(1か月あたりの実利用人数)	18人	43人
一人ひとりの人権が尊重されていると感じている市民の割合 (市民実感調査より)	47.5%	80.0%

### 基本目標3 安心して暮らすためのサービスの充実

障がい者対象アンケートでは、「親亡き後」に向けて障がい者の自立を支援するサービスや、高齢障がい者の外出を支援するサービス、地域移行の受け皿としてのグループホームの充実など、サービスに対する多様なニーズがみられました。また、ワークショップにおいては、緊急時にも対応できるような相談体制の構築や、障がい者の保護者にも配慮したサービスの充実を求める声も上がっていました。

本計画では、障がい者の日常生活を支える生活支援サービスや保健・医療サービス、その他サービスの質や量を充実させるとともに、利用者目線の適切なサービス提供体制を整備し、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる支援体制の構築を進めます。

#### 施策体系

1．相談支援体制と情報提供の仕組みの整備（P.84～85）
（1）相談・情報提供の拠点の充実（P.84）
（2）身近な地域での相談・情報提供体制の整備（P.85）
2．生活支援施策の充実（P.86～90）
（1）障害福祉サービス等の充実（P.86～87）
（2）福祉用具の普及促進（P.88）
（3）経済的支援策の推進（P.89～90）
（4）居宅生活の支援（P.90）
3．保健・医療サービスの充実（P.91～93）
（1）障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実（P.91）
（2）障がい者医療の充実（P.92）
（3）精神保健対策の推進（P.93）

#### 評価指標

項目	現状値 (H28)	目標値 (H34)
グループホームの利用者数（1か月あたりの実利用人数）	80人	114人
相談支援専門員の数 （市内の相談支援事業所に在籍している人数）	17人	25人
施設入所者の地域生活への移行者数 （総合計画後期基本計画より）	0人	3人

## 基本目標 4 障がい児支援の充実

障がい者対象アンケートでは、社会的な自立を促進するサービスに対するニーズが集中している一方で、レスパイトケアとしての側面も持つサービスに対するニーズも大きくなっていました。本市の障がい児の人数は増加傾向にあるため、障がい児を支援するサービスの需要は今後さらに増加していくことが想定されます。また、ワークショップにおいては、障がい児を対象とした各種サービスの質や量の確保に加えて、ライフステージに応じたきめ細やかな対応が必要であるという意見もみられました。

本計画では、障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保健や医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児が、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で受けることができるよう、地域における支援体制の構築を図ります。

### 施策体系

教育・療育環境の整備と交流教育の推進（P.96～99）
（1）療育体制等の充実（P.96～97）
（2）多様な教育機会の提供・交流教育の充実（P.98～99）
（3）教職員の資質向上・教育内容の充実（P.99）

### 評価指標

項目	現状値 (H28)	目標値 (H34)
サポートファイルの配布数（累計） ダウンロードは除く	474冊	1,000冊
保育所等訪問支援事業の利用者数 (1か月あたりの実利用人数)	8人	34人
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	0か所	各1か所

( ) 本計画は、平成35年度までの6年間を計画期間としていますが、評価指標については、第5次川西市総合計画後期基本計画や第5期川西市地域福祉計画との調和を図る観点から、平成34年度時点の目標値を設定しています。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1

#### ともに支え合うことのできる地域づくり

##### 現 状

障がい者の社会参加や市民の障がいに対する理解の促進を図るため、毎年12月の障害者週間にあわせ、「障がい者1日サロン」や「障がい者児文化作品展」を開催しています。障がいがある人と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する団体等に対する補助を行っています。

市民のボランティア活動の拠点としてボランティア活動センターを設置し、ボランティアの確保と養成に努めています。

障がい者支援に関わる地域の関係機関等の連携強化や社会資源の開発、改善に関する協議を行う場として、障がい者自立支援協議会を設置しています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、まちのバリアフリー化を進めています。

バスを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、バス事業者に対して、ノンステップバスの導入支援を行っています。

##### 課 題

障がい者に対する理解を深め、広がりをもった住民同士のつながりが構築されるよう、周知、啓発に努める必要があります。

障がい者に対する不安感と障がい者と接する機会や経験の程度との間には、一定の相関関係が推定されることから、相互の交流を促す取り組みを一層進めていく必要があります。

公の制度だけではとらえきれない、日常生活の困りごとなどを支援するために、障がい者支援の担い手を確保していく必要があります。

すべての市民にとって暮らしやすい地域をつくるため、施設や交通機関等のバリアフリー化をさらに進めていく必要があります。

## 重点施策：地域における交流と支え合いの推進

差別や偏見がなく、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を実現していくためには、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らしや生きがいとともに高め合うことができる地域づくりが必要です。

そのため、障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことや、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保にも取り組んでいきます。

### 施策内容

#### 〔11201〕「交流スペース」に対する運営支援

地域において、障がい者と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助する。

#### 〔11303〕障がい者自立支援協議会の運営

障がい者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場として、障がい者自立支援協議会を運営する。

## 市民の声

（アンケートやワークショップでのご意見から）

障がい者への理解を深めるために、相互に交流する場を増やしてほしい。

1人で生活することは困難で、見守ってくれる人が身近にいてほしい。支援の輪があり、何かあればすぐに対応してもらえるシステムを作ってほしい。支援者間で普段から情報共有していれば、いざという時に対応してもらえる。

地域の見守りの中で安心して生活ができるようになってほしい。

継続的に支援できるよう、ボランティアの育成に取り組む必要がある。

近所の障がい者と交流があり、話も通じて楽しい付き合いをしている。

家族が聴覚障がい者で、ボランティア活動に参加しているが、物足りなさを感じている。

障がい者にも一般人と同様に楽しめる催しものがないだろうか。

# 1. 共生のまちづくりの推進

## (1) 啓発活動の推進

### 施策の方向

- 障がいに関する正しい知識を普及させるため、啓発パンフレットやホームページのほか、講演会や出前講座などさまざまな情報発信手段を用いて、各種啓発活動を推進します。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを進めるため、障がい者週間事業や精神衛生問題推進事業を充実させ、障がい者に対する理解が深まるよう努めます。
- 平成28年度より施行された障害者差別解消法の趣旨等について、民間事業者への周知に努めます。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔11101〕 地域住民等への啓発活動	障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がいに関する正しい知識の普及や、障がい者に対する理解を深めるため、さまざまな機会を通じ啓発に努める。	障害福祉課
〔11102〕 障がい者週間事業の実施	障がい者に対する障壁を除去し、障がい者の社会参加を推進するため、障がい者週間事業実行委員会を組織し、各種の啓発広報活動を実施する。	障害福祉課
〔11103〕 精神衛生問題推進事業の実施	精神障がい者に対する市民の理解を深めるため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を図る。	障害福祉課
〔11104〕 障害者差別解消法に関する民間事業者への周知	障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供に努めることが求められていることから、その趣旨等について、周知に努める。	人権推進室 障害福祉課

## (2) 地域における障がい者と住民との交流促進

### 施策の方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、「交流スペース」の運営を支援します。

地域コミュニティとの交流など相互の交流の機会を創出、拡大する取り組みを支援することにより、ともに支え合うことのできる関係づくりを推進していきます。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔11201〕 「交流スペース」 に対する運営支援 (再掲)	地域において、障がい者と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助する。	障害福祉課
〔11202〕 障がい者と住民と の交流促進の取 組みに対する支援	障がい者と地域住民との交流の機会を創出、拡大するため、地域における自主的な取り組みが円滑に行われるよう支援する。	障害福祉課



### (3) 担い手の育成とネットワーク化

#### 施策の方向

障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者団体の行う事業に対する補助を引き続き行います。

社会福祉協議会が運営するボランティア活動センターに対する支援を通じて、福祉分野に携わる人材の発掘や支援の担い手の確保、育成に取り組んでいきます。

障がい者団体や事業者、関係機関などで構成する障がい者自立支援協議会に、分野別の専門部会を設置し、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めていきます。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔11301〕 障がい者団体が行う事業への補助	障害者団体連合会、身体障害者福祉協会、身体障害児者父母の会、手をつなぐ育成会、むぎのめ家族会に対して、運営費や活動費を助成することにより、障がい者の自立と社会参加を促進する。	障害福祉課
〔11302〕 ボランティア活動センターへの支援	市民のボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談、あっせん事業、ボランティアグループへの支援、ボランティアの啓発や育成等の事業を実施するボランティア活動センターに対し支援を行う。また、ボランティアの派遣を積極的に進めるとともに、その確保と養成のための支援を行う。	福祉政策課
〔11303〕 障がい者自立支援協議会の運営 (再掲)	障がい者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場として、障がい者自立支援協議会を運営する。	障害福祉課

## 2.暮らしやすい生活環境の整備

### (1)福祉のまちづくりの推進

#### 施策の方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが活動しやすい都市環境を整備するため、地域住民の理解と協力を得ながら、バリアフリーを促進する重点整備地区基本構想の実現に努めます。

鉄道駅周辺や道路、公園、公共的施設など人の集まる場所を中心とした環境整備及び福祉のまちづくり条例やバリアフリー法に基づく建築物への指導や助言を行い、まちのバリアフリー化を進めます。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔12101〕 公共施設、道路、公園等のバリアフリー化の推進	バリアフリー法(バリアフリー重点整備地区基本構想【第1期・第2期基本構想】を含む)及び県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が使いやすく、誰もが安心して利用できる公共施設、道路、公園、交通安全施設などのバリアフリー化を推進する。	公共施設 マネジメント室  公園緑地課  道路整備課
〔12102〕 福祉のまちづくり条例に基づく指導、助言	県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき、対象となる新規の建築物に対して整備基準に適合するよう、建築主等に対し指導、助言を行う。	建築指導課

## (2) 移動・交通対策の推進

### 施策の方向

迷惑駐車、迷惑駐輪等の防止と啓発、交通安全施設の整備による安全な移動や交通の確保により、誰もが安全に移動できる環境の整備を進めます。

障がい者などが積極的に社会参加できるよう、ノンステップバスの導入をさらに促進していきます。

障がい者等を対象とした自動車改造費及び運転免許取得費の助成、軽自動車税の減免、市役所内駐車場の使用料の減免、タクシー料金の助成など、移動に関する経済的負担の軽減策を引き続き実施します。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔12201〕 迷惑駐車追放運動の実施	迷惑駐車追放のための街頭パトロールや駐車マナー向上のための広報活動を実施することにより、地区住民の生活の安全と快適な交通環境を確保する。関係機関と連携し、迷惑駐車等の防止と啓発、取り締まりの強化を図る。	道路管理課
〔12202〕 自転車駐車場の整備と放置自転車等の撤去	川西能勢口駅周辺の駅前広場、歩道及び路肩に放置している自転車等が通行の妨げとなるため、利用者のモラルの向上や指導、監視、撤去を行うとともに、需要に見合う自転車駐車場を整備する。啓発による市民のモラル向上と監視、撤去の徹底を行う。	道路管理課
〔12203〕 自動車改造費及び運転免許取得費の助成	肢体不自由者が就労等に伴い、自ら所有する車で、その自動車を操作しやすいように改造する費用を助成し、社会参加や自立を促進する。あわせて、運転免許取得費についても助成する。	障害福祉課
〔12204〕 ノンステップバスの導入支援	高齢者、障がい者等のバスを利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入について支援する。	都市政策室
〔12205〕 タクシー料金の助成	一定の要件を満たす重度障がい者等が、一般のタクシー又はリフト付き寝台タクシーを利用した場合、タクシー料金の助成を行う。	障害福祉課
〔12206〕 軽自動車税の減免	障がい者本人等の所有でもっぱら当該障がい者の利用に供するものについて、軽自動車税を減免する。(1台に限る)	市民税課

施策	概要	担当所管
〔12207〕 市役所内駐車場使用料の減免	障害者手帳所持者が運転、同乗している自動車の駐車場使用料を免除する。	管財課
〔12208〕 「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及【新規】	高齢者、障がい者等一定の要件を満たす方が利用できる「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の啓発を進め、利用者の増加を目指す。	福祉政策課

### （３）緊急通報体制の整備

#### 施策の方向

緊急通報装置及び福祉ファクス利用者の情報は、災害受信時、即座に対応できるように継続して緊急通報システムのデータ維持管理に努めます。

緊急時の連絡方法として携帯電話のウェブ機能を活用するため、緊急連絡先のホームページアドレスを情報提供します。

避難行動要支援者リストや災害時における地域の役割など、災害時における障がい者の支援体制の整備を進めます。

知的障がい者（児）などが行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、個人情報等の事前登録制度の創設について、引き続き検討を進めます。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔12301〕 消防緊急通報指令システムの整備	障がい者等避難行動要支援者を事前に把握することにより、迅速な援護活動を行う。	消防本部 消防課
〔12302〕 緊急通報システムの整備	ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がい者が、急病や事故などにより支援を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて通報する。消防本部は、緊急時、即座に対応できるように体制を整える。	消防本部 消防課 長寿・介護保険課
〔12303〕 災害時への対応	障がい者など災害時に特別な支援を必要とする者のリストを作成し、災害時の支援策をあらかじめ検討するなど、避難行動要支援者に対する支援体制の整備を進める。	福祉政策課
〔12304〕 障がい者（児）緊急時事前登録制度の検討	障がい者（児）が行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報を登録する制度の創設を検討する。	障害福祉課

## 基本目標 2

# 本人の意思を尊重した社会参加の促進

### 現 状

障がい者一人ひとりの就労に対する意向や能力に応じ、就労移行支援や就労継続支援等のサービスを支給しています。

「障がい児（者）地域生活・就業支援センター」に就労支援担当を配置し、ハローワーク等と連携を図りながら就労支援を行っています。

阪神地域の各機関が一体となり障がいのある人の「働きたい」を応援するため、「阪神地域障がい者就労促進大会」の開催に協力しています。

障がい者が生産する製品の販売機会拡大や障がい者の社会参加の促進を図るため、市内の障害福祉サービス事業所等で構成する「川西市障がい者自主製品販売促進委員会（みんなの店）」に対する支援を行っています。

障がい者の意思決定を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の意思疎通支援事業を行っています。

成年後見支援センター“かけはし”を設置し、成年後見制度の普及、啓発に努めるとともに、制度の利用支援を行っています。

障がい者虐待防止相談窓口を設置し、虐待事案に対して、迅速な初期対応や継続的な支援を行っています。

### 課 題

就労移行支援や就労定着支援について、市内でのサービス提供体制を確保する必要があります。

一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場として、就労継続支援等に対する利用ニーズの増加に合わせ、サービスの提供体制を確保していく必要があります。

障がい者の社会生活を阻むさまざまな障壁を取り除くため、地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

「親亡き後」でも障がい者が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度のさらなる普及を図るとともに、長期間にわたり安定的に後見等の業務を行うことのできる法人後見を担うことのできる法人を市内に確保する必要があります。

障がいのある人が、一人の市民として、地域におけるさまざまな意思決定に参画することができるよう、必要かつ合理的な配慮が行われる必要があります。

## 重点施策：障がい者の就労支援の強化

障がいのある人の働きたいという希望に応え、一人ひとりの能力や個性に合わせた就労支援を行うため、阪神北地域障害者雇用・就業支援ネットワーク会議や阪神北圏域就労支援合同連絡会議などを通じ、関係機関との連携を一層進め、就労に向けた支援を行っていきます。

また、就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じたサービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）を身近な地域で利用することができるよう、市内での提供体制確保に取り組んでいきます。

### 施策内容

〔21201〕就労継続支援事業の実施
一般の企業等で雇用されることが困難な障がい者に生産活動の機会の提供など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など、必要な支援を行う。
〔21101〕就労移行支援事業の実施
一般の企業等で雇用されることが可能と見込まれる障がい者に一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など、必要な支援を行う。
〔21102〕就労定着支援事業の実施
就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じた日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言など、必要な支援を行う。

### 市民の声（アンケートやワークショップでのご意見から）

18歳以上の障がい者が働いて日中過ごせる施設が川西には少ないと思う。障がい者が介助、サポートしてもらいながらもひとり暮らしができる町になってほしい。

障がいであることを隠さなくてもよい地域、社会になってほしい。

障がい者が身近にいない人にとっては、その本人や家族にどう接すればいいかわからないと思う。また障がいも程度は様々であるから、もっと理解してほしい。

成人期での地域の住まい方、働き方の選択肢を広げてほしい。

親亡き後のためにも、成年後見制度の充実をお願いしたい。

今暮らしている「グループホーム」で調理が手伝えるようになってほしい。町の「求人ポスター」でも障がい者を雇ってもらえるようになってほしい。70歳、80歳になっても働ける時代になってほしい。

## (1) 一般就労の促進

### 施策の方向

就労移行支援の利用者数を増やし、一般就労への移行を促進します。

就労に伴う生活面の課題に対する相談、助言等の支援を行う就労定着支援事業を実施します。

障がい者の就労を促進するため、障がい児(者)地域生活・就業支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所などと連携しつつ、ジョブコーチ制度などの活用を促進し、障がい者雇用の拡大と職場への定着が円滑に行われるよう努めます。

知的障がい者や精神障がい者の公務職場での採用に向け、職域や勤務形態等について、関係課との調整を図り、検討を進めます。

市役所等で職場実習を実施するよう努めます。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔21101〕 就労移行支援事業の実施(再掲)	一般の企業等で雇用されることが可能と見込まれる障がい者に一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など、必要な支援を行う。	障害福祉課
〔21102〕 就労定着支援事業の実施【新規】 (再掲)	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じた日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言など必要な支援を行う。	障害福祉課
〔21103〕 障がい者雇用支援体制の整備	ハローワークをはじめ、兵庫障害者職業センター、阪神北障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図りつつ、障がい者雇用を支援する体制の整備を進める。	障害福祉課
〔21104〕 阪神友愛食品株式会社への出資	重度障がい者多数雇用事業所と知的障がい者能力開発センターを運営する阪神友愛食品株式会社に対する出資を行う。	障害福祉課
〔21105〕 障がい者の職員採用	必要に応じ身体障がい者を対象とする採用試験を引き続き実施する。また、障がい者の公務職場での採用に関し、障がい者の能力に適合する職種や雇用形態などについて関係部署との検討を一層深め、職場の拡大に努める。	職員課
〔21106〕 市役所等での職場実習の実施	障がい者の職業能力向上への支援として、市役所や関係機関等で職場実習(体験)を実施するよう努める。	障害福祉課

## (2) 福祉的就労の推進

### 施策の方向

- 引き続き、市内の障害福祉サービス事業所等で構成する「川西市障がい者自主製品販売促進委員会(みんなの店)」に対する支援を行い、障がい者が生産する製品の販売機会の拡大や障がい者の社会参加の促進を図るとともに、障がい者に対する理解の促進に努めます。

市による、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を拡大していきます。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔21201〕 就労継続支援事業の実施(再掲)	一般の企業等で雇用されることが困難な障がい者に生産活動の機会の提供など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など、必要な支援を行う。	障害福祉課
〔21202〕 川西作業所の運営	主に身体障がい者を対象として、就労継続支援(B型)事業を実施する。	障害福祉課
〔21203〕 小戸作業所の運営	主に知的障がい者を対象として、生活介護事業及び就労継続支援(B型)事業を実施するとともに、地域活動支援センター事業を実施する。	障害福祉課
〔21204〕 地域活動支援センター事業等の実施	障がい者の地域生活を支援するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等のサービスを提供する地域活動支援センター事業を委託又は補助により実施する。また、地域活動支援センターに移行していない小規模作業所に対し、引き続き運営費の補助を行う。	障害福祉課
〔21205〕 自主製品販売促進の支援	市庁舎内において、障害福祉サービス事業所等の製品を販売する場所を定期的に提供するとともに、集客施設等での販売場所の確保に必要な費用の一部を補助する。	障害福祉課
〔21206〕 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	「川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進する。	障害福祉課



## 2. 社会参加の促進

### (1) 情報アクセス・コミュニケーションの支援

#### 施策の方向

障がい者が自身で情報を取捨選択できるよう、点字広報や声の広報の発行、行政文書の点訳など行政情報等のバリアフリー化を進めます。また、点字図書や録音図書の貸し出しも行います。

障がい者の意思決定を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の意思疎通支援事業を行います。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔22101〕 点字及び声の広報の発行	視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容を点訳した点字広報や、テープなどに録音した声の広報を発行する。	かわにし魅力推進室
〔22102〕 行政文書の点訳	視覚障がい者が自ら必要な情報を得られるようにするため、行政文書の点訳を進める。	障害福祉課
〔22103〕 録音図書等の貸し出し	中央図書館に録音図書と点字図書を備え付け、視覚障がい者に対して貸し出しを行う。今後、録音図書の充実を図る。	中央図書館
〔22104〕 情報バリアフリー機器の設置	視覚、聴覚障がい者の情報バリアフリーを図るため、市役所窓口に必要な機器を設置する。	障害福祉課
〔22105〕 手話通訳者の設置	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の家庭生活や社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、福祉事務所に手話通訳者を設置する。	障害福祉課
〔22106〕 手話通訳者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣するとともに、その養成に努める。	障害福祉課
〔22107〕 要約筆記者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者のうち、手話や口話ができない人が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、要約筆記者を派遣するとともに、その養成に努める。	障害福祉課
〔22108〕 書籍の郵送による貸し出し	外出困難な身体障がい者に対し、郵送により書籍の貸し出しを行う。	中央図書館

施策	概要	担当所管
〔22109〕 補助犬貸付事業の 周知、啓発	兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図るとともに、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する市民の理解を促進し、障がい者の自立や社会参加を支援する。	障害福祉課

## （２）選挙権の行使に係る配慮

### 施策の方向

障がい者の選挙権行使を促進するため、継続して障がい者が利用できる投票制度についての啓発を行います。また、車いす用記載台の設置、車いすの配備、仮設スロープの設置、２階以上の投票所への介助職員の配置など、障がい者が適切に選挙権を行使することができるよう、事前の改善措置に努めます。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔22201〕 障がい者が利用できる投票制度の啓発	点字投票、代理投票及び郵送による不在者投票など障がい者が利用できる投票制度を、市ホームページ、広報誌等でPRし、障がい者の選挙権行使を促進する。	選挙管理委員会事務局
〔22202〕 投票所における障がい者に対する配慮	投票所において、点字による候補者氏名等一覧、車いす用記載台などを配備する。また、投票所前に段差等がある場合は、仮設のスロープ等を設置するとともに、２階以上の投票所については介助のための職員を配置する。	選挙管理委員会事務局

## （３）スポーツ・芸術文化活動の促進

### 施策の方向

各種イベントや講座の開催及び情報提供を通じ、障がい者がスポーツや文化芸術活動、生涯学習などに参加する機会を拡大し、障がい者の自己実現や地域住民との交流を促進します。

障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持、伸長するため、ライフステージに応じた学びを支援していきます。

## 施策内容

施策	概要	担当所管
〔22301〕 障がい者スポーツの振興	障がい者スポーツ教室の開催や、障害者団体連合会による「みんなの体育祭」に対する支援を行うとともに、国や県レベルのスポーツ大会についても積極的に情報提供を行うなど、障がい者スポーツの振興を図る。	障害福祉課 文化・観光・スポーツ課
〔22302〕 障がい者作品展への支援	障害者団体連合会が実施する障がい者作品展に対し、助成等の支援を行うとともに、県等が主催する作品展についても積極的に情報提供を行う。	障害福祉課
〔22303〕 障がい者に対する学びの支援【新規】	障がい者が生涯にわたり教育や文化など、さまざまな機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努める。	文化・観光・スポーツ課 社会教育・文化財課

## (4) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

### 施策の方向

ピアカウンセリングなど障がい者の社会貢献活動への参画を支援し、障がい者が地域社会の一員としての役割を担い、社会的に自立し、地域の担い手として地域社会の活動に参加することを促進します。

社会を構成する一員として、各種行政施策の検討やまちづくり活動など、地域のあらゆる活動に障がい者が参画する機会を増やしていきます。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔22401〕 障がい者の社会貢献活動促進	ピアカウンセリングや社会福祉ボランティア活動など、障がい者の社会貢献活動への参画を支援する。	障害福祉課
〔22402〕 まちづくりへの参画促進【新規】	身近なまちづくりに障がい者の視点を反映するため、地域のさまざまな活動への参画の機会を拡大するよう努める。	参画協働室

### 3 . 権利擁護の推進

#### 施策の方向

判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見支援センター“かけはし”を設置し、成年後見制度の普及、啓発に努めるとともに、制度の利用支援を行います。

成年後見制度の利用を促進するため、市内で法人後見を行う法人を確保するための支援のあり方について、引き続き検討していきます。

障がい者虐待防止相談窓口を設置し、虐待事案に対して、迅速かつ適切に対応します。

障がい者虐待に関する正しい理解を普及するため、さまざまな機会を通じて啓発に努めるとともに、未然防止のため、関係機関をはじめ地域の民生委員・児童委員や地区福祉委員会との連携を深めます。

障害者差別解消支援地域協議会（障害者施策推進協議会があわせて所掌）の活動などを通じて、障がい者差別のない地域づくりを進めるとともに、庁内連絡会議において差別に関する相談や事例の収集、情報の共有を図るなど、全庁的な取り組みを推進します。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔23101〕 日常生活自立支援事業の実施	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心した生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会での福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助について、より一層、制度の普及啓発や利用促進ができるよう支援する。	福祉政策課
〔23102〕 成年後見支援センターの運営	市社会福祉協議会への委託により、成年後見支援センター“かけはし”を運営し、制度利用についての相談や啓発活動、市民後見人の養成や支援などを行う。	福祉政策課
〔23103〕 成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度の普及、啓発を図るため、市民等を対象に行われている講演会や出前講座などの実施を支援する。	福祉政策課
〔23104〕 成年後見制度の利用支援	障害福祉サービスの利用を希望する知的障がい者又は精神障がい者であって、後見人等の報酬など必要となる費用について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められた人に、その費用の全部又は一部を助成する。	障害福祉課
〔23105〕 法人後見に対する支援の検討	法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討していく。	福祉政策課

施策	概要	担当所管
〔23106〕 計画的な後見制度 の利用推進【新規】	第5期地域福祉計画に基づき、成年後見制度の制度運用や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めていく。	福祉政策課
〔23107〕 障がい者虐待に対する 相談、支援の実施	障がい者虐待防止相談窓口を設置し、通報や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、迅速な対応と適切な支援を行う。	障害福祉課
〔23108〕 障がい者差別の解消 に向けた取り組み	障がい者差別に関する相談に対し、人権相談など各相談窓口において適切に対応するとともに、障害者差別解消支援地域協議会の活動などを通じて、障がい者差別のない地域づくりを進める。また、市長が指導監督権限を有する事業分野について、担当所管において適切な権限行使に努める。	人権推進室 障害福祉課
〔23109〕 障がい者に対する 適切な配慮の実施	障害者差別解消法により、地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供、事前的改善措置の実施について、全庁的な取り組みを推進していく。	職員課 障害福祉課 教職員課

## 基本目標 3

# 安心して暮らすためのサービスの充実

### 現 状

障がい者やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う総合的な相談窓口を市内 3 か所に設置しています。

障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行う計画相談支援を実施しています。

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス）、補装具費の支給、地域生活支援事業など、法令に基づく各種のサービスを実施しています。

障がい者の生活の安定のため、法令に基づき、特別障害者手当など各種手当を支給しています。

グループホームの整備促進を図るため、県とともに、グループホーム新規開設サポート事業補助を実施しています。

経済的負担を心配せずに必要な医療を受けることができるよう、自立支援医療の給付や、重度障がい者医療費助成などを実施しています。

### 課 題

地域生活への移行は、計画目標を大きく下回る水準で推移しているため、地域移行や地域定着に対する支援を身近な地域で受けることのできる体制を整備する必要があります。

地域での生活の場となるグループホームについては、量的な拡大とともに、障がいの程度が比較的重い人が利用できるホームの整備も求められています。

市内の相談支援体制は充実してきているものの、事業所間でのケース数の偏在や支援技術の差といった課題も顕在化しており、困難ケースへの対応を含めた事業所間の調整や事業所に対する指導、助言を行う中核的な相談支援機関の必要性が高まっています。

地域生活支援拠点の機能を有効に発揮させるためには、夜間や休日を含めた緊急時の相談支援に対応できる体制の整備が必要です。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域の保健、医療、福祉が一体となった支援の仕組みづくりが求められています。

## 重点施策：地域移行・地域定着を進めるための体制整備

障がい者の自立を支援する観点から、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行に対する支援や地域生活を継続するための支援といった課題に対応したサービスを身近な地域で利用できる体制を整備する必要があります。

このため、地域における相談支援の中核的な役割を担う施設として、総合的かつ専門的な相談支援や地域移行及び地域定着の促進といった業務を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。

また、地域での暮らしの場となるグループホームの量的拡大や重度障がい者への対応を図るため、施設整備に対する支援策について検討するとともに、地域での暮らしの安心感を担保するため、地域生活支援拠点での緊急時の受け入れ体制を確保していきます。

### 施策内容

〔31103〕基幹相談支援センター設置の検討
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者等に対し総合的かつ専門的な相談支援の実施、地域移行及び地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、24時間の相談支援対応など総合的な支援を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。
〔32401〕グループホームの整備促進
障がいの特性や本人のニーズに応じた多様な生活の場を確保するため、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図る。
〔32402〕地域生活支援拠点の設置
生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、計画相談支援事業を実施する多機能施設において、緊急時の受け入れ体制の確保など、障がい者が地域で自立した生活を営む上で必要な支援を行う。

### 市民の声

（アンケートやワークショップでのご意見から）

生活介護の施設が足りてないので増やしてほしい。サービスの向上やスタッフの充実を望む。

福祉サービスの認知度が低く、どこに相談すればよいかわからない。

困った時に相談できる所が分からない。

情報を得る場所がない。どのようなサービスがあるか、分かりやすくしてほしい。

# 1 . 相談体制と情報提供の仕組みの整備

## ( 1 ) 相談・情報提供の拠点の充実

### 施策の方向

障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努めます。

地域における相談支援の中核な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔31101〕 計画相談支援の実施	障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。	障害福祉課
〔31102〕 障がい者（児）相談支援事業の実施	市内3か所の相談窓口において、障がい者やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う。	障害福祉課
〔31103〕 基幹相談支援センター設置の検討 【新規】(再掲)	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者等に対し総合的かつ専門的な相談支援の実施、地域移行及び地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、24時間の相談支援対応など総合的な支援を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。	障害福祉課



## ( 2 ) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備

### 施策の方向

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員、民生委員・児童委員など、障がい者を支援する各種専門職員等の適切な配置を行います。また、これらの人材の資質向上及び新しい障がい者福祉制度などへの理解を深めるための研修等を行い、障がい者や家族に対する相談、情報提供体制の充実を図ります。

地域福祉計画による施策とも連携を図りながら、身近な地域での相談、情報提供体制の整備に努めます。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔31201〕 身体障がい者及び知的障がい者相談員の配置	身体障がい者や、知的障がい者及びその保護者からの更生援護の相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図るため相談員を配置する。	障害福祉課
〔31202〕 精神障がい者相談員の配置	県が実施主体となり、精神障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、精神障がい者の福祉の向上を図るため精神障がい者相談員を配置する。	障害福祉課
〔31203〕 民生委員・児童委員の配置	民生委員・児童委員により福祉全般にわたる相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等を行うことにより、障がい者福祉の向上を図る。	福祉政策課
〔31204〕 地域での相談、情報提供体制の整備	身近な地域で気軽に相談できる地域福祉拠点として、概ね各小学校区に、民生委員・児童委員など福祉の専門家による相談窓口を設ける。また、福祉ネットワーク会議を通じて情報提供や情報交換を行うほか、民生委員・児童委員などに対し、障がい者に関する研修を実施する。	福祉政策課

## 2. 生活支援施策の充実

### (1) 障害福祉サービス等の充実

#### 施策の方向

障がい者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅支援サービスの充実に努めます。

最重度の障がい者について、入院中の医療機関で重度訪問介護を利用できるようにします。

障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し、定期的な居宅訪問等による支援を行う自立生活援助事業を実施します。

介護保険制度へ移行した障がい者が、移行前と同じ事業所を利用することができるよう、共生型サービス事業所の設置促進を図ります。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔32101〕 訪問系サービス事業の実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを、障がいの種別や程度により適切に提供できるよう努める。	障害福祉課
〔32102〕 日中活動系サービス事業の実施	生活介護、自立訓練、短期入所のサービスを提供し、障がい者の自立した社会生活や介護者等への支援を行う。	障害福祉課
〔32103〕 移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーを派遣する。	障害福祉課
〔32104〕 はんしん自立の家 ショートステイ事業の実施	社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会が運営する「はんしん自立の家」において、阪神7市1町共同で、身体障がい者（児）を対象にショートステイ事業を実施する。	障害福祉課
〔32105〕 ひまわり荘の運営	主に身体障がい者を対象に生活介護事業を実施する。	障害福祉課
〔32106〕 日中一時支援事業の実施	障がい者（児）の家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障害者支援施設等において障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行う。	障害福祉課
〔32107〕 友愛訪問活動の推進	各種の相談に応じるなど、民生委員・児童委員等との対話を通じてやすらぎや生きがいを感じてもらうことを目的として、ひとり暮らしの高齢者等を訪問する。	長寿・介護保険課

施策	概要	担当所管
〔32108〕 家庭ごみの戸別収集の実施	ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な身体障がい者の世帯（身体障害者手帳の等級が1級又は2級の者で構成）に対し、戸別収集を実施する。	美化推進課
〔32109〕 療養介護の給付	病院等への長期の入院による医療的ケアや、常時介護が必要な障がい者に対し、療養にあわせて必要な訓練や日常生活上の介護等を行う。	障害福祉課
〔32110〕 自立生活援助事業の実施【新規】	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。	障害福祉課
〔32111〕 共生型サービス事業所の設置促進【新規】	障害福祉サービスを利用していた障がい者が、介護保険サービスへ円滑に移行することができるよう、共生型サービス事業所の設置を促進する。	障害福祉課 長寿・介護保険課

## (2) 福祉用具の普及促進

### 施策の方向

障がい者（児）を対象に福祉用具の給付等を行い、日常生活上の便宜を図り、地域社会での活動範囲を広げるなど、障がい者の社会生活上の可能性を広げるための支援を行います。

言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成します。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔32201〕 補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にしたり、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な補装具の購入、修理、貸与に係る費用を支給する。	障害福祉課
〔32202〕 日常生活用具の給付、貸与	障がいのある人が自立した日常生活を営むための便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付又は貸与を行う。また、必要に応じ、品目等の見直しを行う。	障害福祉課
〔32203〕 軽・中度難聴児に対する補聴器等購入費用の助成	言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成する。	障害福祉課

### (3) 経済的支援策の推進

#### 施策の方向

障害福祉サービスから介護保険サービスに円滑に移行することができるよう、一定の要件に該当する高齢の障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）します。

福祉施設通園費助成について、制度の安定的な運営や重点施策の推進を図る観点も踏まえ、そのあり方を検討していきます。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔32301〕 特別障害者手当等の支給	重度障がいのため、日常生活に介護を要する人を対象に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）を支給する。	障害福祉課
〔32302〕 外国人等障害者特別給付金の支給	国民年金の制度的な理由により障害基礎年金等を受給できない外国人等の重度又は中度障がい者に給付金を支給する。	障害福祉課
〔32303〕 重度心身障害者（児）介護手当の支給	日常生活において常時介護を要する重度心身障がい者（児）を介護する人に、介護手当を支給する。	障害福祉課
〔32304〕 特別児童扶養手当の支給	身体又は精神に中度から重度の障がいがある20歳未満の児童を監護する人を対象に、特別児童扶養手当を支給する。	子育て・家庭支援課
〔32305〕 児童扶養手当の支給	18歳未満の児童（心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある場合は20歳未満）がいる家庭で、父又は母に極めて重度の障がいがある場合、父又は母に代わって児童を養育している人を対象に児童扶養手当を支給する。	子育て・家庭支援課
〔32306〕 高額障害者地域生活支援事業費の支給	同一世帯の障がい者（児）が受けた障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の利用者負担額の合計額が、一定の基準額を超える場合、その超えた額を高額障害者地域生活支援事業費として支給する。	障害福祉課

施策	概要	担当所管
〔32307〕 介護保険サービスの利用者負担軽減【新規】	65歳に到達する前に長期間にわたり障害福祉サービスを利用していただいた高齢障がい者のうち、一定の要件に該当するものに対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する。	障害福祉課
〔32308〕 福祉施設通園費の助成	障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所等への通所者に対し交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	障害福祉課

#### （４）居宅生活の支援

##### 施策の方向

グループホームの整備を促進するため、引き続き、新規開設サポート事業補助を実施するとともに、消防用設備や防犯設備等の設置に対する支援策を検討していきます。

障がい者が地域生活を送るために必要な機能を複合的に備えた「地域生活支援拠点」において、市委託相談支援事業所との連携により、緊急時の受け入れ体制を確保します。

##### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔32401〕 グループホームの整備促進（再掲）	障がいの特性や本人のニーズに応じた多様な生活の場を確保するため、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図る。	障害福祉課
〔32402〕 地域生活支援拠点の設置（再掲）	生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、計画相談支援事業を実施する多機能施設において、緊急時の受け入れ体制の確保など、障がい者が地域で自立した生活を営む上で必要な支援を行う。	障害福祉課
〔32403〕 障がい者向け住戸等の供給	市営住宅において、車いす利用者向け住戸を供給するとともに、市営住宅への優先入居枠の設定に努める。	住宅政策室
〔32404〕 住宅改造費の助成	高齢者又は障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成する。今後、作業療法士、保健師、建築関係者等による指導を推進する。	障害福祉課 長寿・介護保険課
〔32405〕 水洗便所等改造資金の助成	水洗便所に身体障がい者用付属器具を設置する人に、その費用として、1世帯につき6万円以内を助成する。	給排水設備課

### 3 . 保健・医療サービスの充実

#### ( 1 ) 障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実

##### 施策の方向

乳児や幼児については、乳幼児健康診査や保健指導等を通して、障がいの早期発見、早期療育に努めます。高齢者については、一人暮らし高齢者、引きこもり者などへの訪問指導を行い、障がい発生の予防に努めます。

中高年の障がい起因疾病を予防し、機能低下の予防や機能回復を図るための機能訓練事業を実施します。

##### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔33101〕 乳幼児健康診査後の相談等	乳幼児健康診査等で、必要と思われる乳幼児を対象に身体精密、発達相談、幼児精神精密健診、在宅要観察児等親子遊び教室などで、他機関への紹介や専門職による適切な支援、相談を行う。また、必要に応じてこれら対象者への訪問指導を行う。	健幸政策室
〔33102〕 訪問指導、健康相談（生活習慣病予防）	障がい発生を予防する観点から保健師等が健康相談や家庭訪問で本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、心身機能の低下を防止する。	健幸政策室
〔33103〕 機能訓練事業の充実	麻痺や拘縮（関節がかたくなって動きにくくなること）等の機能障がい及び日常生活活動動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施する。また、介護予防担当所管と協力、連携しながら、老化等による機能低下の防止に努める。	健幸政策室
〔33104〕 介護予防事業の実施	65歳以上を対象に心身機能の低下防止に重点を置いた教室を行う。	長寿・介護保険課

## (2) 障がい者医療の充実

### 施策の方向

自立支援医療の給付、福祉医療費及び重症心身障がい児（者）訪問看護療養費の助成などにより障がい者（児）の医療費負担の軽減を図ります。

医師会、歯科医師会などとの連携を図りつつ、障がい者に対する身近な医療体制や歯科医療体制の充実に努めます。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔33201〕 自立支援医療 （更生医療）の 給付	身体障害者手帳を所持する18歳以上の障がい者で、その障がい除去又は軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、更生のために必要な医療費を支給する。	障害福祉課
〔33202〕 自立支援医療 （育成医療）の 給付	身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がい除去又は軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。	障害福祉課
〔33203〕 自立支援医療 （精神通院）の 給付	県が実施主体となり、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を支給する。	障害福祉課
〔33204〕 福祉医療費の助 成	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）の医療費の一部を助成する。	医療助成・年金課
〔33205〕 重症心身障がい 児（者）訪問看 護支援事業の実 施	自宅で継続して療養を受ける必要がある重症心身障がい児（者）が受けた訪問看護療養の費用の一部を助成する。	障害福祉課
〔33206〕 障がい者（児） 歯科診療の実施	一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者（児）を対象に、ふれあい歯科診療所において障がい者（児）歯科診療を実施する。	健幸政策室



### (3) 精神保健対策の推進

#### 施策の方向

地域精神保健対策として、「心の相談」を実施し、心の健康づくりを推進します。

障がい児(者)地域生活・就業支援センターにおいて、精神障がい者をはじめ、障がい種別ごとのピアカウンセリングを実施するほか、自助グループの育成支援として、障がい者が交流できる場を設置、運営する者に対する補助を実施します。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域における包括的なケアシステムの構築を目指します。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔33301〕 心の相談事業	日常生活のストレス、引きこもり等で、精神に障がいを来すおそれのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じる。	障害福祉課
〔33302〕 自殺防止対策の推進	国の自殺総合対策大綱にある「いのちを支える」という理念をもとに、各関係機関との横断的な連携により、包括的、継続的な支援を行う。	福祉政策課
〔33303〕 健康福祉事務所等との連携強化	精神保健福祉対策の円滑な推進のため、健康福祉事務所などの関係機関や団体との連携を進める。	障害福祉課
〔33304〕 精神障がい者に対する福祉的支援	精神障がい者に関する問題全般についての相談、指導、助言、精神障がい者福祉サービスの利用の助言、関係機関等との連絡調整を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、相談支援機能の充実に努めるため、市窓口や相談支援事業所に精神保健福祉士を配置する。	障害福祉課
〔33305〕 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】	精神病床における1年以上長期入院患者が地域で生活するために必要な支援を行うにあたり、保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、支援方法、役割などを協議する場を設置する。	障害福祉課

## 基本目標 4

### 障がい児支援の充実

#### 現 状

障がい児にとって、適切なサービスを組み合わせ利用することができるよう、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行う障害児相談支援を実施しています。

障がい児の健やかな育成を支援するため、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、補装具費の支給、地域生活支援事業など、法令に基づく各種のサービスを実施しています。

地域の中核的な療育支援機関として、児童発達支援センター「川西さくら園」を設置し、通所による専門的な療育を行うとともに、相談支援事業及び保育所等訪問支援事業を行っています。

障がい児に対し、切れ目のない一貫した支援を行うために、本人の情報を集積することができる「きんたくんサポートファイル」を配布しています。

#### 課 題

障害児通所支援や放課後等デイサービスについては、年次的に量的な充実が図られ、各事業者により多様なサービスが提供されていますが、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービスの質の向上に向けた取り組みが求められています。

医療的ケア児や重症心身障がい児が、身近な地域で必要な支援を受けることのできる体制を構築する必要があります。

障がい児の健やかな育成を支援するためには、母子保健施策のほか、保育所や認定こども園、放課後児童育成クラブなどの子育て支援施策及び教育施策と緊密に連携を図る必要があります。

障がい児を支援する機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などさまざまな分野に及ぶため、障がい児やその家族からの相談を総合的な見地から適切な分野につなぐ窓口が求められています。

障がいに対する理解を促進するためには、幼少期から、さまざまな場面で障がいのある人との交流の機会を持つ必要があります。

## 重点施策：医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の構築

医療技術の進歩等を背景として、NICU(新生児集中治療室)などに長期間入院したのち、引き続き、人工呼吸器や胃ろう<sup>5</sup>等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が増加しています。

このため、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健や医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、ケースの把握や情報共有を行うことにより、総合的な支援体制を構築していきます。

また、重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを利用できるよう、支援体制の整備を図ります。あわせて、児童発達支援センター「川西さくら園」について、地域の中核的な療育支援機関としての役割を踏まえ、新たなニーズに対応できるよう、そのあり方を検討していきます。

### 施策内容

〔41108〕医療的ケア児に対する支援体制の充実
医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。
〔41109〕重症心身障がい児に対する支援体制の整備
重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、支援体制の整備を行うとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、支援体制の充実を図る。

### 市民の声 (アンケートやワークショップでのご意見から)

まだ本人は幼いため、今後必要な支援が漠然としていて不安になる。障がい児を持つ親はどうしたらいいのか。軽度、重度関係なく、すべての人が分かりやすい資料配布や説明を受けたい。

学習障がいなどで困っている子は多く、加配の先生や支援学級の増設、学習スピードの配慮などをしてほしい。

学校の先生に対しても、発達障がいを理解するための研修を行ってほしい。

将来が不安。親は若くなく、本人はまだ小さい。お金もない。親が死んだあと、この子はどうなるだろうかと考えると不安しかない。

もっと子どもの障がいにも目を向けてほしい。親の交流の場などあればよい。

中学校では特別支援学級でお世話になったが、義務教育が終わり、教育面でも不安。相談センターも18歳までなので、それが終わったら不安。これからも積極的に情報を集めないといけないと思っている。

<sup>5</sup> 口から十分に栄養を摂ることができない人に、胃に穴をあけて専用のチューブを挿入し、直接栄養補給する方法

## 教育・療育環境の整備と交流教育の推進

### (1) 療育体制等の充実

#### 施策の方向

障がい児にとって適切なサービスを組み合わせて利用することができるよう、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努めるほか、障がい児に関する総合的な相談窓口の設置について検討します。

児童発達支援、放課後等デイサービスについて、必要な見込量の確保に努めるとともに、県と連携し、市内での供給量との調和を図ります。

重度の障がいがあるために、外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う、居宅訪問型児童発達支援を実施します。

保育所等を利用する障がい児が集団生活に適應するための支援等を行う、保育所等訪問支援について、教育と福祉が連携を図り、円滑に実施できるよう努めます。

児童発達支援センター「川西さくら園」について、地域の中核的な療育支援機関としての役割を踏まえ、新たなニーズに対応できるよう、そのあり方を検討していきます。

医療的ケアが必要な障がい児に対し、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関と連携を図りながら、市内でのサービス提供体制を整備します。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔41101〕 障害児相談支援の実施	障がい児にとって適切なサービスを組み合わせて利用することができるよう、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。	障害福祉課
〔41102〕 障害児通所支援の実施	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を実施し、障がいのある子どもに対する日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力向上に必要な訓練など必要な支援を行う。	障害福祉課
〔41103〕 川西さくら園の運営	精神発達遅滞や運動、言語発達等に遅れを持つ義務教育就学前の乳幼児を対象に、障がいや発達の状態に応じて、個別又は集団で各種訓練、指導及び保育等の療育を行うとともに、保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって障がい児を療育できる体制の整備に努める。また、障害児相談支援及び保育所等訪問支援を行う。	障害福祉課

施策	概要	担当所管
〔41104〕 教育支援委員会、教育支援専門委員会の開催	教育委員会の諮問に応じて、障がい児の就学指導について、調査、審議する。障がい児の状況を適切に把握し、適切な指導を行う。	教育相談センター
〔41105〕 教育相談事業の実施	児童の心身の問題について相談に応じ、健やかな育成を図る。障がいの特性に応じた相談事業の充実を図る。	教育相談センター
〔41106〕 障がい児の自然体験推進事業	自然とのふれあいや集団生活を通して、豊かな心情や社会性を養う。	教育相談センター
〔41107〕 サポートファイルの活用	支援に必要な情報を共有するため、障がい児（者）の情報が集積されたサポートファイルを作成し配布することにより、関係機関の連携の強化を図り、障がい児（者）への一貫した支援を行う。	障害福祉課 健幸政策室 教育相談センター
〔41108〕 医療的ケア児に対する支援体制の充実【新規】 （再掲）	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。	障害福祉課
〔41109〕 重症心身障がい児に対する支援体制の整備【新規】 （再掲）	重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、支援体制の整備を行うとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、支援体制の充実を図る。	障害福祉課
〔41110〕 教育と福祉の協議の場の設置【新規】	障がい児支援が適切に行われるために、障がい者自立支援協議会や特別支援教育相談連携会議を通じ、就学前から卒業までの支援が円滑に行えるよう、教育と福祉が緊密な連携を図る。	障害福祉課 教育相談センター
〔41111〕 障がい児に関する総合相談窓口設置の検討【新規】	障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的な役割を担い、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、障がい児に関する総合相談窓口の設置を検討する。	障害福祉課

## (2) 多様な教育機会の提供・交流教育の推進

### 施策の方向

就学前の障がい児に対しては、保育所、幼稚園において、可能な限り障がい児を受け入れるよう努め、障がい児保育事業や幼稚園における特別支援教育を推進します。

就学年齢に達した障がい児に対しては、小・中学校において、障がい児の実態に応じた支援を行います。また、「障害者差別解消法」における合理的配慮の提供では、障がい児にあった設備備品の改善など教育環境の充実を図ります。

留守家庭児童育成クラブにおいて、障がいの有無を問わずすべての児童は、小学6年生まで受け入れるほか、加配指導員の確保に努めます。

それぞれの保育施設や教育施設において、施設内での学級間交流や地域の学校、団体との交流などを促進し、障がいのある子どもとない子どもとの交流の機会を増やします。

### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔41201〕 障がい児保育事業の実施	保育所において、集団保育の中で他の児童との関わりを持たせることにより、その成長を促進させるとともに健全育成を行う。今後、関係機関と連携し、相談事業の充実を図るとともに可能な限り障がい児を受け入れる。	こども育成課
〔41202〕 幼稚園における特別支援教育の実施	児童の障がいの特性や発達に応じた教育を行うとともに、必要に応じて加配教員を配置する。	教育相談センター こども育成課
〔41203〕 小・中学校における特別支援教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類、程度、特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。特に特別支援学級と通常学級との間の交流及び共同学習を充実させ、障がい児の社会性を育てる。また、障がい児の実態に応じた支援を行い、設備備品の改善など教育環境の充実を図る。	教育相談センター 教育総務課
〔41204〕 特別支援学校における教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類、程度、特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。また、小・中・高等学校との交流及び共同学習を充実させ、障がい児の社会性を育てる。	教育相談センター

施策	概要	担当所管
〔41205〕 留守家庭児童育成クラブにおける障がいのある児童の受け入れ	小学校第6学年までの継続入所を許可するとともに、児童の健全育成を図る。また、必要に応じて加配指導員を配置する。	地域こども支援課

### （3）教職員の資質向上・教育内容の充実

#### 施策の方向

教職員を対象に、障がい児教育、福祉教育に関する研修や講座を開催するとともに、特別支援教育実践集を作成し、教職員の資質向上と教育内容の充実を図ります。

#### 施策内容

施策	概要	担当所管
〔41301〕 特別支援教育実践集の作成	小・中・特別支援学校の特別支援教育担当者の実践交流を報告書として作成する。	教育相談センター
〔41302〕 特別支援教育に関する研修、講座の開催	特別支援教育に関する基礎的な知識及び指導技術を習得するため、研修や講座を開催する。障がい児の障がいの特性や発達に応じた支援等、特別支援教育の専門性を高める。	学校指導課 教育相談センター

# 第 5 章 第 5 期障がい福祉計画

## 1 . 成果目標の設定

第 5 期障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、第 4 期障がい福祉計画の実績並びに本市の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

### ( 1 ) 施設入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

#### 地域生活移行者数

施設入所者の地域生活移行者数については、第 4 期障がい福祉計画の目標値である 14 人に対して、平成 28 年度末時点での実績値は 2 人となっています。第 5 期障がい福祉計画では、国の指針に基づいて算出される人数 ( 10 人 ) に前期計画の未達成分を一部加味し、目標値を 15 人として設定します。

#### 施設入所者数の削減

施設入所者数の削減については、第 4 期障がい福祉計画の目標値である 5 人に対して、平成 28 年度末時点での実績値は 10 人となっており、目標値を達成しています。したがって、第 5 期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される 3 人として設定します。

	説 明	数 値
基準値	平成 28 年度末施設入所者数	103 人
目標値	施設入所者の地域生活移行者数 (平成 28 年度末施設入所者数の 9% 以上)	15 人
目標値	施設入所者数削減数 (平成 28 年度末施設入所者数の 2% 以上)	3 人

国の 基本指針	地域移行者数：平成 28 年度末施設入所者数の 9% 以上 施設入所者数の削減：平成 28 年度末施設入所者数の 2% 以上削減
------------	---



## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域の包括的な支援やサービスの提供体制（地域包括ケアシステム）構築に向け、平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

	説明	数値
目標値	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置

国の基本指針	保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置
--------	---------------------------------

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がい者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性や対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）を整備する必要があります。

地域生活支援拠点等の整備については、第4期障がい福祉計画期間中から整備を進めており、平成29年度末までに整備が完了する予定です。

	説明	数値
目標値	平成32年度末における地域生活支援拠点の整備箇所数	1か所

国の基本指針	各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備
--------	----------------------

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に関する目標値を定めます。

また、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、就労に伴う環境変化による生活面の課題（生活リズムや家計、体調管理）への支援ニーズに対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスとして新たに創設される、就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率に関する目標値を定めます。

### 一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数については、第4期障害福祉計画の目標値である14人に対して、平成28年度末時点での実績値は15人となっており、目標値を達成しています。したがって、第5期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される23人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	15人
目標値	平成32年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数 (平成28年度実績の1.5倍以上)	23人

### 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、第4期障がい福祉計画の目標値である15人に対して、平成28年度末時点での実績値は20人となっており、目標値を達成しています。したがって、第5期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される24人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数	20人
目標値	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数 (平成28年度実績の2割以上増加)	24人

### 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数

現在、本市に就労移行支援事業所はありませんが、平成 3 1 年度に就労移行支援事業所が 1 か所開設され、3 2 年度に就労移行率が 3 割以上となると見込み、目標値は 1 か所と設定します。

	説 明	数 値
基準値	平成 3 2 年度末時点で就労移行支援を行う事業所数見込み	1 か所
目標値	平成 3 2 年度末時点で就労移行率が 3 割以上の事業所数（全体の 5 割以上）	1 か所

### 就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率については、国の指針に基づき 8 0 % として設定します。

	説 明	数 値
目標値	就労定着支援利用者の支援開始 1 年後の職場定着率（各年度）	8 0 %

国の基本指針	一般就労への移行者数：平成 2 8 年度の 1 . 5 倍以上 就労移行支援事業利用者：平成 2 8 年度の 2 割増 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数：全体の 5 割以上 就労定着支援 1 年後の就労定着率：8 0 % 以上
--------	--

## 2 . 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策

障がい者が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30年度から32年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

### (1) 見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、過去のサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、平成32年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月当たりのサービス提供量及び利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

時間/月：1か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

## (2) 訪問系サービスの見込量と確保の方策

### 居宅介護

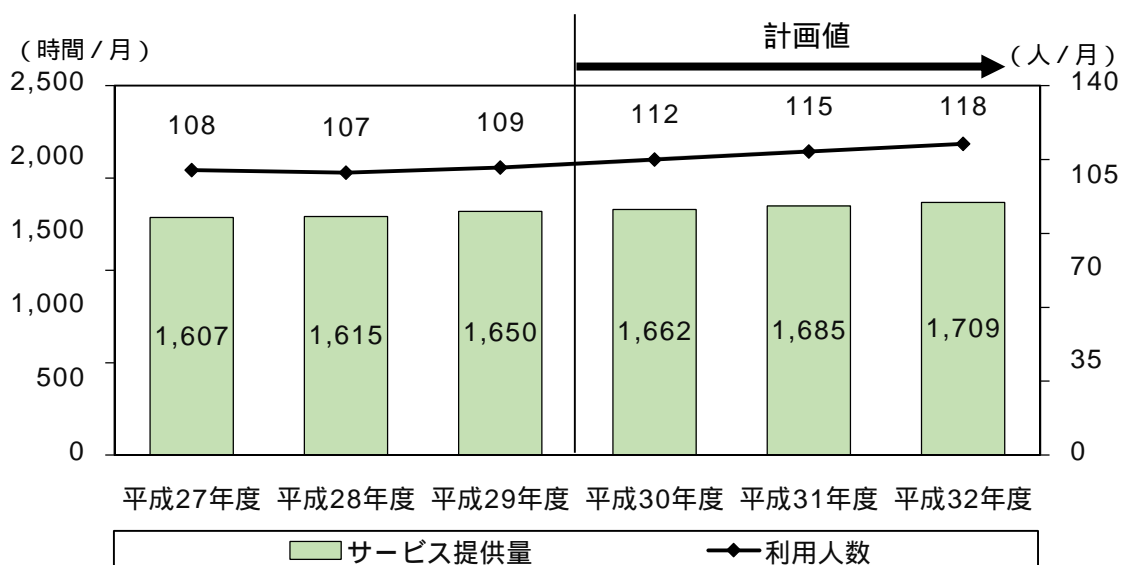
#### サービスの内容

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行う。

#### 見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	1,603	1,607	1,611	1,662	1,685	1,709
	人/月	100	102	104	112	115	118
実績値	時間/月	1,607	1,615	1,650			
	人/月	108	107	109			
計画比	時間/月	100.2%	100.5%	102.4%			
	人/月	108.0%	104.9%	104.8%			



## 重度訪問介護

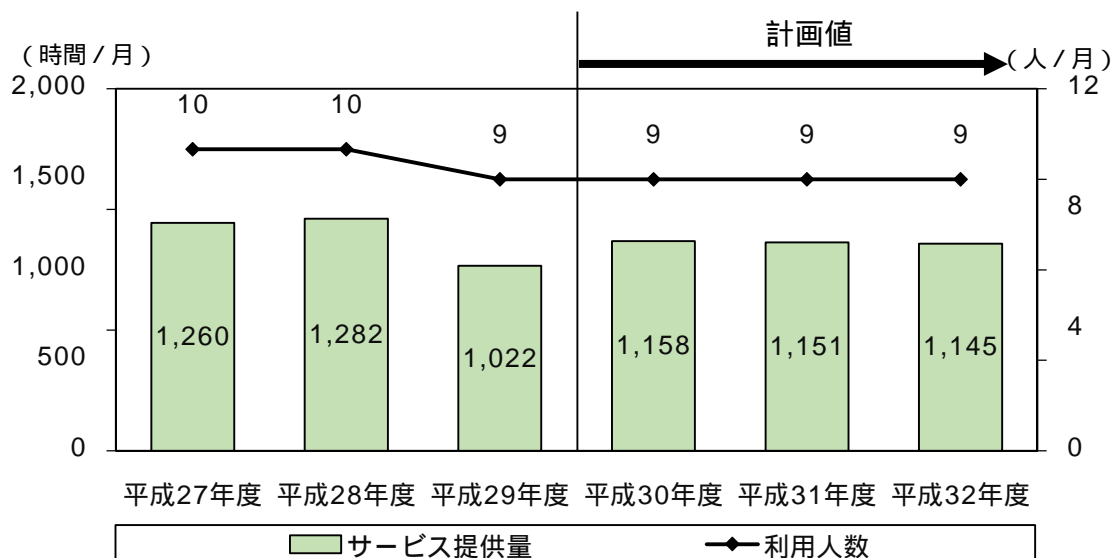
### サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者であって、常時介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護など生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、過去の利用実績や直近の利用者の状況を踏まえ、平成29年度は減少するものの、平成30年度は増加し、その後緩やかに減少するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	1,308	1,308	1,308	1,158	1,151	1,145
	人/月	9	9	9	9	9	9
実績値	時間/月	1,260	1,282	1,022			
	人/月	10	10	9			
計画比	時間/月	96.3%	98.0%	78.1%			
	人/月	111.1%	111.1%	100.0%			



## 同行援護

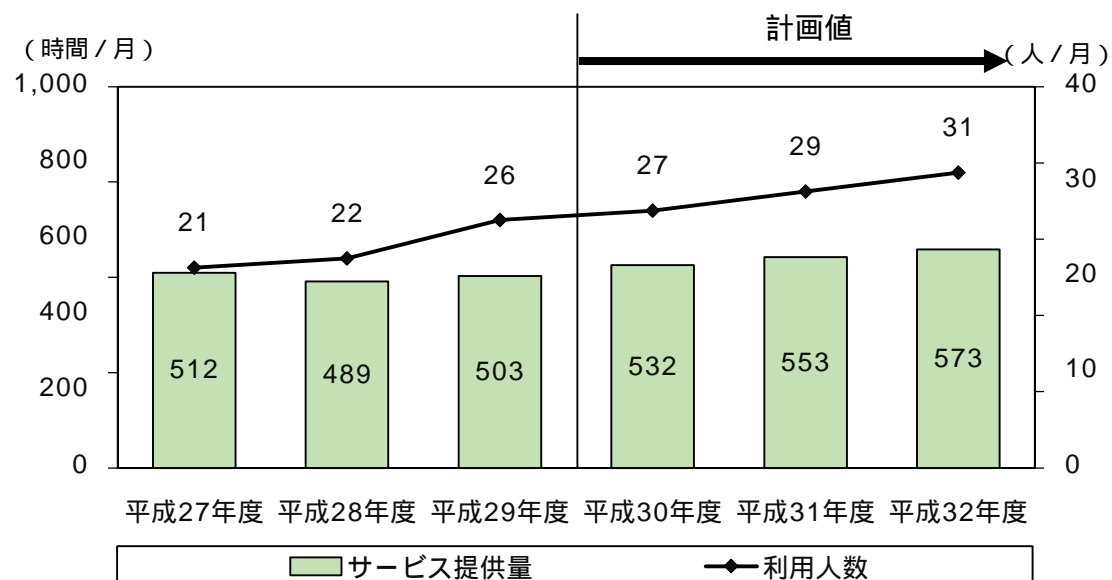
### サービスの内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者（児）に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など必要な援助を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	397	397	397	532	553	573
	人/月	18	18	18	27	29	31
実績値	時間/月	512	489	503			
	人/月	21	22	26			
計画比	時間/月	129.0%	123.2%	126.7%			
	人/月	116.7%	122.2%	144.4%			



## 行動援護

### サービスの内容

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者（児）で常時介護が必要な人に、当該障がい者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間については、第4期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

## 重度障害者等包括支援

### サービスの内容

常時介護が必要な障がい者（児）で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。

### 見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間については、第4期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

## 見込量確保の方策

- ・障がい者数の増加や介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されます。介護保険サービス提供事業者に対して、障害福祉サービスに参入するよう働きかけるほか、市外に所在する事業所を活用し、サービス提供体制の拡大を図ります。



### (3) 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

#### 生活介護

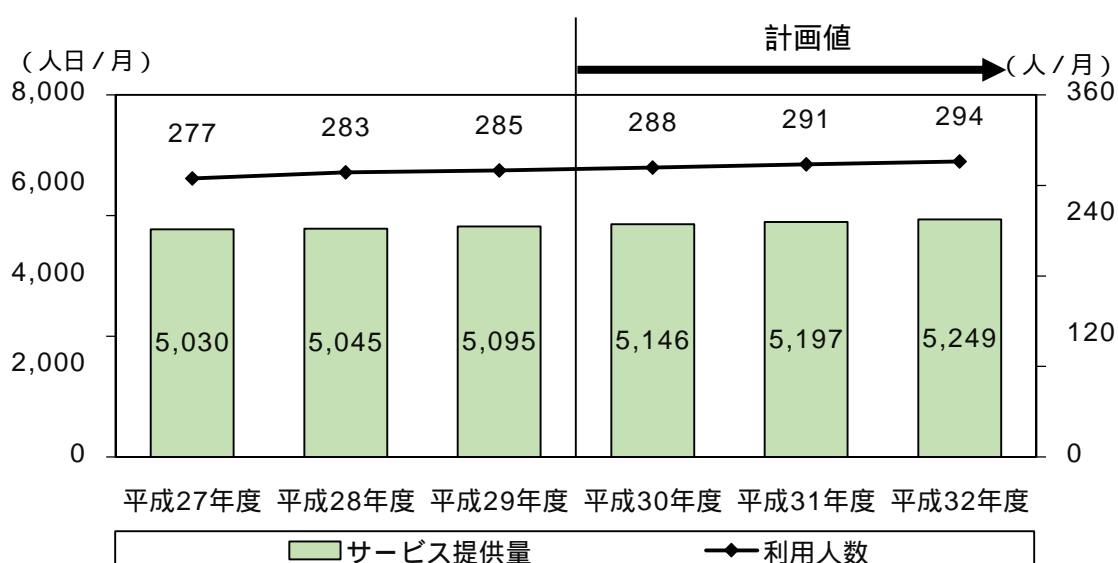
##### サービスの内容

常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

##### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後とも増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	5,216	5,281	5,346	5,146	5,197	5,249
	人/月	273	275	277	288	291	294
実績値	人日/月	5,030	5,045	5,095			
	人/月	277	283	285			
計画比	人日/月	96.4%	95.5%	95.3%			
	人/月	101.5%	102.9%	102.9%			



## 自立訓練（機能訓練）

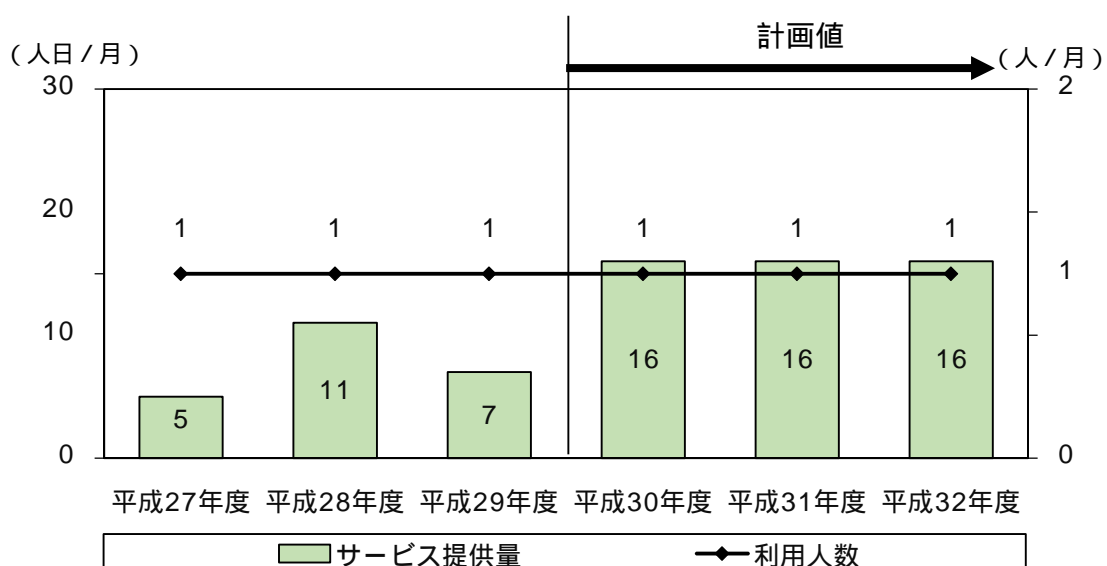
### サービスの内容

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持又は向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績から平均値を算出し、横ばいとしています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	23	23	23	16	16	16
	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人日/月	5	11	7			
	人/月	1	1	1			
計画比	人日/月	21.7%	47.8%	30.4%			
	人/月	100.0%	100.0%	100.0%			



## 自立訓練（生活訓練）

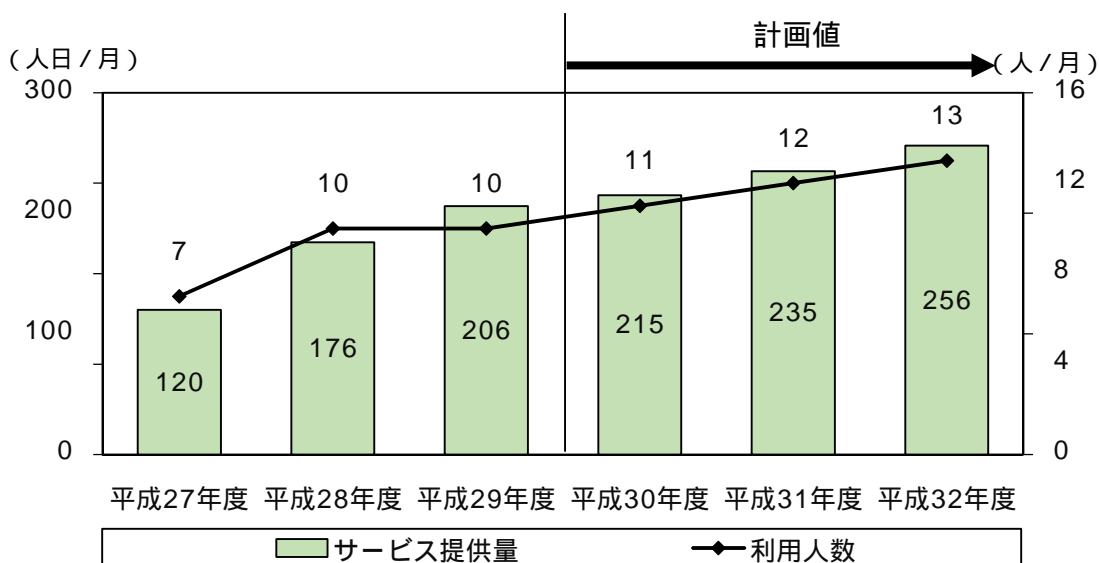
### サービスの内容

地域生活を営む上で生活能力の維持又は向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	187	202	222	215	235	256
	人/月	10	11	12	11	12	13
実績値	人日/月	120	176	206			
	人/月	7	10	10			
計画比	人日/月	65.2%	87.1%	92.8%			
	人/月	70.0%	90.9%	83.3%			



## 就労移行支援

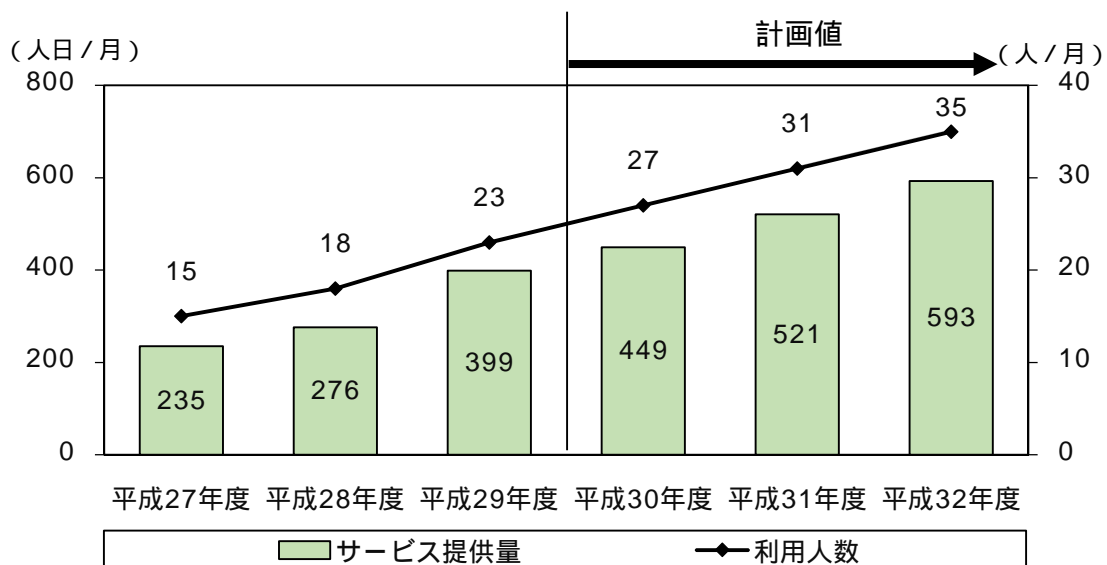
### サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績や第5期計画における成果目標の達成を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	193	222	255	449	521	593
	人/月	10	12	14	27	31	35
実績値	人日/月	235	276	399			
	人/月	15	18	23			
計画比	人日/月	121.8%	124.3%	156.5%			
	人/月	150.0%	150.0%	164.3%			



## 就労継続支援（A型）

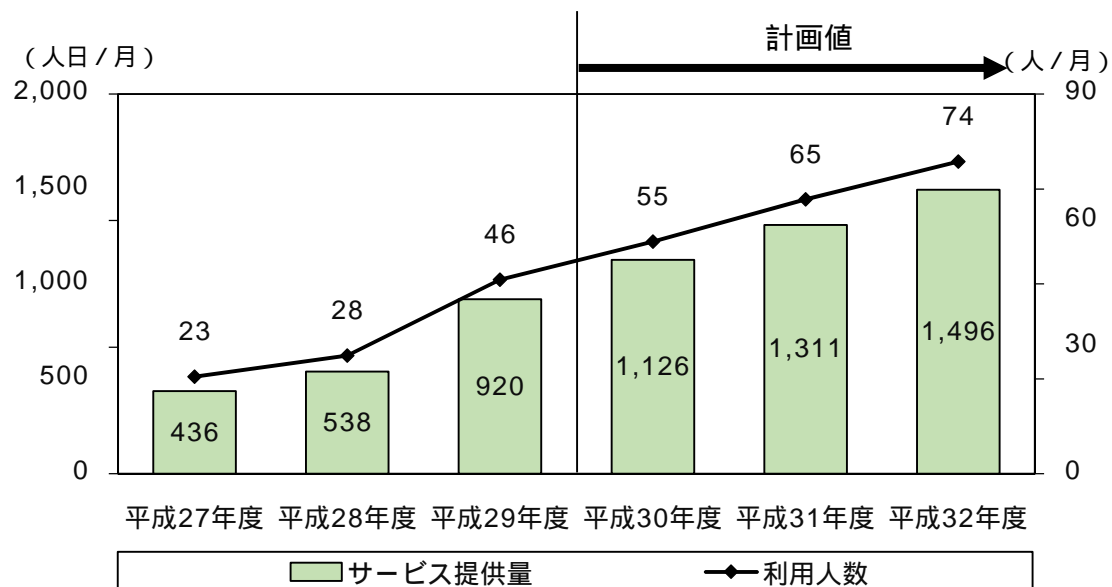
### サービスの内容

一般就労が困難な65歳未満（利用開始時）の障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う。（雇用契約あり）

### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、市内に事業所が開設されたことにより平成29年度は大幅な増加を見込んでおり、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	284	312	343	1,126	1,311	1,496
	人/月	14	15	17	55	65	74
実績値	人日/月	436	538	920			
	人/月	23	28	46			
計画比	人日/月	153.5%	172.4%	268.2%			
	人/月	164.3%	186.7%	270.6%			



## 就労継続支援（B型）

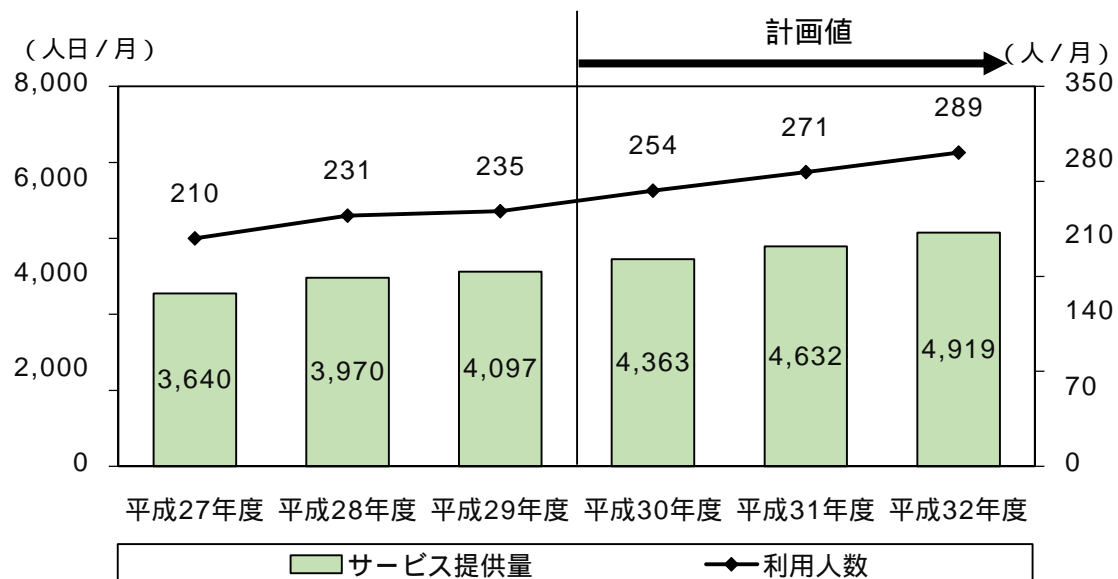
### サービスの内容

一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う。（雇用契約なし）

### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	3,773	4,151	4,567	4,363	4,632	4,919
	人/月	210	231	253	254	271	289
実績値	人日/月	3,640	3,970	4,097			
	人/月	210	231	235			
計画比	人日/月	96.5%	95.6%	89.7%			
	人/月	99.5%	100.0%	92.9%			



## 就労定着支援

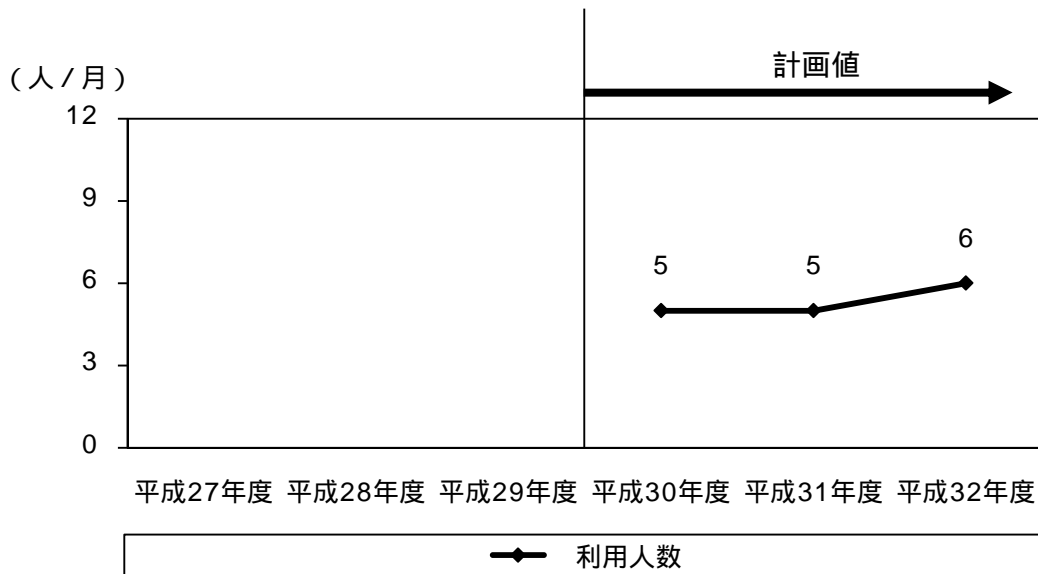
### サービスの内容

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する。

### 見込量算出の考え方

平成30年度から開始されるサービスであり、利用人数の見込量については、第5期計画における成果目標を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月				5	5	6
実績値	人/月						
計画比	人/月						



## 療養介護

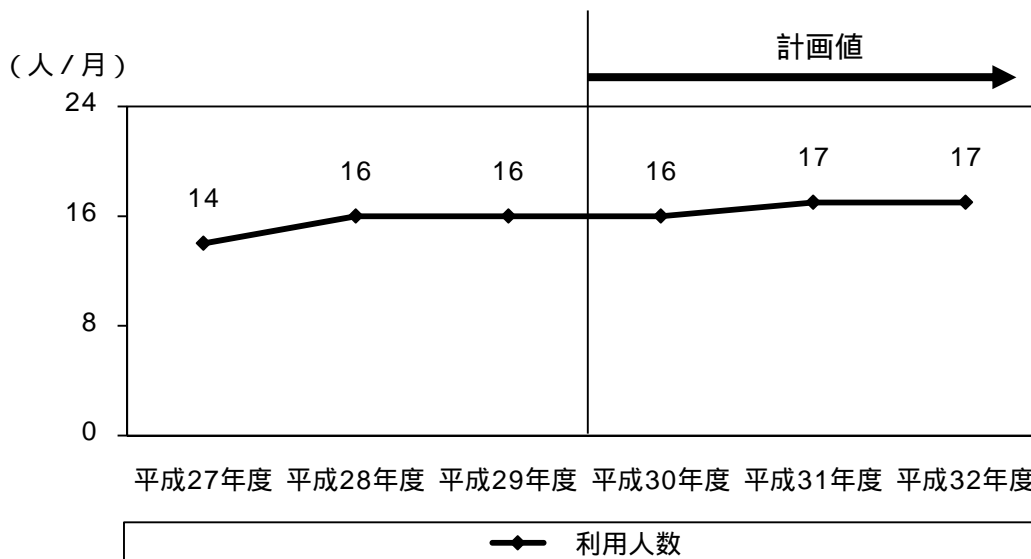
### サービスの内容

病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、平成31年度に新規利用予定の1人増加を見込むほかは、横ばいとしています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	15	15	15	16	17	17
実績値	人/月	14	16	16			
計画比	人/月	93.3%	106.7%	106.7%			





## 短期入所（福祉型）

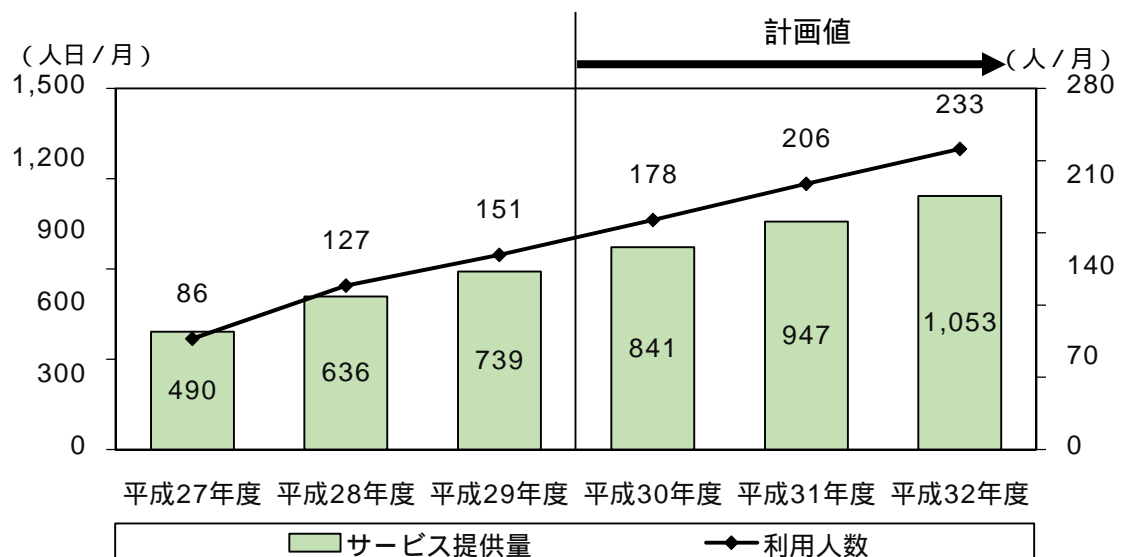
### サービスの内容

居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設等に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	408	418	429	841	947	1,053
	人/月	73	80	88	178	206	233
実績値	人日/月	490	636	739			
	人/月	86	127	151			
計画比	人日/月	120.1%	152.2%	172.3%			
	人/月	117.8%	158.8%	171.6%			



## 短期入所（医療型）

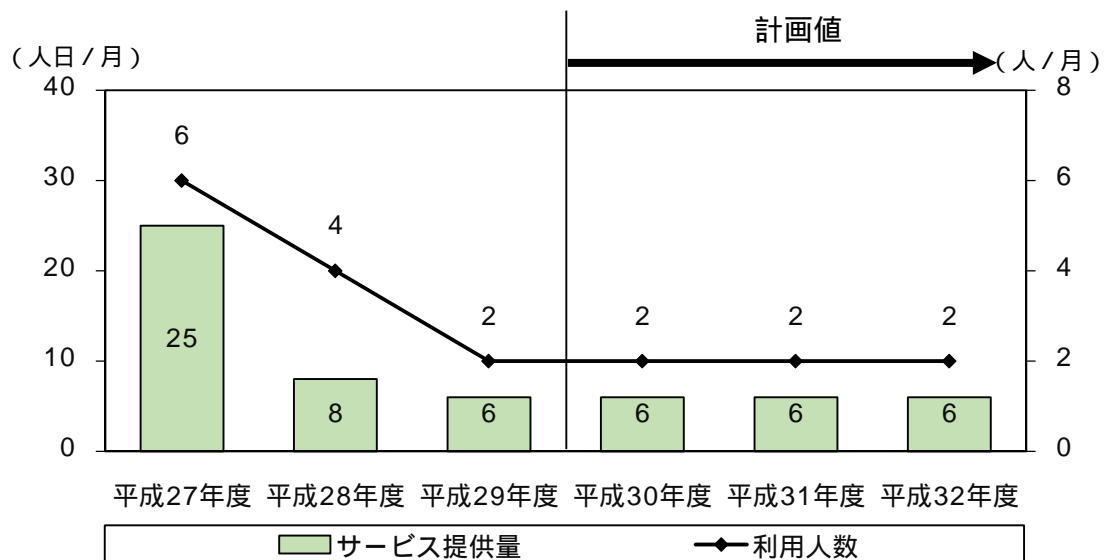
### サービスの内容

居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、平成29年度の実績見込みを踏まえ、横ばいとしています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	15	15	15	6	6	6
	人/月	7	7	7	2	2	2
実績値	人日/月	25	8	6			
	人/月	6	4	2			
計画比	人日/月	166.7%	53.3%	40.0%			
	人/月	85.7%	57.1%	28.6%			



## 見込量確保の方策

- ・ 計画相談支援により、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- ・ アンケート結果やワークショップでの意見からも、就労系サービスの利用希望は多く、必要な見込量の確保に向け、利用者のニーズの変化を踏まえた市内社会福祉施設の再配置も含め、検討を進めていきます。

## (4) 居住系サービスの見込量と確保の方策

### 自立生活援助

#### サービスの内容

障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

#### 見込量算出の考え方

平成30年度から開始されるサービスであり、利用人数の見込量については、第4期計画期間中の地域生活移行者数を踏まえて算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月				1	1	1
実績値	人/月						
計画比	人/月						

## 共同生活援助

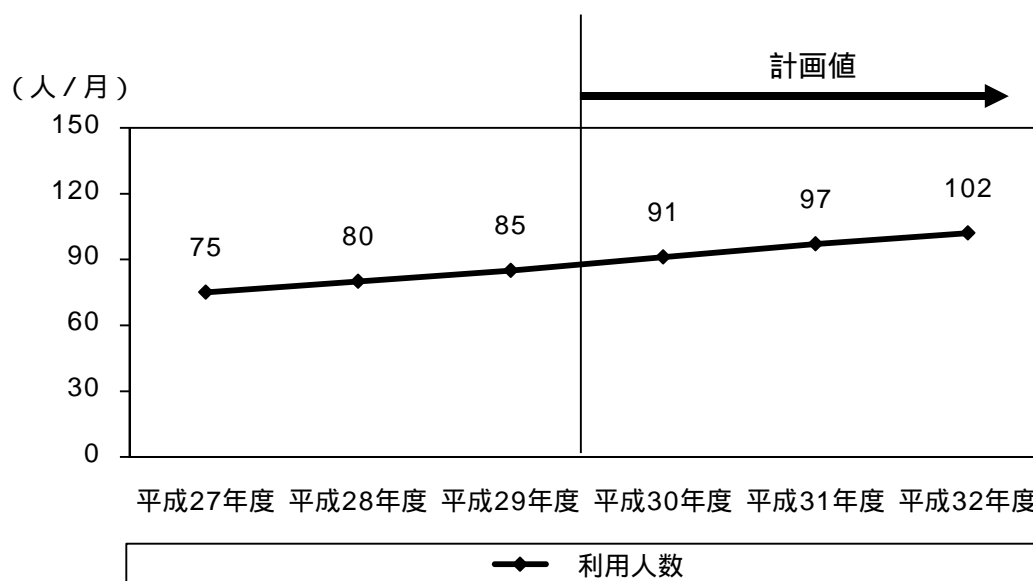
### サービスの内容

主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	73	78	82	91	97	102
実績値	人/月	75	80	85			
計画比	人/月	102.7%	102.6%	103.7%			



## 施設入所支援

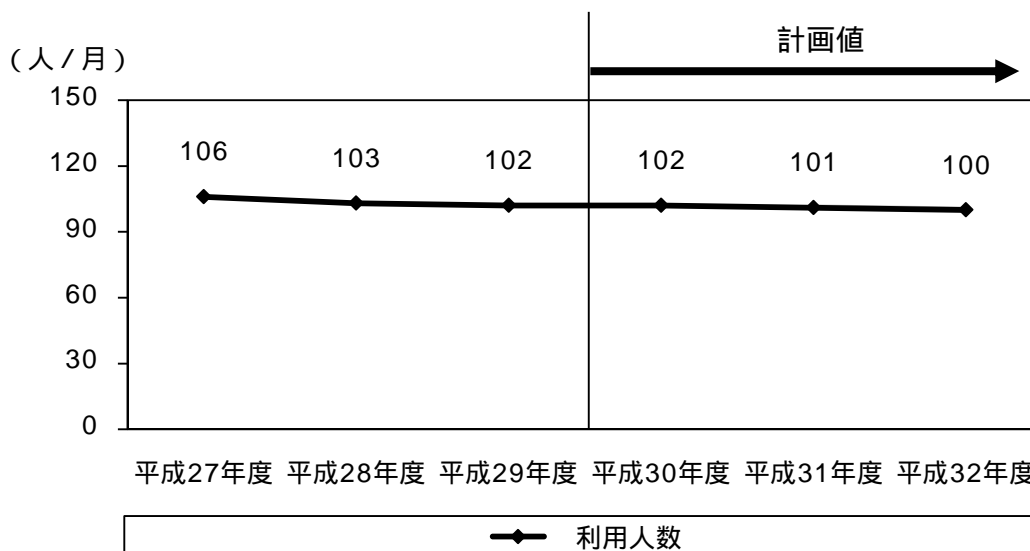
### サービスの内容

施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第5期計画における成果目標の達成を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	112	110	108	102	101	100
実績値	人/月	106	103	102			
計画比	人/月	94.6%	93.6%	94.4%			



### 見込量確保の方策

- ・アンケート結果やワークショップでの意見からも、グループホームの利用希望は多いことから、引き続き新規開設時に必要となる住居の借り上げに関する初期経費や初度備品に対する補助を実施するほか、消防用設備や防犯設備等の設置に対する支援策を検討するなど、グループホームの供給拡大に努めます。
- ・施設入所支援は、成果目標達成に向け利用者数を減少と見込んでいますが、グループホームを利用することが困難な障がい者の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所が必要な障がい者が安心して利用できるよう、関係機関と連携しつつ、一定定員の確保に努めます。

## ( 5 ) 相談支援の見込量と確保の方策

### 計画相談支援

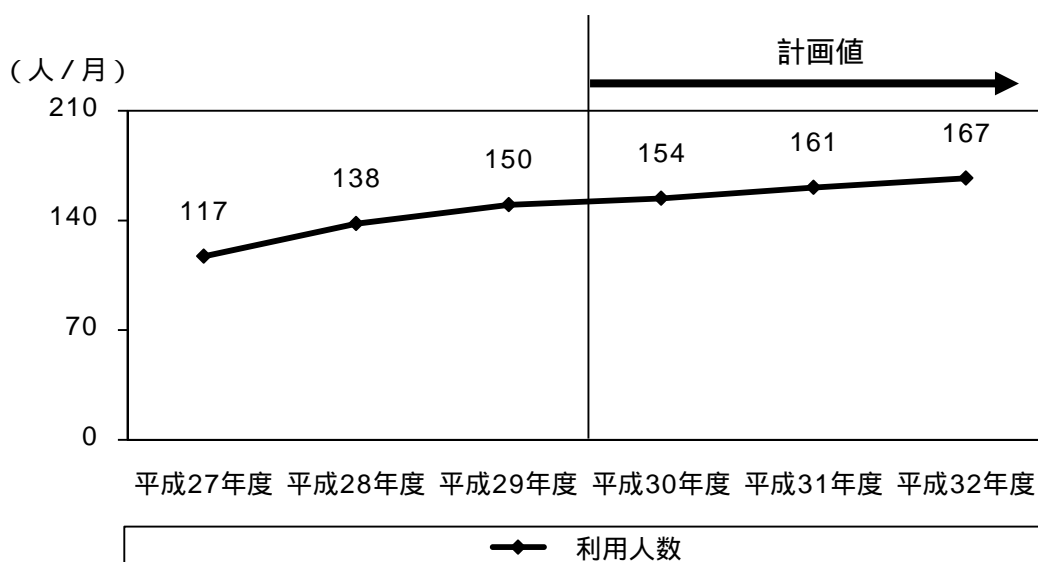
#### サービスの内容

障害福祉サービスの申請等を行おうとする障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。

#### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、サービス利用人数の増加を見込んでいることから、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	71	80	89	154	161	167
実績値	人/月	117	138	150			
計画比	人/月	164.8%	172.5%	168.5%			



## 地域移行支援

### サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第4期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ設定しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	2	3	4	1	2	4
実績値	人/月	0	0	0			
計画比	人/月	0.0%	0.0%	0.0%			

## 地域定着支援

### サービスの内容

居宅において単身で生活する障がい者などに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談など必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第4期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ設定しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	0	0	0	0	1	1
実績値	人/月	0	0	0			
計画比	人/月	0.0%	0.0%	0.0%			

## 見込量確保の方策

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担うとともに、地域移行支援及び地域定着支援をあわせて実施する基幹相談支援センターの設置を検討します。

### 3 . 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。地域生活支援事業は、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量確保のための方策を定めます。

#### (1) 実施する事業

事業の種類		説明
必須事業	理解促進研修・啓発事業	市民等を対象に、障がい者に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障がい者やその家族又は地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援を行う。
	相談支援事業	障がい者やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する。
	成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援を行う。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行う。
	日常生活用具給付等事業	障がい者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行う。
	地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活を支援する。



事業の種類		説明
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問によらなければ入浴が困難な身体障がい者（児）に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	日中一時支援事業	障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報等発行事業等を行う。

## （２）必須事業の実施に関する考え方及び量の見込み等

### 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、多くの市民が参加できるイベントとして、毎年、障害者週間の時期に合わせ、「障がい者1日サロン」を開催し、障がい者と実際にふれあうことの出来る機会を設けています。

また、地域において障がい者の支援に従事する民生委員・児童委員、地区福祉委員を対象とした研修会や市民後見人養成講座において、障がい者福祉に関する内容を実施しているほか、まちづくり出前講座や障がい者と地域住民との交流を促進する取り組みなど、あらゆる機会をとらえ、障がい者に対する理解と認識が深まるよう努めており、計画期間の各年度においても、こうした取り組みを推進していきます。

### 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、障がい者や障がい者の家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、障がい者と地域のさまざまな人たちが集い、交流できる場所（以下、「交流スペース」という。）を設置、運営する団体等に対して、その経費の一部を補助しています。

現在、市内南部の2団体に補助を実施していますが、計画期間中に、交流スペースを市内中部又は北部に1カ所開設することとして見込量を設定します。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
交流スペース の設置箇所数	か所	1	2	2	2	2	3

## 相談支援事業

相談支援事業は、川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センター（以下、「支援センター」という。）ハピネス川西相談支援事業所及び川西さくら園において実施しています。

支援センター及びハピネス川西相談支援事業所には、社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な資格を持つ職員を配置し、障がい者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、就労支援、専門機関の紹介や連絡調整などを行っています。また、支援センターでは障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、市と連携し、助言や援助など必要な対応を行っています。

今後、地域における中核的な相談支援機関として、専門的な相談支援や相談支援事業所間の連絡調整などの業務を行う基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

一方、川西さくら園では、児童発達支援センターとしての専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談に応じ、助言や援助などを行っています。障がい児に関する相談は、保健、医療、福祉、保育、教育などさまざまな分野におよぶことから、ライフステージに応じた切れ目のない支援が行えるよう、関係機関をつなぐ中心的な役割を担う相談窓口の設置について検討していきます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
相談支援事業の実施箇所数	か所	2	3	3	3	4	4

## 成年後見制度利用支援事業

費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、後見等開始の審判請求に必要な費用や後見人等の業務に対する報酬の全部又は一部を助成する制度を実施しています。

引き続き、川西市社会福祉協議会内に設置している川西市成年後見支援センター“かけはし”などを通じ、成年後見制度の周知に努めます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
実利用人数	人/年	2	3	4	5	6	7

### 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用を促進するためには、市民後見人の養成などとあわせ、市内で法人後見を適正に行うことができる法人を確保することが望ましいと考えられます。

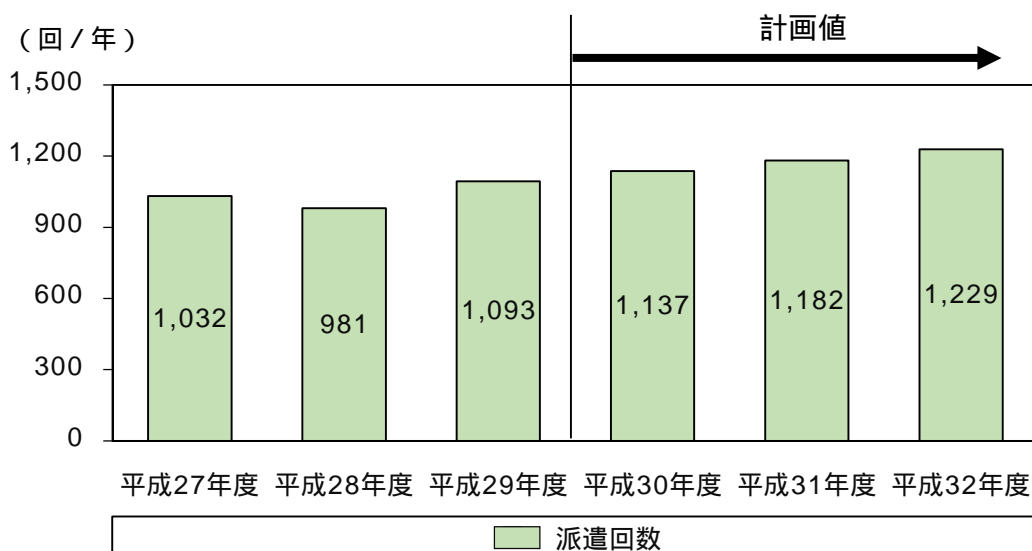
そこで、計画期間中に、法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の適正な活動のための支援のあり方について検討を進めていきます。

### 意思疎通支援事業

本市では、意思疎通支援事業として、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を市庁舎内に配置する事業を実施しています。

これらの事業は、障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の一端を担うものとして、その役割は今後ますます大きくなると考えられることから、引き続き、関係機関との連携の下、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進するなど、人材の確保に努めていきます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業の 派遣回数	回/年	1,032	981	1,093	1,137	1,182	1,229
手話通訳者 の配置人数	人	1	1	1	1	1	1

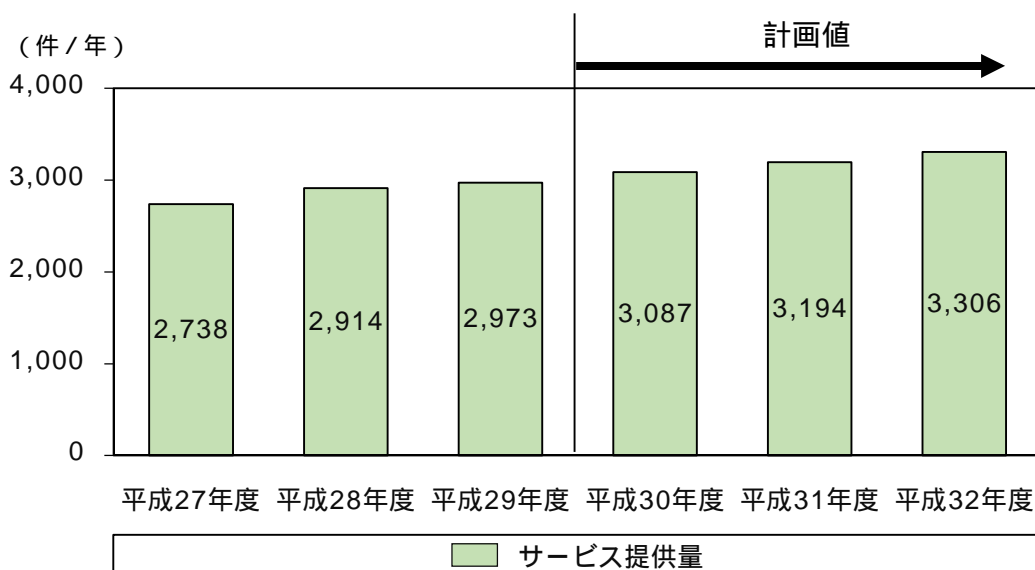


日常生活用具給付等事業

障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて、対象品目等の見直しを行います。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
介護・訓練 支援用具	件/年	3	7	5	5	5	5
自立生活 支援用具	件/年	18	17	18	18	18	18
在宅療養等 支援用具	件/年	23	22	23	23	23	23
情報・意思疎通 支援用具	件/年	17	18	18	18	18	18
排泄管理 支援用具	件/年	2,674	2,848	2,907	3,021	3,128	3,240
居宅生活動作 補助用具	件/年	3	2	2	2	2	2

日常生活用具給付等事業（合計）



### 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、川西市身体障害者福祉協会への委託により実施しています。社会福祉協議会が実施している入門講座の修了者がスムーズに本研修に移行できるよう、同講座との連続性に配慮するとともに、手話通訳者の養成に係るカリキュラムを加えるなど、段階的に研修内容を充実させています。

本研修は、手話通訳者派遣事業の派遣登録者確保の面でも重要性が増していることから、研修修了者のうち派遣登録を行う人数について、計画期間中の見込量を設定します。

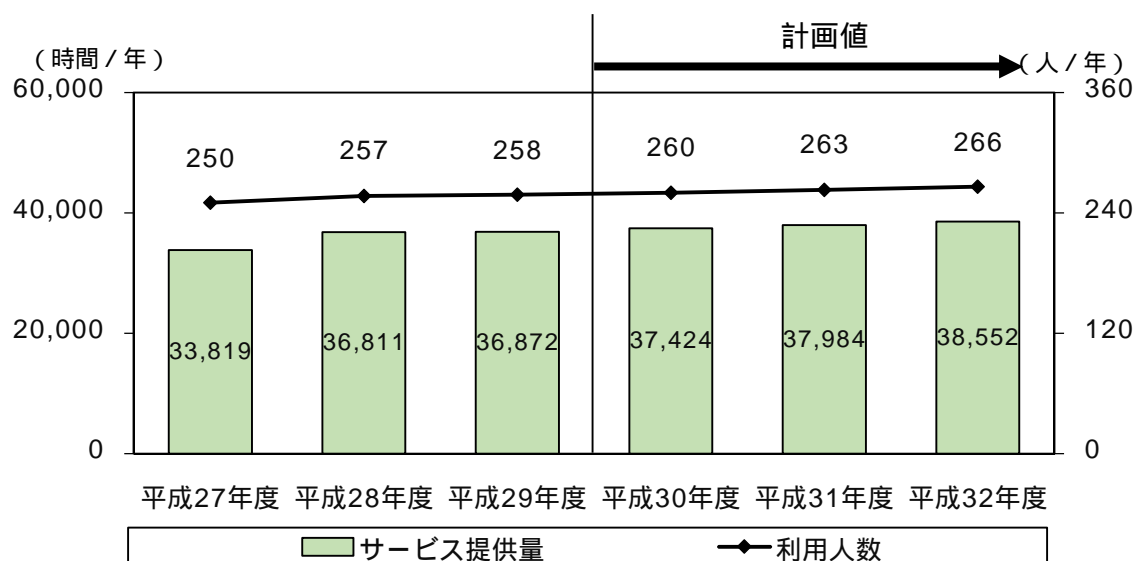
区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
研修修了者のうち、派遣登録を行う人数	人/年	0	0	0	1	1	1

### 移動支援事業

移動支援事業は、地域における自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を行っています。

必要に応じて、事業所の追加指定を行い、必要なサービス提供量の確保に努めます。また、現在の個別支援型に加え、グループ支援型の実施など、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備について検討していきます。

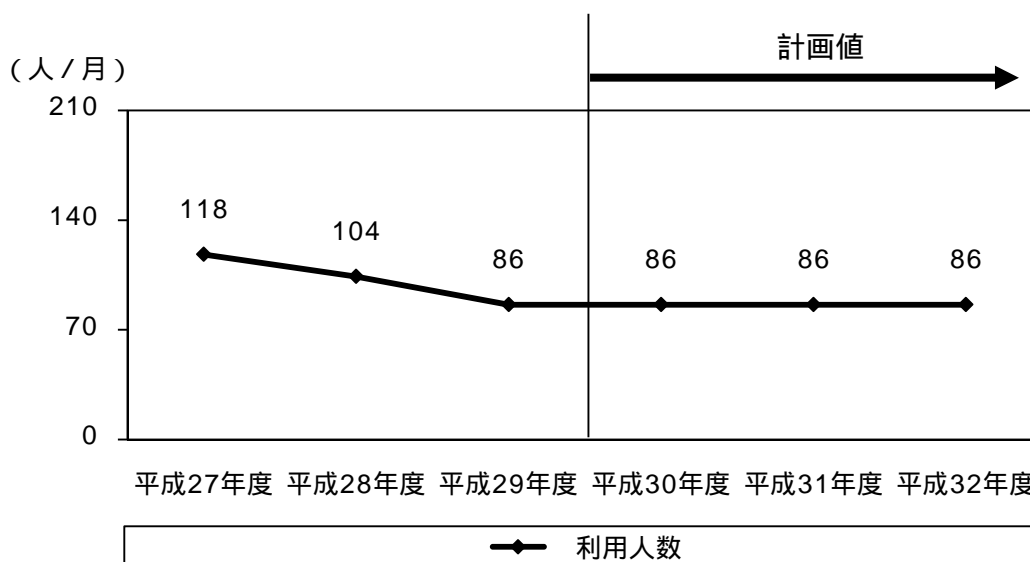
区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
実利用人数	人/年	250	257	258	260	263	266
延べ利用 時間数	時間/年	33,819	36,811	36,872	37,424	37,984	38,552



### 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、センターを運営する法人に対して委託又は補助を行うことにより実施しています。各センターでは、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援がさまざまな形でされており、障がい者の身近な社会参加の場として重要であることから、引き続き、その運営を支援していきます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
実利用人数	人/年	118	104	86	86	86	86



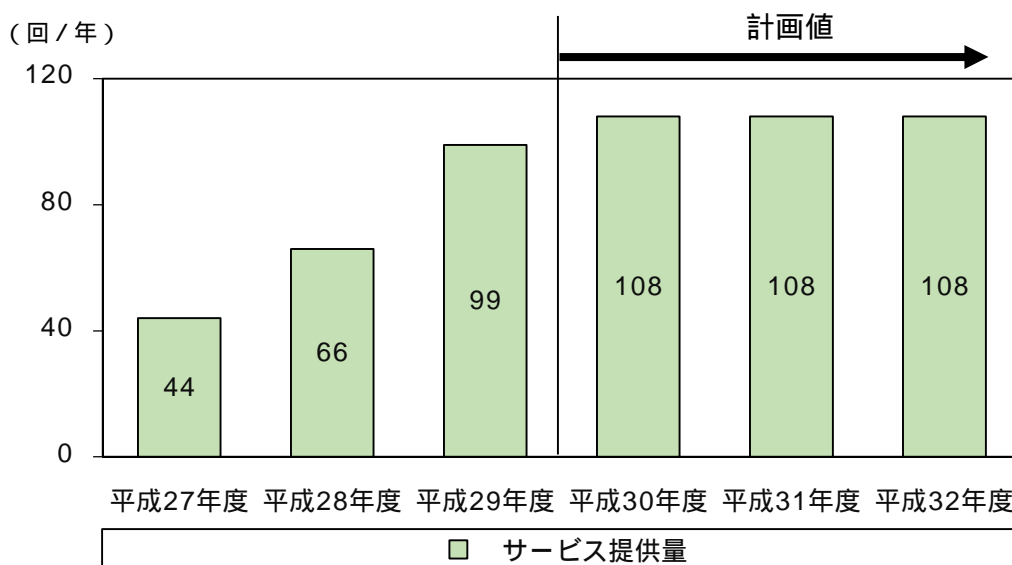
### (3) 任意事業の実施に関する考え方及び量の見込み等

#### 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がい者（児）を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がい者（児）の生活を支援することを目的として実施しています。

引き続き、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込量の確保に努めます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
延べ 利用回数	回/年	44	66	99	108	108	108



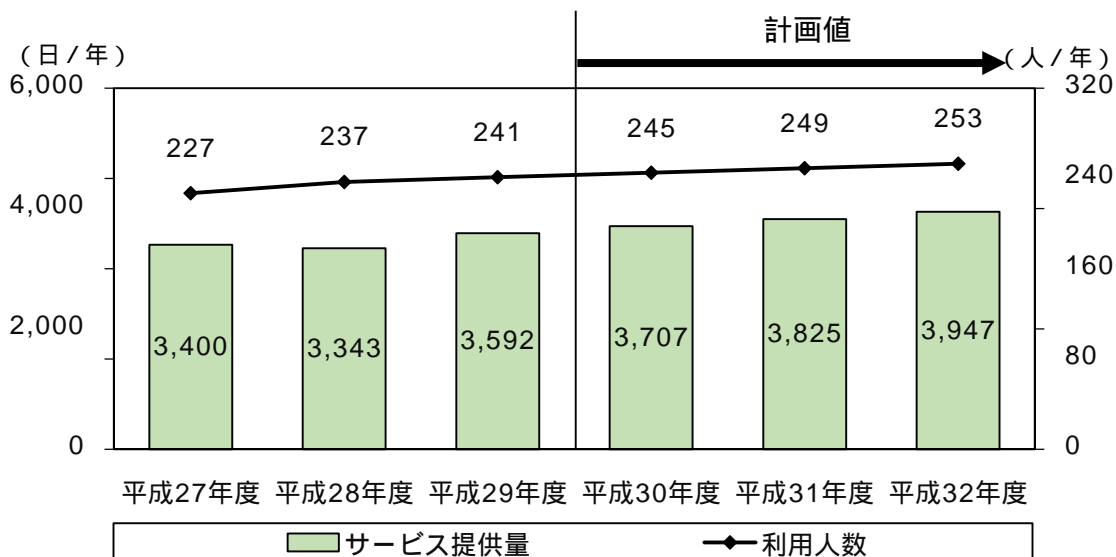


### 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者（児）の家族の就労支援や障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うものです。

障がい児については、障害児通所支援の体制充実により本事業の利用は減少傾向にありますが、障がい者については、代替可能なサービスがないことから、必要性の高い人に、必要なサービスが提供されるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、見込量が確保されるよう努めます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
実利用人数	人/年	227	237	241	245	249	253
延べ 利用日数	日/年	3,400	3,343	3,592	3,707	3,825	3,947



### その他の任意事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業として、車いすテニスや体操等の教室を川西市身体障害者福祉協会及び川西市手をつなぐ育成会への委託により実施しているほか、点字・声の広報等発行事業として「広報かわにし」等の点訳や音訳を行っています。

# 第 6 章 第 1 期障がい児福祉計画

## 1 . 成果目標の設定

第 1 期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療的ニーズへの対応について成果目標を設定します。

### ( 1 ) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え保育所等訪問支援などの地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設であり、本市ではすでに 1 か所を設置済みです。

	説 明	数 値
目標値	児童発達支援センターの設置箇所数	1 か所

保育所等訪問支援の利用体制整備

保育所等訪問支援は、現在、市内 3 か所の事業所が実施しています。教育委員会や児童福祉部門と一層連携し、今後も事業が円滑に実施されるよう努めていきます。

	説 明	数 値
目標値	保育所等訪問支援事業の実施	事業実施

### ( 2 ) 医療的ニーズへの対応

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在市内に対応する事業所がなく、平成 3 2 年度末までに市内で各 1 か所整備することを目標とします。

	説 明	数 値
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の数	各 1 か所

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

N I C U等に長期間入院したのち、人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的なケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が、地域で適切な支援を受けられるよう、平成30年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。

	説明	数値
目標値	関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置

<p><b>国の基本指針</b></p>	<p>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置                      保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築                      主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保                      医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）</p>
----------------------	--

## 2 . 障害児通所支援等の見込量及び確保の方策

障がい児が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30年度から32年度までの各年度における指定障害児通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

### (1) 見込量算定の考え方

障害児通所支援等の見込量の算定にあたっては、過去のサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、平成32年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月当たりのサービス提供量及び利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

## (2) 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量と確保の方策

### 児童発達支援

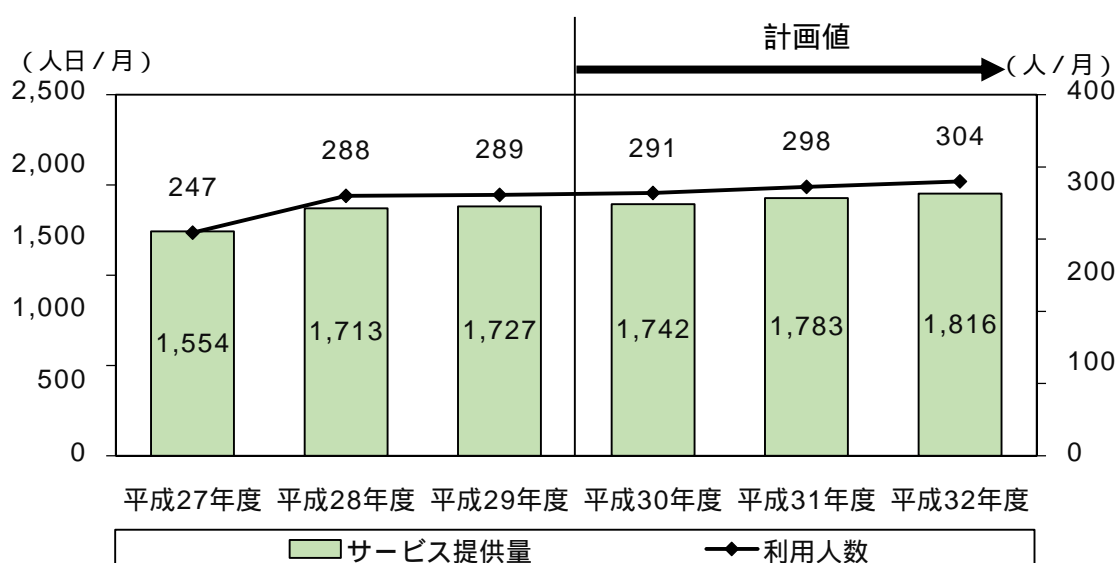
#### サービス内容

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う。

#### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、従前に比べ増加幅は縮小すると見込まれるものの、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	1,218	1,270	1,324	1,742	1,783	1,816
	人/月	213	235	259	291	298	304
実績値	人日/月	1,554	1,713	1,727			
	人/月	247	288	289			
計画比	人日/月	127.6%	134.9%	130.4%			
	人/月	116.0%	122.6%	111.6%			



## 医療型児童発達支援

### サービス内容

肢体不自由で理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児に児童発達支援及び治療を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量については、市内に対応可能な事業所がなく、第4期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、潜在的な利用ニーズを把握し、提供体制の整備など対応を検討していきます。

## 放課後等デイサービス

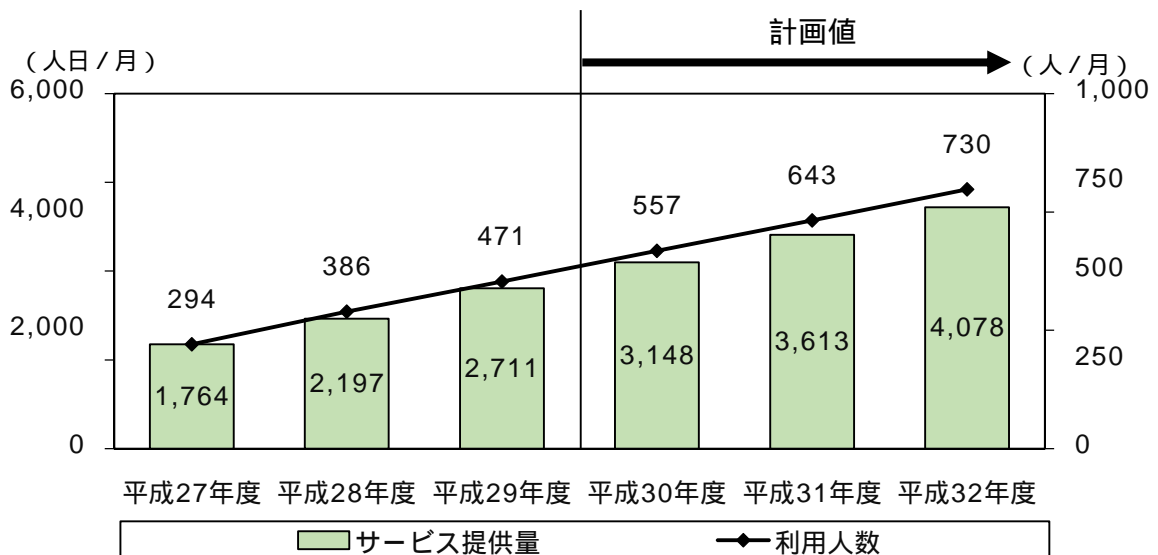
### サービス内容

学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	1,495	1,674	1,875	3,148	3,613	4,078
	人/月	248	278	311	557	643	730
実績値	人日/月	1,764	2,197	2,711			
	人/月	294	386	471			
計画比	人日/月	118.0%	131.2%	144.6%			
	人/月	118.5%	138.8%	151.4%			



## 保育所等訪問支援

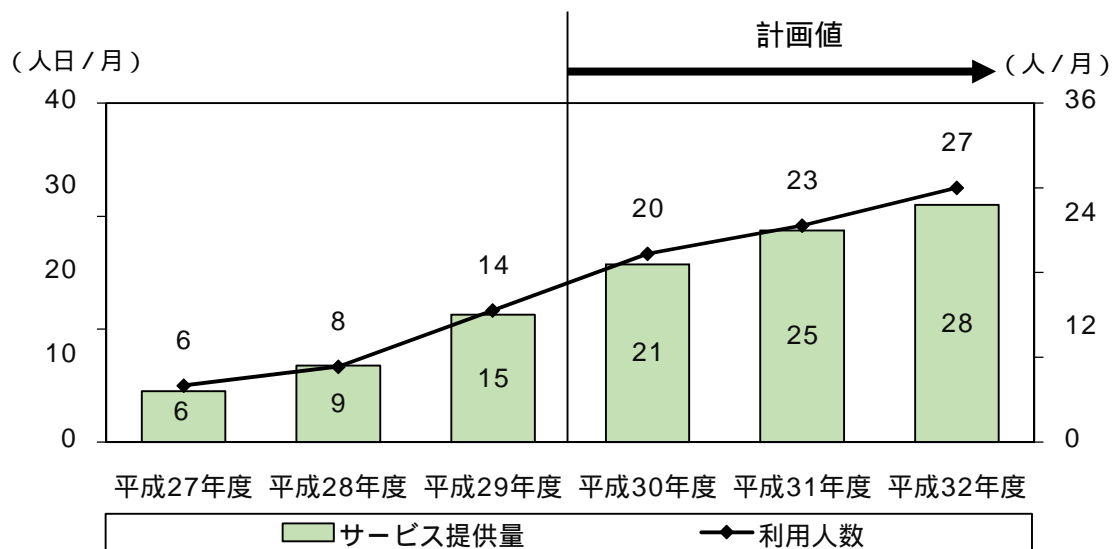
### サービス内容

保育所など集団生活を営む施設を訪問し専門的な支援が必要な障がい児に、集団生活への適応のために必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	5	10	20	21	25	28
	人/月	2	5	10	20	23	27
実績値	人日/月	6	9	15			
	人/月	6	8	14			
計画比	人日/月	120.0%	90.0%	75.0%			
	人/月	300.0%	160.0%	140.0%			





## 居宅訪問型児童発達支援

### サービス内容

重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。

### 見込量算出の考え方

平成30年度から開始されるサービスであり、利用人数の見込量については、サービスの利用対象と想定される就学前の重症心身障がい児数から、見込量を算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月				0	1	1
実績値	人/月						
計画比	人/月						

## 障害児相談支援

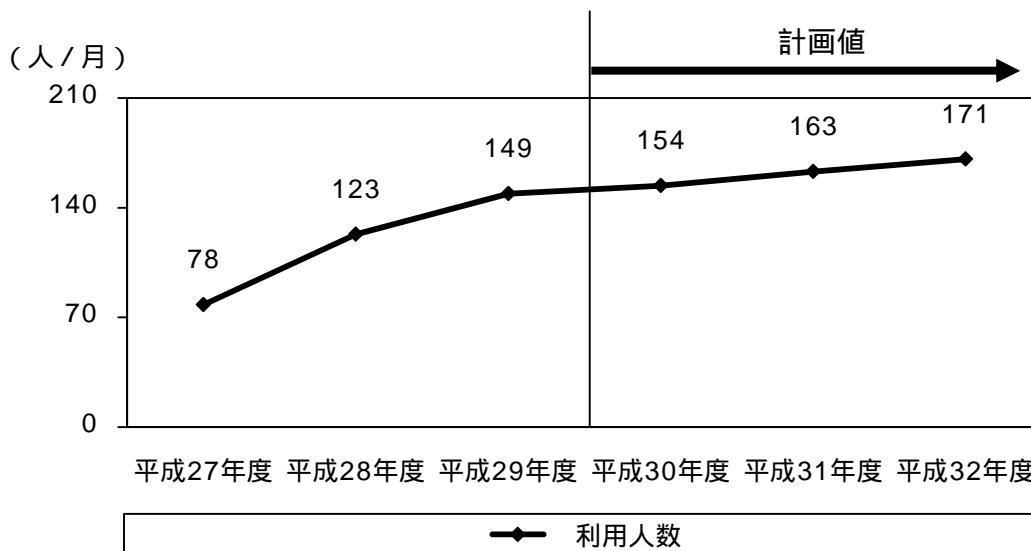
### サービス内容

障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援の利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、サービス利用人数の増加を見込んでいることから、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	33	53	73	154	163	171
実績値	人/月	78	123	149			
計画比	人/月	236.4%	232.1%	204.1%			



## 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

### サービス内容

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する。

### 見込量算出の考え方

配置人数の見込量については、関係機関との検討を行ったうえで、平成32年度中に1人配置することを目標として設定します。

## 見込量確保の方策

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、見込量と供給量との調和を図るよう努めていきます。また、肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児など、重度の障がい児に対する支援体制について、30年度末までに設置する協議の場で見込量確保の方策を検討していきます。

### **( 3 ) 兵庫県が設定する活動指標**

兵庫県障害福祉審議会において、兵庫県独自の指標が設定され、市町に係る新たな活動指標として教育と福祉の協議の場の設置及び障がい児の相談窓口の設置の2点が設定されました。

#### **教育と福祉の協議の場の設置**

教育と福祉の両分野の連携が十分に図れていないことを踏まえ、就学前から卒業までの支援を連携して円滑に実施できるよう、平成30年度末までに教育と福祉の協議の場を設置する。

#### **障がい児の相談窓口の設置**

障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行い、ライフステージ（乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後）に応じた切れ目のない支援が行えるよう、関係機関をつなぐ役割を担う相談窓口を、平成32年度末までに設置する。

# 第7章 計画の推進体制

## (1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がいのある人をはじめ、市民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等、そして市を、障がい者施策を推進していく主体として位置づけます。それぞれが自らの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって障がい者福祉の向上に取り組んでいくことが重要です。

### 障がいのある人

障がいのある人は自分が人生の主演であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることに気づき、自分の生き方を自分で決めていくことが重要です。

また、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、自らの持つ能力を發揮して自立を目指し、能力に応じて社会に貢献することが望まれます。

### 市民

障がいの特性に関する正しい知識を取得し、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人が自立した社会生活を送るための支援を行い、必要な情報を届けるほか、災害時の支援や、誰もが参加できるような地域行事等を企画するなど、お互いに助け合う地域づくりに努めていくことが求められます。

### 障がい者団体、障害福祉サービス等事業者

障がい者団体は、障がいに対する理解の促進や障がいのある人やその家族等との交流の場づくり、社会参加の支援等を行っています。今後も、各団体間での連携や調整を図りながら、市民の障がいに対する理解促進、障がいのある人の生活の向上に向けた行政等に対する働きかけなど、さまざまな取り組みを行っていくことが重要となります。

また、障害福祉サービス等事業者は、障がいの特性を踏まえた個々の状況に合った適切なサービスの提供を行うとともに、サービスの質の向上や事業運営の情報公開など公正な運営が求められます。

### 企業等

障がいのある人が社会的に自立した生活を営むためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現や社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業等においては、障がい者雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりや雇用条件の整備、従事できる職種の確保に取り組む必要があります。

また、障害者差別解消法の施行により、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いが禁止され、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合には、可能な限り柔軟に対応することが望まれます。

## 市

障がいのある人やその家族等のニーズの把握に努め、必要な人に必要なサービスを提供するとともに、関係機関などとの連携のもと、各種施策を一体的に推進し総合的な福祉の向上を目指します。

また、地域における支え合いの環境を構築し、障がいのある人のまちづくりへの参加を促進するとともに、市民や企業などに対して、障がいや障がいのある人についての正しい理解の促進に努めます。

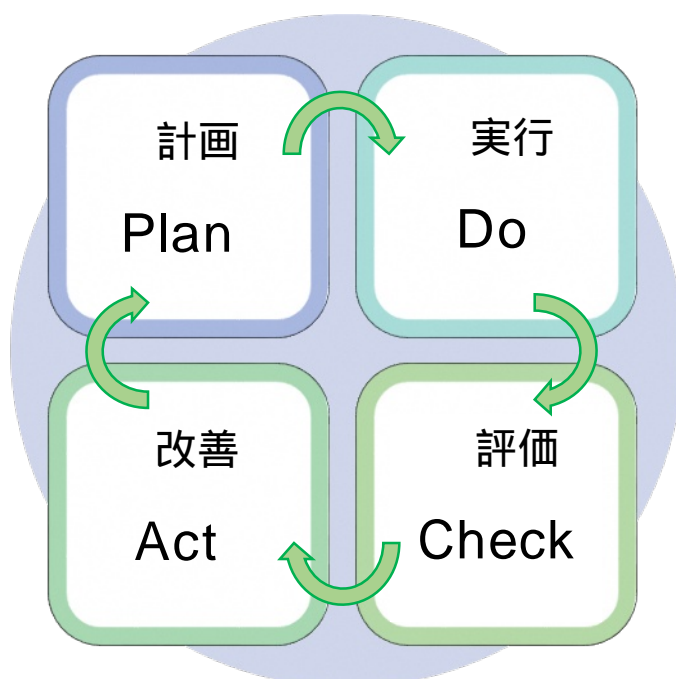
## (2) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果目標の達成状況などについて点検及び評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

### <PDCA サイクルとは>

さまざまな分野や領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

PDCAサイクルのイメージ図



P D C Aの具体的内容

	内 容
計画 (Plan)	<p><b>障がい者計画の策定</b></p> <p>各種調査等を通じて市の課題を把握し、必要と思われる施策を設定するとともに、成果目標やサービス見込量を定めます。</p>
実行 (Do)	<p><b>計画の実行</b></p> <p>策定した計画に基づいて施策を進めていきます。</p>
評価 (Check)	<p><b>検証シートによる施策の評価</b></p> <p>検証シートにより、各年度の実施状況や成果のほか、施策の実施における課題や今後の方向性などを把握します。この評価は毎年度実施します。</p>
	<p><b>第7次計画全体の中間評価</b></p> <p>次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に合わせて、第7次計画全体の中間評価を行います。成果目標の達成状況やサービス提供実績の計画値との比較、障がい者計画における施策の実施状況や今後の課題を把握します。</p>
	<p><b>障害者施策推進協議会での評価報告並びに内容の検討</b></p> <p>評価結果については、障害者施策推進協議会で報告し、検討や分析を行います。</p>
改善 (Act)	<p><b>検証結果に基づいた施策内容の修正</b></p> <p>検証シートを通じて把握した課題等を踏まえ、対応方法の検討や新規事業の立案を行います。</p>
	<p><b>中間評価に基づく第7次計画の見直し</b></p> <p>中間評価の結果を踏まえ、必要な場合は計画の見直しの検討などを行います。</p>

# 資料

## 1. 市内の障害福祉サービス事業所等一覧（平成29年10月末現在）

### （1）訪問系サービス

事業所名	所在地	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護
さわやか北摂	水明台 1 - 2 - 4 9				
すこやかサービスセンター	火打 1 - 1 - 7 ふれあいプラザ 3 階				
プラスワンケアサポート株式会社	栄町 2 5 - 1 アステ川西 5 階				
有限会社たお	栄根 2 - 2 4 - 7				
ニチイケアセンター川西	中央町 3 - 2 川西北ビル 5 階				
ほっとあんしんケアセンター	美園町 1 - 2 6				
訪問介護事業所フルライフケア川西	久代 4 - 5 - 3 3 メゾン八重 1 0 1				
カインドひばりケア	南花屋敷 3 - 3 - 1 8 サンハイツ 1 0 2				
おたふく訪問介護サービス	下加茂 1 - 2 4 - 1 7				
マザーケアヘルパーステーション川西	中央町 1 3 - 8 - 3 0 3				
ひかり介護	南野坂 2 - 7 - 2				
サンバード・ケアステーション	栄根 2 丁目 2 5 - 8 - 1 0 1				
ヘルパーステーションすまいる	見野 2 - 3 6 - 1 1 Y K ビル 3 0 4				
アイヘルパーステーション	萩原台西 3 - 1 - 2 - 2 0 1				



## (2) 日中活動系サービス

事業所名	所在地	生活 介護	就労継続 支援 A 型	就労継続 支援 B 型
川西作業所	小戸 3 - 1 2 - 1 0			3 5 人
小戸作業所	小戸 3 - 1 2 - 1 0	4 0 人		2 0 人
ハピネス川西デイサービス	加茂 3 - 1 3 - 2 6	2 0 人		
川西市障害者共働作業所あかね	丸の内町 6 - 1			2 0 人
ひまわり荘	湯山台 2 - 4 6	2 0 人		
むぎのめ作業所	丸の内町 6 - 1			2 0 人
福祉作業所りんどう	美園町 1 2 - 1 1			2 0 人
ハピネス川西作業所	加茂 3 - 1 3 - 2 6	6 5 人		2 5 人
ドリーム甲子園 川西事業所	栄根 2 - 2 0 - 2			2 0 人
あったかほーむ	清和台東 5 - 2 - 7	1 0 人		
就労継続支援事業所 川西もみの木	清和台東 4 - 3 - 1 8			1 0 人
クローバー	火打 2 - 1 0 - 8		2 0 人	
みつぼし 川西店	平野 3 - 2 - 5		1 0 人	

(下段は定員を表しています。)

### ( 3 ) 短期入所

事業所名	所在地	定員
美園ホーム	美園町 1 2 - 1 1	7 人
特定非営利活動法人ぴあの	清和台東 2 - 3 - 4 6	3 人
ショートステイむーのおうち川西	滝山町 9 - 4	5 人
ハーモニー	清和台東 5 - 2 - 7	2 人
あかねホーム	東多田 1 - 5 - 1	4 人
久代ホーム	久代 3 - 3 0 - 1 1 - 2 0	4 人
ホーム Z	下加茂 1 - 1 - 1 0	5 人
ショートステイ大和西	大和西 1 - 5 0 - 5	1 人

### ( 4 ) 共同生活援助 ( グループホーム )

事業所名	所在地	定員
NPO 法人みちホーム「たきやま第 1」	滝山町 7 - 7	6 人
NPO 法人みちホーム「たきやま第 2」	滝山町 7 - 7	6 人
ホームうぐいす台	鶯台 1 - 2 3 - 7	5 人
ホームはぎわら台	萩原台東 1 - 1 7	5 人
ドリーム緑台	緑台 6 - 3 - 7	8 人
あかねホーム	東多田 1 - 5 - 1	4 人
第 2 あかねホーム	鼓が滝 1 - 2 3 - 2 5	4 人
大和西ホーム	大和西 1 - 5 0 - 5	6 人

## ( 5 ) 障害児通所支援

事業所名	所在地	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス	保育所等 訪問支援
川西さくら園	小戸 3 - 1 2 - 1 0	5 0 人		
さくらんぼ	小戸 3 - 1 2 - 1 0	2 5 人	5 人	
児童デイサービスぴのっき お	東多田 1 - 2 5 - 1	1 0 人		
きしゃぼっぼ川西	出在家町 9 - 2	1 0 人		
すまいる・きっず	清和台東 2 - 2 - 8 3	1 0 人		
児童デイサービスきらら。	水明台 4 - 2 - 6	1 0 人		
児童デイサービス未来花	東畦野 1 - 1 - 1		1 0 人	
はぁとのきゃんばす	萩原台東 2 - 2	1 0 人	1 0 人	
オルゴール	久代 2 - 9 - 5		1 0 人	
夢ポケットティンクル	大和西 2 - 2 3 - 8	1 0 人		
おひさまdekiru	清和台西 2 - 7 - 6 0	1 0 人		
未来花平野	緑台 3 - 3 - 2 2		1 0 人	
ハイトップファミリー川西	西多田 1 - 1 6 - 2 8		1 0 人	
たち	鼓が滝 1 - 2 - 2 3 - 2 階	1 0 人		
やわらキッズ	東多田 1 - 3 - 1 7	1 0 人		

事業所名	所在地	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
みつばのキャンパス	滝山町 9 - 4		10人	
Teamきずな	久代 2 - 9 - 1 - 2階		10人	
くるみ	加茂 1 - 15 - 19 - 4		10人	
児童デイサービス・アニマ ートかわにし	萩原台西 3 - 1 - 2 - 1 - 103		10人	
カリヨン	久代 3 - 3 - 25 - 102		10人	
ハーティワン	けやき坂 2 - 6 - 8		10人	

(下段は定員を表しています。)

## (6) 計画相談支援・障害児相談支援

事業所名	所在地
川西市障がい児(者)地域生活・就業支援センター	火打 1 - 1 - 7
川西さくら園	小戸 3 - 12 - 10
ハピネス川西相談支援事業所	加茂 3 - 13 - 26
プラスワンケアサポート株式会社	栄町 25 - 1 アステ川西 5階
相談支援センター Compassion	絹延町 4 - 21

## (7) 地域生活支援事業

### 地域活動支援センター

事業所名	所在地
小戸作業所	小戸 3 - 1 2 - 1 0
裸足の楽園	中央町 6 - 1 1
ふれんど	小戸 1 - 7 - 9
ふれあいわかば	丸の内町 6 - 1
あいらんど	小花 2 - 7 - 1 - 1 0 7
地域活動支援センター ジョイントハート	平野 1 - 4 - 5

### 移動支援

事業所名	所在地
さわやか北摂	水明台 1 - 2 - 4 9
プラスワンケアサポート株式会社	栄町 2 5 - 1 アステ川西 5 階
川西市社会福祉協議会すこやかサービスセンター	火打 1 - 1 - 7
有限会社たお	栄根 2 - 2 4 - 7
サポート・ハピネス	加茂 3 - 1 3 - 2 6
あかねっと	丸の内町 6 - 1
ニチイケアセンター川西	中央町 3 - 2 川西北ビル 5 階
マザーケアヘルパーステーション川西	中央町 1 3 - 8 - 3 0 3
サンバード・ケアステーション	栄根 2 - 2 5 - 8 - 1 0 1
アイヘルパーステーション	萩原台西 3 - 1 - 2 - 2 0 1

日中一時支援

事業所名	所在地	定員
なな てんとう想作館	滝山町 9 - 4	14人
美園ホーム	美園町 12 - 11	6人
特定非営利活動法人ぴあの	清和台東 2 - 3 - 46	9人
ひだまり	清和台東 5 - 2 - 7	5人
みらいばな	緑台 3 - 5 - 10	6人
ホームZ	下加茂 1 - 1 - 10	5人

訪問入浴サービス

事業所名	所在地
ニチイケアセンター川西	中央町 3 - 2 川西北ビル5階
りんどう訪問入浴介護サービス	多田桜木 2 - 10 - 38

- 2 . 計画の策定経過
- 3 . 川西市障害者施策推進協議会委員名簿
- 4 . 川西市障害者施策推進協議会規則
- 5 . 川西市障がい者自立支援協議会設置要綱









川西市  
Kawanishi City